

目 次

○第1号（9月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
村長提出議案の概要説明	4
動議の提出	7
追加日程第1 岩田好雄副議長の不信任動議	8
日程第 3 一般質問について	7
◇松岡好雄君	10
◇南 千晴君	20
◇山口宗一君	36
◇柳田キミ子君	48
日程第 4 認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について	59
日程第 5 請願・陳情について	67
懲罰動議の提出	68
日程の追加について	68
追加日程第1 松岡好雄議員に対する懲罰動議について	68
日程第 6 平成23年度榛東村一般会計決算の審査について	71
散 会	71

○第2号（9月10日）

議事日程 第2号	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	74
欠席議員	74

説明のため出席した者	7 4
事務局職員出席者	7 4
開 議	7 5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	7 5
日程の追加について	7 5
追加日程第1 「議員松岡好雄君に対する陳謝を求める懲罰の件」について	7 5
追加日程第2 発委第6号 議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議 について	7 6
追加日程第3 発委第7号 榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議につい て	7 8
日程第 2 認定第 1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について	7 9
日程第 3 認定第 2号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認 定について	1 1 0
日程第 4 認定第 3号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の 認定について	1 1 4
日程第 5 認定第 4号 平成23年度榛東村老人保健特別会計決算の認定に ついて	1 1 7
日程第 6 認定第 5号 平成23年度榛東村介護保険特別会計決算の認定に ついて	1 1 9
日程第 7 認定第 6号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決 算の認定について	1 2 3
日程第 8 認定第 7号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の 認定について	1 2 6
日程第 9 認定第 8号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算 の認定について	1 3 1
日程第10 認定第 9号 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認 定について	1 3 3
日程第11 認定第10号 平成23年度榛東村上水道事業会計決算の認定につ いて	1 4 0
日程第12 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について	1 4 9
散 会	1 5 0

○第3号（9月12日）

議事日程 第3号	151
本日の会議に付した事件	151
出席議員	153
欠席議員	153
説明のため出席した者	153
事務局職員出席者	153
開 議	154
日程第 1 会議録署名議員の指名について	154
日程第 2 議案第55号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例について	154
日程第 3 議案第56号 榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について	155
日程第 4 議案第57号 榛東村100歳到達祝金贈呈条例の一部を改正する条例について	156
日程第 5 議案第58号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	158
日程第 6 議案第59号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について	164
日程第 7 議案第60号 平成24年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について	165
日程第 8 議案第61号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	173
日程第 9 議案第62号 平成24年度榛東村老人保健特別会計補正予算(第1号)について	175
日程第10 議案第63号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第2号)について	176
日程第11 議案第64号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	179
日程第12 議案第65号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	181
日程第13 議案第66号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について	182
日程第14 議案第67号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)について	183
日程第15 議案第68号 動産の取得について	185

日程第16	請願・陳情について	188
日程第17	総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第18	福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第19	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第20	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第21	平成23年度榛東村一般会計決算の審査結果について	190
日程第22	議員派遣について	191
議長あいさつ		191
閉会		192

平成24年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

9月3日（月）

平成24年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

平成24年9月3日（月曜日）

議事日程 第1号

平成24年9月3日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 一般質問について
 - 日程第 4 認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について
 - 日程第 5 請願・陳情について
 - 日程第 6 平成23年度榛東村一般会計決算の審査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第1 松岡好雄議員に対する懲罰動議について

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	早川雅彦君
生涯学習課長	星野勉君	代表監査委員	岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成24年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折ご参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

このところ朝晩の暑さも少しやわらぎ、秋の訪れを感じる季節となりましたが、国政においては次々に発生する国内外の諸問題に混迷が続いています。尖閣諸島や竹島の領有権をめぐり、香港の反日活动家による尖閣諸島への上陸や韓国の李明博大統領の島根県の竹島への上陸により、中国や韓国との領土摩擦問題が発生し、大きな政治問題に発展しています。

また、国内では消費税増税法案を強行採決した民主、自民、公明の3党ですが、早期に衆議院解散を求める国民の生活が第一、みんなの党など、野党7党派や自民、公明の両党が野田首相の問責決議案を提出、8月29日夜の参議院本会議で野田首相に対する問責決議を自民党など野党の賛成多数で可決いたしました。今後野党は野田首相に対し、衆議院解散、総選挙を強く迫っていくものと思われませんが、重要法案の積み残しを抱える野田首相との間で解散をめぐる攻防が激しくなり、さらに政局は不安定になることが心配されます。野党は今後の審議に応じない構えのため、公債発行特例法案の今国会での成立が困難となり、赤字国債の発行ができなくなるため、9月から予算執行の抑制により、自治体へ配分される地方交付税などが先送りされる可能性があるため、行政サービスへの影響が懸念されています。

また、地方自治法の一部を改正する法律案が参議院に送付され、8月29日に議決されました。主な内容は、1つ目は地方議会制度の見直しに関する事項として、地方議会の会期に通年会期の導入の法制化、臨時議会の招集権など、2つ目は議会と町との関係に関する制度の見直しに関する事項で、条例の制定改廃、予算に関する議決以外についての再議権の拡大、専決処分に関する事項等について見直しが行われています。

それから、8月30日に行われた国と地方の協議の場においては、安定財源の確保に伴う社会保障・税の一体改革関連法の成立について、地域経済、雇用対策の充実等、地域主権改革の推進などが国に要望されました。これまで政府が進めてきた経済対策も世界経済の後退や金融危機の発生、一層の円高、1次産品価格の高騰などにより、効果があらわれず、経済や労働環境の低迷が依然として続いています。このようなときこそ国民が安全・安心して暮らせる社会の実現ができる政治や強い指導力のあるリーダーが求められています。今後の政局の動向を注視するとともに、村の活性化や村政の発展に努めていきたいと考えておりますので、今後とも議会活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

さて、本定例会には4名の議員による一般質問や平成23年度決算の認定、条例の一部改正、補正予

算など多くの重要議案等が提案されております。議員各位におかれましては、十分なご審議をお願いしたいと存じます。

また、本日は大変お忙しい中、代表監査委員の岩崎唯雄さんにご出席をいただいております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算の審査に当たられ、大変お疲れさまでした。決算等審査意見書につきましては、後ほどご報告をいただくこととなりますが、予算が適正かつ有効に使われるよう議会としても監視機能を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今年は例年になく猛暑日が続いておりますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

なお、本日は区長さんの皆さんには傍聴大変ご苦勞さまです。傍聴されます皆様申し上げます、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成24年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています、全員出席であります。

直ちにお手元に配付した日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番小野関武利君、4番松岡稔君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第3回定例会の会期は、本日3日から9月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3日より12日までの10日間と決定いたしました。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで、村長より本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出があ

りましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めましておはようございます。

9月に入り、暑さも朝夕は幾分やわらぎ、田んぼの稲穂もこうべを垂れてきている感じがあります。きょうこのごろであります。議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてむらづくりに邁進していただいていることにまずもって感謝申し上げます。

ここで、平成24年榛東村議会第3回定例会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

先ほど議長のあいさつにもありましたが、本日3日から12日までの10日間、本会議を開催いただくことにまずもって御礼を申し上げます。

この定例議会は決算議会であります。よって、平成23年度に実施されましたすべての事業の成果が決算書に表記されております。皆様方の慎重審議をもって村民の福祉や生活の向上と村の発展を図るため、今後もなお一層予算の適正、効果的な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、国内では昨年発生しました東日本大震災で1年以上経過した今でも復興に向けてさまざまな課題が山積されております。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電の代替エネルギーとして自然エネルギーの普及促進が急務とされ、榛東村におきましてもメガソーラー発電所の誘致を行い、SBエナジー株式会社により、全国に先駆けて、7月1日、固定価格買い取り制度による発電が開始されたところでございます。年間計画発電量はご案内のとおり、268万キロワットを見込み、一般家庭740世帯分となっております。7月末日での1カ月分の実績につきましては、約23万8,000キロワットが発電され、ほぼ計画どおりの売電が行われ、売電量の3%は3.6ヘクタールの土地の賃貸料として村に入ってくる契約となっております。8月には集中豪雨災害が発生しておりますが、天候は定まり、順調に発電が行われ、7月を上回る発電量と期待されているところであります。

ここで、世界に目を向けますと、第30回夏季オリンピックロンドン大会が開催され、日本選手団において、金7個、銀14個、銅17個、合わせて過去最多となる38個のメダルを獲得し、私どもに勇気と希望を与えていただきました。私は、オリンピックにおいては銀も銅も、選手や選手を支えるコーチ陣の努力のたまものであり、金メダルと同じ輝きに見えますが、私どものむらづくりにおいては、携わるすべての役職、関係者が金メダルのみを目指すべきと職員にも伝達しているところであります。

一方、韓国の李明博大統領の竹島への強行上陸や中国の活動家による尖閣諸島上陸は、日本国民の一人としてまことに遺憾であります。島国日本はこのほか北方4島問題等厳しい領土問題が緊迫感を増しております。国政においては、消費税率引き上げを柱とする社会保障・税一体改革法案が8月10日、参議院本会議で可決、成立いたしました。これにより、平成26年4月に消費税8%、平成27年10月、10%に引き上げ見込みとなりました。この関連法案成立後、野田総理は近いうちにと衆議院解散、

総選挙を表明されましたが、先月29日、野田首相への問責決議案が参議院で可決され、法的拘束力はないものの、解散が秋に行われる可能性が出てきました。今後も強いリーダーシップを発揮した安定政治に期待したいところですが、短期政権が見え隠れしており、総選挙となれば、村の行事等にも影響が出てくることは避けられない状況となってきました。

経済問題では、ここしばらく1ドル80円を割り込んだ円高が続き、輸出産業の低迷が依然続いております。株価においても8月に9,000円台になりましたが、依然経済の低迷は続いており、経済成長は見込めない状況で予断が許せません。企業は独自の為替変動の影響を受けにくい海外での生産や部品調達を拡大しているとのことで、国内産業の空洞化に拍車がかかっております。世界全体での異常金利が広まっており、スペインでは国債の利回りが危険水域とされる7%前後まで上昇、一方、メキシコや南アフリカで低下するなど、連鎖的に金利が下がる状況も発生しております。また、ドイツやオランダでの国債は買われ、マイナス金利が発生するなど異常事態となっております。

天候もことしは記録的な猛暑となり、群馬県内で7月の熱中症搬送者は最多の498人となり、村内の総合運動場で大会中の中学生が熱中症になり、11人がドクターヘリ等で県内の病院に搬送されたこともありました。

また、トラクターによる事故も3件発生し、うち2名が不幸にもトラクターの下敷きで亡くなりました。村としてこれ以上事故を出さない対策として、チラシ等により事故防止を喚起したところがあります。

一方、7月25日には大洗町と友好都市協定を締結しました。今後さらに交流を深め、産業・経済を中心に互いの発展につなげていきたいと考えております。

また、消防では第4分団が渋川広域の代表として県のポンプ操法競技大会に出場し、努力の成果として、第4位という消防技術の高さを認められたところでもあります。

それでは、ここで本会議に上程する議案について説明申し上げます。

まず、条例の一部改正が5件、主なものは外国人登録制度廃止に伴う関係条例の改正となっております。

次に、平成24年度補正予算ですが、一般会計を初め、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、学校給食事業特別会計、上水道事業会計の8会計となっております。

そして決算の認定でございます。平成23年度一般会計決算につきましては、歳入決算額58億779万7,929円、歳出決算額が55億7,899万3,330円で、歳入歳出差引額は2億2,880万4,599円となっております。

また、特別会計の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、学校給食事業特別会計を含めると、合計決算額は歳入決算額89億8,651万9,285円で、歳出決算額86億

2,661万8,341円で、歳入歳出差引額は3億5,990万944円となっております。

次に、上水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の収入決算額は2億5,989万9,564円、支出決算額2億5,393万8,312円で、収入支出差引決算額596万1,252円となっております。資本的収入及び支出の収入決算額は700万円、支出決算額5,213万1,946円で、収入支出差引決算額4,513万1,946円の減となっております。これらの諸決算に対しまして、議員の皆様から建設的なご意見をいただき、次なる年度の予算執行に役立てていきたいと思っております。

以上が本会議に上程する条例改正、補正予算並びに決算の認定の議案となっております。よろしく審議の上、ご議決、また認定をいただけますようお願い申し上げます、説明及びあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。



◎日程第3 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し、簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問順位1番松岡好雄君の質問を許可いたします。

10番松岡好雄君。

〔10番 松岡好雄君登壇〕

○10番（松岡好雄君） 10番松岡です。

その前に動議を提出いたします。

○議長（高橋 正君） 何の動議だい。ただの動議か。動議だって種類あるよ。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 不信任動議です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時17分休憩

午前9時40分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

ただいまの松岡好雄議員の動議に対して、動議提出をいただけますか。

ただいま松岡議員の動議に対して賛同者の方はおりますか。柳田議員がいますので、成立いたします。そうすると、議事日程で議運を開かなければならないので、議運を開きたいと思えます。

それでは、45分から議会運営委員会を開きたいと思います。

午前9時41分休憩

午前10時8分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ただいまの松岡議員の副議長不信任動議に対しまして、追加日程といたしたいと思います。

追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、松岡議員、提案理由の説明をお願いします。

その前に、14番岩田議員の除斥を命じます。

〔14番 岩田好雄君除斥〕

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） それでは、提案理由を申し上げます。

平成24年9月3日、岩田好雄副議長の不信任動議を提出する。

提案理由。

1、山子田2552-13の土地の測量及び登記申請書類の作成を関係する他者にさせ、不動産登記法を無視した売買に絡み、平成10年より永きにわたり、今もなお地権者及び住民を苦しめている。

2、山子田2552-13の土地の境界問題、個人の利得に関することを議会に持ち込み、混乱させた。

3、5人の議員に発言事実確認書は裁判資料に使用しないと約束したにもかかわらず、5人の議員を裏切り、裁判資料として使用した。

4、平成24年2月14日、午後1時30分より官民境界について、産業建設常任委員会に参考人として出席、訴状のコピーを8人に配り、暴言を吐き、委員長が制止したにもかかわらず、委員長不信任動議を出したことは、議会ルールに反するだけでなく、地方自治法第117条（除籍）、第132条（品位の保持）、第133条（侮辱に対する処置）に反し、岩田好雄副議長の一連の発言と行動は榛東村民の議会に対する信頼を失墜させた。この責任は極めて重い。

よって、岩田好雄副議長の不信任動議を提出する。

○議長（高橋 正君） ただいま10番松岡好雄議員より提案理由の説明が終わりました。

ここで14番岩田好雄君の入場をお願いします。

〔14番 岩田好雄君入場〕

○議長（高橋 正君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

ここで14番岩田好雄君の弁明がありましたらお願いいたします。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） この不信任動議の内容においては事実には反するものであります。なお、4

については秘密会の内容であり、この秘密会の内容が外に出るということはいかなるものか審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ただいま岩田議員より弁明がありました。

それでは、採決を行います。

岩田好雄議員の不信任に対して賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 1人。

よって、本案は否決されました。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 9番牧口です。

先ほどこの4番の問題は産業建設委員会で秘密会としての会議を開いて、それが開示をされていない現在に、秘密会の内容等が漏れいすることはいかなるものかと。以後このようなことは秘密会であれば、あくまでその会の秘密の会議なんですから、それを関係外に漏らすことはいかなるものかと、このように考えますので、今回こうやってもう出てしまいましたけれども、議員各位はそのところをいろいろ検討していただいて、以後十分に注意していただきたいと、このように思いました。

以上です。

○議長（高橋 正君） この問題については後ほど議運のほうで検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。議運の皆さん、よろしくをお願いします。

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ただいま村長のほうから訂正がありますので、村長どうぞ。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 貴重な時間を申しわけありません。先ほど所信表明のときに幾つか訂正箇所がございますので、訂正させていただきます。

まず最初に、補正予算で一般会計を初めというところで、特別会計のところを農業集落排水事業特別会計と申し上げるところを産業集落と申し上げたので、ここを訂正させていただきます。

またもう1点は、歳入決算額89億8,651万9,285円と申し上げるところを違う数字を、2けたのところが違ったということでございますので、そこを訂正させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） それでは議事録のほうを。

それでは、一般質問、10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君登壇〕

○10番（松岡好雄君） 皆さん、こんにちは。

1時間ちょっとこのことで迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

では、皆さん、おはようございます。大勢の区長さんの前で一般質問ができますことに対し、改めて感謝申し上げます。

私がこれから行います一般質問の要点は大きく分けて4点でございます。1点目は村長の公約と実現に向けて。2点目が職員の規律と監督責任について。3点目が上毛大橋から榛東村までの延伸道路について。4点目がメガソーラーと今後の観光開発に向けてと題しまして、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 10番松岡です。

それでは、村長に対して質問させていただきます。

村長は村長になって公約とか案とかいろいろ出しております。この中に「村政を変えます。大切にします、あなたの意見」というところに重要課題という印がしてありました。古いしがらみ体質から村政脱却の変革と村民の声を積極的に真摯に受ける村政へ。議会軽視から脱却。公正な公共事業の執行ということで1番目がありました。その中において、村長になってから後援会の皆さんの、村長も公職で忙しくてなかなか大変だろうと思うんですけども、後援会の意見をもう少し聞いていただきたいと。最近はずっとも後援会の意見を聞かないで困っていると、そういうふうには発言している人もいます。要するに村長は自分の質問等にしっかり村民の意見を聞きとめていただいて、いい村政にしていくようにお願いします。それにお答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

松岡議員からそういうご発言がございましたということは、村の人たちもそういう機運があるのかなというふうに今受けとめているところでございます。真摯に受けとめて、公約で挙げましたものを実行するがごとく、村民のご意見を聞きながら行っていきたくと、こんなふうに思います。決意を新たにしていきます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今、村長の意見を聞きました。ぜひ榛東村民、選挙が終われば応援してくれた人、応援してくれない人にもぜひ公正公平な目で村政を運営していただきたい。

それから、村民の声を積極的に、真摯にというところで、村長は先ほどお答えくださいましたので、それを飛ばしまして、広域負担金の是正のことに移りたいと思います。

この2番に書いてあります、村長の失政で広域負担金が増額になった。平成18年より22年、5年間で総額約2億円もの負担増しとなった。村民1人当たりで換算すると1万3,900円の税負担と、こういうふうに言っておりますので、このことについて根拠をご説明してください。お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、広域負担金の是正についてということで公約に挙げております。そして前にもある議員から、この問題についてご質問がございました。それで、そのときにお答えさせていただいたことと、それから広域議会で24年2月23日に開かれました管理者会議でも申し上げ、そしてまた広域の議会でも申し上げたことをちょっとかいつまんでお話しさせていただきます。

広域負担金の見直しについてということで、この件については私も本会議で答弁させていただきましたが、広域組合管理者会議で提案し、議論を重ねましたが、平成17年度の事件でもあり、ご理解いただけない議員が多く、見直しを提案すると負担金の中の均等割6%、消防救急4%をすべて10%に変更となるおそれがあるため、提出を断念した経緯があります。この財源を見込んで公約に挙げさせていただきました給食費の減免事業の取り組みをやめさせていただくということを議員さん初め、後援会の方々にも既に報告をさせていただいたところでございます。

それから、この根拠でございますが、市町村均等割負担金というのが24年度で申し上げますと、均等割というものが2億8,804万7,000円の10%ということで、これが上がってきております。その中で今までの経緯から言いますと、均等割というのは各事業ごとにそれぞれの均等負担割が決められていたのが平成17年までです。それから、18年度になりまして改正をされたということでございますけれども、このときに8市町村が3市町村に合併をされたということで、その均等割が8分の1から3分の1に変わったということですので、分母が大きくなれば、やはり負担金が多くなるということはお存じのとおりだと思います。

それで、余り長くなるとあれですけれども、今4%は消防救急について対応されております。平成24年度におきましては、榛東村で1,863万7,000円、それから、消防救急以外の運営費については、ちょっと数字は計算していないのであれですけれども、大体消防救急と一般経費というのが半々でございます。全体の広域の予算額が28億8,804万7,000円になっております。そして、大体消防救急はいつもそうですけれども、半分弱を占めております。ですから、ここに出ている市町村の均等割負担金を合わせますと、ことしは4,633万3,000円何がしになろうかというふうに思います。

それで、平成17年当時の負担割を見ますと、きょうはここに資料がありませんけれども、私の頭の中には、当時は1,200万から1,500万ぐらいで推移していたというふうに記憶しております。そして、この今回出された数字も4%、6%の激変緩和措置をして、この数字なんです。ですから、これを激変緩和措置をしないと、約9,900万の負担を3分の1で割るということになりますので、そうするというと、すごい負担割がふえてくるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今説明を受けたんですけども、余りはっきり村長に答えていただけなかったんですけども、自分が公約したことを実行するというのはなかなか村長として大変だろうと思いますけれども、このことについては前村長は年間4,000万損して、5年間で2億円ということを行っているんですけども、現村長が言っているんですけども、このことについて、どこにその4,000万という、もっとわかりやすくもう一度説明していただけますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げましたように、平成17年まではその負担割が1,200万から1,500万前後で推移していたというふうに記憶しております。そして、それから事業は縮小されても、ふえてはきておりません。その中で、先ほど申し上げましたように、3分の1の10%の負担割ということになると、約9,900万を榛東村が持たなければならないという中で、激変緩和措置をつくりまして、消防救急については40%、それから、それ以外の一般経費については60%というふうな議会議決をいただきまして、されたところです。そして、その後私が議員のときに、それを決めるときに、議会では見直しをしてくださいという附帯決議をつけております。その中で附帯決議は23年までにやらなければならないことがやられてきませんでしたので、今現在も40%、60%というのが継続されているということでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 先ほど説明いただいたんですけども、まだどうもしっくりいかないんで、この合併前と合併後で村長、計算違いをしていないですか。その点について4,000万の根拠を示して

ください。年間4,000万損したという。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 4,000万浮かなかった、浮いたという話でございますけれども、それは先ほどから申し上げていますように、平成17年度まではいろいろな事業に対しての均等割負担金については、私の今思っている頭の中には1,200万から千三、四百万の推移でずっと来ていたということでございます。それで、見直しをかけたために、その均等割が10%という数字に固定されたわけです。ですから、全体的な予算の中から10%を均等割に掛けてきたというやり方をしたものですから、榛東村が10%だというと、約9,600万の、ちょっと数字は定かじゃないんですけども、そのくらいの金額になっていると。

そうするというと、今までの平成17年度までの1,200万から300万から、それを引くというと、約7,000万もふえているということですよ。ただ、議会で激変緩和措置というのをつくって、その10%の中から1年間は全体で60%の掛け率で3分の1で割ったと。それでも榛東村は約6,000万ぐらいの支出があったんです。それで、それではなおかつ榛東、吉岡に不利益を与えているということで、次の年から消防救急に対してだけは40%に激変緩和措置をしましょうというので、やった結果、約5,000万に落ちたということです。ですから、私が言うのは、その5,000万に落ちただけけれども、平成17年度から見ると、3,500万から4,000万ぐらいの差があるんだというところを是正しようとして、議会に提出をしたんだけど、先ほど言ったように、その当時の議員さんたちが一人もおらないという状況の中で、それを出すと、見直しというのは、じゃ激変緩和措置を40%、60%にしたのを10%に戻すのかという話になってしまうというおそれがあったので、私は断腸の思いでそれは出さなかったという経緯がございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 先ほど議長からも資料のほうがいいんじゃないかと。資料を提出してもらえという意見もありましたので、この件については次回に、議会最終日12日、それまでにわかりますか。

〔「はい」の声あり〕

○10番（松岡好雄君） そうしたら、お願いしたいんですけども、村長。

それと、ついでじゃないんですけども、公約では4,000万を浮かして、それを給食費に充てたいと、こういうことを発言したと記憶しておるんですが、その点についてもわかりましたら、そのときにお答えください。お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） その点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。その予算が確保できないという中で、議員にも、それから後援会にも、この問題は当座できないということでご報告済みをさせていただきました。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） では、この広域負担金については次の機会にということで、資料を出してもらおうということで、次に移って、村長は今一生懸命頑張っているんですけども、長としての説明責任を十分果たしているとお思いでしょうか、ご説明ください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） そう指摘されれば、私も反省するところは多々あります。ご指摘のように、これからは今まで以上にそういったものに注意を払いながらさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） この資料を見ると、先人から受け継いだ財産を大切にしながら、村民である皆さんの声を聞き、行政運営を行い、皆さんが主役の村政実現に邁進しますと書いてありますので、本当に一生懸命頑張ってください、その到達できるようにしていただきたいと思います。

次に、ふるさと再生というところは村長は一生懸命頑張ってくださいやっているといます。これからも力を入れていただきたいと思います。

次に、基地所在村として自衛隊と共存共栄のむらづくりを推進すると、ここに発言しておりますが、どの程度できたのか説明願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

榛東村でも基地所在村ということで、多くの財源確保もそちらのほうから起因をするものについていただいて村政に反映しているところでございます。松岡議員がおっしゃいますように、共存共栄ということは、今も私の頭のから離れません。そんな中で、今までの行事ができていたかどうかというお話の質問であろうかと思いますが、私としては、そしてまた村としては、自衛隊との関係、

それから、いろいろな行事等で共存共栄を図りながら、その一体化を図ってきたという自負は私は持っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） その中で質問しますが、24年4月14日、自衛隊記念式典のとき、村長は開会になってから赤幕の中にたしか午前中いたと記憶しています。副村長も出席していました。それで、聞いてみると、基地・財政課長、それから総務課長は自衛隊の記念式典に出席しないと聞いております。こういうことではやっぱり共存共栄というところにおいて、ちょっと不自然かなと、こんなように感じています。

それと、村長は午前中退席してしまって、まことに言いづらいことなんですけれども、これから以後反省してもらうために、あえて言わせていただきます。村長であるから。何か所用があった場合には、副村長が行ったんだから、帰りますとはっきり副村長に伝えて、やっぱり舞台の上に乗って、はっぴを着て、基地所在村の村長だと。おれは榛東村の村長だと、しっかりあそこで宣言していただいて、みんなの前でかがみ割りに出席してほしいかなと自分は感じております。

また、自衛隊協力会の会員も、また村民の人も、何で基地所在村の村長は出席しないのかなと。とても残念だと。何か自衛隊と関係よくないのかなと。そこまで言わないですけれども、まあ待ちない、そのことについてはまたあえて村長に言うておくから、よく以後気をつけるように言うておくからということで、村民の人には伝えましたけれども、村長として榛東村1万4,000、きょうの新聞は300幾人だったですけれども、約1万4,500人近い代表であるんだから、これからもぜひ榛東村のために頑張っていただきたい。それと、そういうところは落ち度がないように、これからは気をつけていただき、自分が都合の悪いときには、副村長なり総務課長がいるんだから、ぜひ伝えて、忙しいから帰るのではなくて、それをしていただかないと村民としては不満が残ります。村長、お答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡議員が指摘されたことは事実でございます。私もあのときは事前にその旨をはがきで出させていただき、そして式典には参加させていただきましたけれども、こちらで懇談会というのには欠席をさせていただきました。それがこの件について当たるかわかりませんが、村長名で呼ばれたものについては代理がきくかきかないかということもございまして。そんなところで、これからはよく事務方と話し合っ、そういうときには万全の体制を敷いて、誤りのないようにしていきたいと、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） それでは、公約についてはまた次回に持ち越すことにしまして、次に、職員の規律と監督責任についてという題で質問状を出してあります。これについて質問させていただきます。

総務課長、榛東村職員の規律というところで懲罰規定があると思うんですけども、過去に何人ぐらい処罰を受けていると。名前は結構ですから、何人ぐらい過去5年間ぐらいでいいですけども、説明願います。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 松岡議員さんの質問にお答えします。

地方公務員法29条に規定されておりまして、条例、規則、規定に違反した場合、懲戒処分にされる場合ですね。あと第2号に職務上の義務違反または職務を怠った場合、また3号では全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合、こういった場合に懲戒処分にされております。

それから、村の職員でなった件数とおっしゃいましたので、平成18年4月1日から合計で7名が懲戒処分にされております。

なお、職員の懲戒処分関係につきましては、「広報しんとう」で毎年報告しております。また、村のホームページでも閲覧できるようになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） わかりました。それでは、事例を2つほど挙げさせていただきます。1つ目の事例は、昨年、郡山駐屯地に苦情電話をした事件について、私は平成23年11月18日、午後4時過ぎ自衛隊を訪問し、電話事件について調査を行いました。それから、平成23年11月25日の全員協議会の議事録にも載っていると思うんですけども、役場職員の中に、事もあろうに酒を飲んで苦情電話を第12旅団の災害派遣部隊の第3部長に電話した人がいることがわかっています。そこで、平成24年5月20日に榛東村の自衛隊協力会の総会をやりました。21日に自衛隊協力会長が自衛隊に出向き、幹部2人に再度事実の確認を行った結果、平成23年6月15日、23時ごろ、酒を飲んで第3部長に苦情電話をしたのは……………と判明した。このことは私の調査と一致した。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 指摘されましたので、その点については削除させていただきますけれども、2点ばかりあります。それで1点目は自衛隊の件と、2点目が山子田の土地の境界問題のことについてこういうことがありました。本来公平公正であるべき役場職員だと思いますけれども、官民境界について山子田2552の13の土地の測量が……………、

○議長（高橋 正君） そういうこと言っちゃだめだと言っているじゃない。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時53分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） それでは、次に移ります。

次に、上毛大橋から榛東村までの延伸道路についてということで質問してあります。聞くところによると、平成30年ごろまでに相当榛東村の近く、雛子橋、あそこを今度渋高バイパスができましたね。あの辺まで計画では来るらしいという意見を聞いたんですけども、村長、その辺のところを教えてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この上毛大橋の件につきましては、延伸道につきましては、吉岡、前橋もそうですけれども、榛東村にとっては非常に大事な道路だというふうな位置づけをしております。そして、私も担当してから松岡議員に言われるまでもなく、これをどんなふうで今現在進んでいるか、それからまた、これからどんなふうに進めていかなくてはならないかということで、前橋の市長、それから吉岡の町長、私と3人でその問題を定期的に、そればかりじゃなくても、その議題を1つとして話し合いをしております。そんな中で、非常に今松岡議員が期待したような計画が出てきつつあります。出たとは言わない。出てきつつあります。そんな関係から、担当課長のほうからその経緯を説明させます。

○議長（高橋 正君） 倉持建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） それでは、松岡議員さんの質問にお答えいたします。

群馬県では、駒寄スマートICへのアクセス道路整備として、平成20年より一般県道南新井前橋線バイパスの整備に着手しております。主要地方道前橋伊香保線から主要地方道高崎渋川線までの1.8

キロ区間、大松交差点から牛王頭川までの760メートルの区間を第1期工区として本年度完成を目指し、事業を行っております。また、2期工区1.04キロメートルは本年度1,000万円の予算がつき、前橋土木事務所が用地調査、測量、概略設計を行いたいとのことでございます。

本年7月の期成同盟会総会では、吉岡、榛東両町村とも高崎渋川線バイパス、雛子交差点につながることは決まっているが、そこまでに至るルートが示されていないので、家が新築されてしまうと、用地交渉等も非常に厳しくなる。一日も早く道路計画を示していただきたいとの強い要望を行っております。これに対し群馬県では、本道路の都市計画道路認定を含め、検討中である。また、「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクトの中に南新井前橋線バイパス3期工区を計上し、予算確保を図りたい。あわせて本道路のルート選定を早急に行いたいとの回答を得ております。

このことにより、県では2期工区事業説明会を8月9日、午後7時より池端地区自治会、8月10日、午後7時より陣場地区自治会、榛東村では、南新井前橋線バイパス3期工区役員会を8月27日、午後7時より役場会議室で行いました。会議内容は、上毛大橋の完成から南新井前橋線バイパス経過説明から始まり、幅員については2車線で、両側歩道の設置でございます。2期工区の今後の進捗状況では、平成24年度は測量設計業務委託、25年度は用地調査業務、平成26年から用地買収と文化財調査、そして平成29年度に工事完成を目指したい。ただ、文化財調査、用地買収が計画どおり進むことが条件であるということでございます。また、各自治会とも提示されたルートはおおむね了解しておる。早急に地権者説明会を開催していただきたいとの要望をしております。

次に、3期工区の約980メートルの予定といたしましては、平成24年10月中旬、地権者説明会を開催し、測量に入る許可を得たい。この後地権者役員会、地権者説明会を順次開催し、道路計画を進めたい。平成25年度都市計画道路案を策定し、公聴会の開催や都市計画案の縦覧に入り、都市計画道路決定を行いたい。以後2期工区の進捗状況を見ながら3期工区の事業化に向け準備を行いたいとのことでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今、建設課長の説明で大分進んできた。自分もこの延伸道路については議員を志すきっかけでありました。何としてもこれは榛東村まで持ってきてほしいと、そういう願いで議員になっております。一日も早い榛東村まで役場の西の、はっきりはわかりませんが、榛東村まで来ることを村長にお願いして、この上毛大橋からの延伸道については終わります。

次に、メガソーラーと今後の観光開発についてということで最後の質問です。これについては、メガソーラーは皆さんのおかげで、7月1日にソフトバンクのお力と、また榛東村業者の皆さんのおかげで売電の運びとなりました。それで、メガソーラーが2.4メガできました。あれはあの土地、八州高原ですか。今名前は八州高原になりましたね。それを約5ヘクタール整地したので、実際は3.6だ

と思うんで、あとの25ヘクタールはまだ手つかずと。そういうことで、これから先、村長はどのようにメガソーラーと観光というんですか、大型企業も来るようなお話を薄々うわさでは聞いているんですけれども、その辺について説明願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

まず初めに、八州高原を中心とした中で、メガソーラー事業が7月1日に固定価格売電がスタートできたということに対しましては、議員皆様方のご協力のたまものだとお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それで、私はいつも申し上げているんですけれども、そこで浮いてくる財源、それで満足するんじゃないということで、今いろいろな施策を考えさせていただいております。その中で、メガソーラーの現地だけを観光開発するのではなくて、村に点在しているいろいろな事業、それから施設を利用した中での村一体化、一円の中での観光開発、経済活性化を今考えることで、そのワーキンググループなり、それからまた大学連携モデル事業の先生を中心とした調査を開始しているというところでございます。そして、その中に、松岡議員も含まれていると思うんですけれども、地域の有識者のふるさと公園周辺活性化委員会もリンクさせていただきながら、今年度中に何とかそのメガソーラーを中心とした観光開発、そしてまた経済対策を模索するために、今調査研究に入ったというところでございます。

○議長（高橋 正君） 10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 時間も残り少なくなりましたので、最後の質問になります。村長が今そういうふうに発言していただきましたので、自分としてもあそこの前の質問で榛名カントリーの跡地ということで質問を何回かさせていただきました。それで、富士見峠、村長とも産建の委員さんともことしも神社のお参りに行ってきました。それにつきまして、あそこから富士山も見えます。すばらしい景色です。本当に榛東村では最高かななんて思っております。

それで、富士見峠のあたりから下にはツツジがいっぱい咲いて、あそこのところで皆さんが遊べる。日曜日の日なんか大分人が来ています。創造の森ですか、あそこと富士見峠、それからずっと行って、はっきり言えば12区の最後のバス停、桃泉のバス停から4.5キロでメガソーラーのところまで行きます。その間を何とかして議員の皆さん、執行側の皆さん、力を合わせて、すばらしい榛東村にしていければいいかなと。あの景色がすばらしいから、あそこのところを、村長でないので、開発できたらいいなという感じがするんですけれども、もう一度村長、何かありましたらお答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡さんの地域に対する熱い心というのはひしひしと感じております。いつもそんな話を聞かせていただいているところでございます。それで、松岡さんが言わんとされるのは、地域開発をするために、そしてまたあの辺の景色を売るために道路整備をしたらどうだということだろうというふうに私自身思っております。前にはスーパー林道について、その整備事業がございましたけれども、今はございません。ないけれども、今現在、やはりそうした上位部に観光施設というか、観光の目玉となるようなものができたという中で、それらも視野に入れながら、これから考えていきたいと思えます。

そして今現在、きょうも来ているんですけども、メガソーラーのところへ約40人乗りの大型バスがきょう来ております。2台。そして、その大型バスも上れるようにということで、邪魔な木は切らせていただいて、上れるということで報告を受けております。ですけども、いずれにしても、道が狭いというようなところと、それからまたインフラ面でトイレがない、水道がないというようなところでございますので、そういったものを今回の研究グループの中に提案させていただきまして、必要であればだんだんと進めなければならないかなというふうに思います。何しろ経済の活性と観光開発の一体となった中で、そういう事業を組み込んでいきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） じゃ、村長、最後になりました。ぜひ積極的に、だんだんじゃなくて、積極的に事業を進めて、自分たちも応援しますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で10番松岡好雄君の一般質問を終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。15分から開会いたします。7分間。

午前11時6分休憩

午前11時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

続きまして、質問順位2番、南千晴さんの質問を許可いたします。

5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君登壇〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

皆さんは不育症という言葉を知ったことがありますでしょうか。厚生労働省研究班によりますと、妊娠はするけれども、流産、死産、新生児死亡などを繰り返して、結果的に子供を持ってない場合を不育症と呼びます。同研究班によりますと、一般の市民における2回の流産は4.2%であることが判明しています。女性の年齢分布から計算しますと、毎年3.1万人の不育症患者が出現していることにな

り、これらの不育症は累計して、実際はもっと多い可能性があると言っています。決して少ないものではないということでもあります。また、不育症女性の4割は強い心のストレスを抱えていたことも判明しました。

一方、専門外来で検査、治療をした人のうち、8割以上が無事出産できているとのこと。同研究班では、夫婦だけで悩まずに専門医を受診するよう呼びかけております。しかし、不育症の治療には保険収載されていない検査や保険診療とされていない自己注射もあり、経済的な負担が大きいものがあります。私は子供を産む夫婦が経済的な理由で治療をあきらめることがないように、不育症治療に対しても不妊治療と同様に助成制度を創設していただきたいと考えております。

本日はまず不育症の助成制度について、その後、現在村で行っている幾つかの事業について、村の考えをお聞きかせいただくべく登壇させていただきました。

以下自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 5 番南さん。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 5 番南です。

まず、不育症についてお伺いします。先ほど冒頭でもお話しさせていただきました不育症ですが、不育症については知られていない方も多いと思います。そこで、まず不育症に対しての村はどういった認識でいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） お答えをいたします。

先ほど南議員のほうから不育症について説明がございました。私どもも今回不育症ということで質問というお話をいただきまして、内容について確認をするというような状況で、確かに認知度が低く、これから一般の方にも認知を広めていかなければならないというふうに感じていることでございます。以上です。

○議長（高橋 正君） 5 番。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 村のほうとしても今後認知を高めていきたいということで、不育症についても質問があった。この質問を機に調べていただいたという話でございます。不育症は本当に一般になかなか知られていないため、自分が不育症であることに気づいていない方や、どこの医療機関で、どのような検査を、治療を行えばよいのか、そういったことをまだ知らない方も多いのではないかと思います。聞いた話なんですけれども、群馬県のほうでは最近不妊専門相談センターにて不育症の相談もできるようになったということをお聞きしました。今後村としてもそのような情報提供や周知を図る必要があるのではないかと考えますが、現時点でどのようなお考えをお持ちでしょうか、説明くだ

さい。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 不妊症につきましては、たまたま今回役場のほうに県から通知等がございまして、不育症専門ではございませんが、本年の10月に不妊症とあわせて不育症の研修会を兼ねて実施したいというようなことで現在連絡が来ております。また、その資料の中についているわけでございますけれども、現時点で本群馬県内で不育症についての大きな動きを持っている市町村は今のところまだございません。ただ、中に藤岡市、高崎市においては周知事業、藤岡においては相談事業等が実施されているということで情報が公開されているような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今後村のほうではそういった部分の周知や情報提供を行っていく考えはあるんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほどお話ししました10月の県が開催する研修会の内容を確認しないと、今後県がどのような形で町村に情報あるいは指導してくるかわかりませんが、その状況によりまして、村としても周知あるいは相談方法について対応等を検討し、おくれのないような対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 県の研修会に出てみて考えるというようにお話ですが、不妊専門相談センターでこの不育症の相談ができるようになったということは、もう県のほうで決めていただいているようでありますので、そういった部分の相談体制ができるよといったことなりの情報提供はやはり何かしら広報やホームページ等でしていただければと思います。

不育症の治療には多額のお金がかかるにもかかわらず、公的助成制度を確立している市町村は全国では幾つかあるんですけれども、少ないのが現状であります。経済的な負担から治療をあきらめざるを得ない夫婦がいないように、これは既に村においても助成制度が創設されてあります特定不妊治療に対してと同じで、不育症に対しても独自の助成制度を創設していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

不育症については私も勉強しているところでございます。南議員がおっしゃるように、不妊症と同時に自治体での助成制度の必要性も感じますが、まだまだ新しい課題であるというふうに認識しております。本県においても、先ほど課長から申しましたように、10月にその研修が持たれるということでございます。南議員の助成制度はどうだというお話でございますが、県の動向あるいは他市町村の動向も踏まえながら、地域におくれることなく対応を考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

[5番 南 千晴君発言]

○5番（南 千晴君） おくれることなくということでありますので、不育症に対しても独自の助成制度を県の動向等を踏まえながら設けていただくようお願いいたします。国でも地方でも少子化イコール子育て支援といったような考え方というか、そういうイメージのほうが大きいんですけども、しかし、子育て支援さえ行えば少子化が克服できるかというのは、やはりそれだけでは克服できないと私は考えております。もちろん子育て支援も大事なんですけれども、若い世代が人生設計の中で就職、結婚、出産、子育てや教育、働き方、そういった部分に関してすべて考えた上での対策が必要だと私は思っております。これもその中の一つの支援ではないかと思えます。ぜひ村で考えていただきたいと思えます。

次に、保育料の第3子以降の無料化についてお伺いいたします。

この保育料の第3子以降の無料化ですが、平成23年度より保育園が対象となり、平成24年度より幼稚園も含めて実施されるようになりました。本村の制度では対象となる世帯が、第1子が中学3年生までにいる場合ということで制限がされております。そこで、第1子が高校生以上で、この無料化の制度の対象となっていない第3子が現在幼稚園、保育園にどのくらいの人数がいるのか、それぞれお答えください。

○議長（高橋 正君） 清水子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言]

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 保育園におきましては、対象者外の方は5人でございます。

○議長（高橋 正君） 早川学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） 幼稚園におけます対象については、現時点での把握では2名でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

[5番 南 千晴君発言]

○5番（南 千晴君） 対象となっていない方の人数がわかりました。私が調べた限りですが、高崎市や前橋市においては、第1子の対象年齢の制限がなく、第3子であれば無料化の対象となっております。実際にもしこの今言っていた保育園の5人、幼稚園の2人をもし無料化とした場合、どのくらいの費用がかかるのか、わかる範囲で構いませんので、お答えをお願いします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 対象枠を拡大した場合の保育料の負担金の減額につきましては、所得によって保育料月額が異なりますが、現在の対象者による減額は年間で100万8,000円でございます。また、その他入力等につきましては、担当者が直接システム入力のため、そのほかの費用についてはかかりません。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 幼稚園についてご説明申し上げます。

制度を改め、対象年齢第1子を引き上げた場合ということでございますけれども、その場合に減額となる部分については2人分で10万8,000円でございます。なお、これに付随する費用については、確認作業、そういったものについては職員個々にシステム等の確認を行うために、システム改修等の費用については発生しないという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 費用等の説明をいただきました。本村でもこの無料化の対象となっていない世代の方から、ちょっと私もお話をお聞きしまして、同じように子供を3人以上育てていて、一番上の子供の年齢で経済的負担に差があるわけでもない。そんな中で支援を受けられるか、受けられないかが決まるというのはどうも納得できない。同じ園に通わせている第3子なのに対象にならず、疎外感を覚えたとお話をくださいました。

そこで、村長にお聞きしたいと思いますが、この制度、対象の拡大を行っていただけないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

南議員の村民のためを思う気持ちはとても重々伝わるところでございます。その中で23年度で一応改正をさせていただき、そしてその対応を今させていただいているところでございますけれども、非常によかったというような意見も聞いております。今、南議員が話されましたように、対象者はあと2人の5人ですか、そんな関係で経費も幾らもかからないのかなというような気もしますけれども、

ことし新たな改正でスタートしたというところから、もうしばらく状況を見させていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 費用もかかるという部分で新しくスタートしたという部分ですが、新しくスタートしたからこそ、またいろいろな意見が村民から出てきたわけでありますので、そういったことをやっぱり耳を傾けていただきたいと思います。やはり年齢で区切る必要が第3子という部分であるのか。そのあたり私としても保護者の皆さんの意見のほうを理解するわけでありますが、例えば村長、前回の議会のときに、給食費の第3子の無料化を考えたいということを書いていましたが、例えばそれがこの保育料と同じ対象であるのか、ちょっとその対象についてはそのとき話されていなかったんですけども、もし仮に同じ対象とした場合は、やはり制度の対象となる世帯は両方の支援を受けられて、対象とならない世帯は結局は両方受けられない。これが本当に公正公平なのかという部分で私は非常に疑問を持っていて、その給食費の財源も含めれば、現行の保育料の第3子の無料化のこの拡大が可能じゃないかと私は思っております、そのほうが限られた世帯でなく、より多くの3人以上子育てをしている世帯をサポートできると思っております。そのあたり村長いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

1事業について追いかけてというか、言葉は悪いですけども、今年度やったから、その反省に立ってまたやるよというようなことは、村の財政上からいって、ちょっと無理かなというふうに思っております。それと同時に、村で施策を施していますいろいろなものについては、やはり多くの人たちが恩恵を受けなければならないというような観点から、私は見送りをさせていただきたい。そして今、南議員から話されましたように、新たな政策として来年度また違う面で支援をしていきたいという事案を今頭の中に持っておりますので、そこいらでご理解をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） より多くの世帯をと言うのであれば、やっぱり現行制度の拡大のほうが、より多くの3人以上を子育てをしている世帯への経済的負担の軽減に私はつながると思っております。例えば子育て世代の方からいろいろ話を聞くと、民主党の子ども手当に関して、確かにいただけるのはありがたいが、子ども手当の対象の中学生のときよりももっと家計に負担がかかるのは高校生以上だ

と。そちらのほうが経済的に家計を圧迫するというか教育費だったり、日本はそういう部分があるのにも、何か制度と現実が合っていないというか、そういった部分で保護者のほうも疑問を持っていたりするという話をよく聞きます。村としても、やはりさまざまな子育て世代の声にももっと耳を傾けながら、その事業や制度を行っていただきたいと思いますし、やはり公正公平な判断での対象の拡大を私はしていただくように要望したいと思います。

続きまして、学童保育について質問をいたします。

現在北部第三学童には約51名児童がいるとお聞きしました。榛東村の学童は5つの学童合わせて定員は150名、しかし、今年度は169名、年々学童に通う児童数がふえているのが現状であります。そこで、現状の今の5つだけで今後もしばらく間に合うのか、そういった部分に関しまして説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 本村の学童保育所ごとの人数につきましては、北部第一学童保育所が36人、北部第二学童保育所が25人、北部第三学童保育所が51人、南部第一学童保育所が38人、南部第二学童保育所が19人で、合計169人となっております。それぞれの保育所の定員は30人でございますけれども、受け入れ可能人数は群馬県の設置運営マニュアルによる児童1人当たり面積で算定しますと、北部第三学童保育所を除いて基準に達しております。北部第三学童保育所の受け入れ可能人数は40人で、11人ほどオーバーしておりますが、北部第二学童保育所と共同して運営を行っているため、問題はないと考えております。

今後次年度の学童保育所の入所希望アンケートを実施する予定でございます。その結果によりまして児童数が多くなる場合には、新たな設置等も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 人数が本当に右肩上がり毎年ふえている状況で、その調査した結果によっても違うと思いますが、やはり人数がふえたら、それなりに学童保育所を新たに設けるなど対策を考えなければいけないと思っておりますが、今定例会の議案の補正予算にも南小の学童の建設にかかわる設計委託料ということで載っておりますが、その点も含めて、もし人数がふえた場合の対策を村としてどう考えているのかをお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） ここ数年の動向でございますけれども、南部学童保育所については横ばい状況でございます。北小学校区が大分児童数がふえているということでございます。今後次年度の入所のアンケートを聴収する予定でございます。その結果によりまして、現在の北部第

二、第三学童保育所の敷地内に新たな学童保育所設置の検討をしていかなければならないというふう
に考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 状況等で村のほう为抓手り対応してくださっているようではありますが、現
在学童のほうに臨時職員を配置していると思います。3年間という雇用の期限があり、よい人材の確
保という面では村のほうも非常に苦労しているのではないかと考えますが、今後の運営をどう考えて
いるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 本村の臨時職員の雇用期間は労働基準法によりまして、最
長3年間となっております。現在の学童保育所の指導員の人数が常時20名必要でございまして、後任
者の問題にも大変苦慮しているところでございます。臨時職員の募集につきましては、本年の6月に
村の回覧板により指導員の募集を行いました。応募者はございませんでした。また、渋川市内のハ
ローワークでも募集をしておりますが、応募がない状況でございます。今後学童保育所の需要が高ま
ることが想定されまして、新たな学童保育所の設置も視野に置かなければならない状況でございます。
村直営で運営を維持していくことが困難になると考えております。

学童保育所の運営に当たりましては、児童の保育環境の充実が一番重要なことだと認識しておりま
して、そのためには教諭や保育士の資格保有者で、経験者などの有能な指導員の永続的な確保が必要
なことだと考えております。近隣の高崎市、前橋市、渋川市では発足当時から一部を除いて、保護者
会などによる民営化をしております。吉岡町では平成23年度から指定管理者の導入により運営をして
いる状況でございます。今回の定例会に学童保育所の設置及び管理条例の改正案を上程させていただ
いておりますが、指定管理者の公募を行いまして、今後学童保育所の保育環境の充実を図ってまいり
たいと考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 人材の確保という面で非常に苦労しているということがわかりますし、運営
に関しても指定管理等考えているということですが、指定管理にした場合のこの学童保育所に
関してのメリットとデメリットはどのようなことがあるのか、現時点でわかることがあれば説明くだ
さい。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 指定管理した場合のメリットでございますけれども、資格

者や経験者などの永続的な雇用によりまして、安定した保育の提供が図れるものと考えております。
また、各学童保育所の保育内容の統一化が図れるという点だと思っております。

また、デメリットにつきましては、学童保育所の指導員からの要望や問題点の把握が少し難しくなるということだと思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） メリットとデメリットの説明をいただいたんですが、指定管理ともしなつたとしても、村として子供たちにとって安心・安全な環境のもとで学童保育がされるよう今後も施設や例えば備品の整備を含め、きちんと村としても目が行き届くようにしてくださるのか、そのあたりお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 実施主体はあくまでも村でございます。ですから、運営については総責任を持って当たらせていただきたい、そんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 子供たち、本当に毎年人数がふえているんですけども、学童保育所で安心して安全な環境のもとで、この学童保育事業が今後もしっかりと行ってくれるよう要望いたします。

次に、在宅高齢者等への配食サービス事業についてお伺いしたいと思います。

本村では社会福祉協議会が行っております在宅高齢者等配食サービス事業に対して補助を行っております。事業の内容は対象者に対しまして、週に1回個人負担260円、社会福祉協議会と村で残りの金額を割って320円ずつを補助するという形で事業を行っておりますが、この近隣の町村の状況、この配食サービス事業、それについて特に回数等がわかれば、近隣の状況を教えていただきたいんですけども、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 近隣の市町村の状況でございますけれども、吉岡町が週に5回、渋川市のうち小野上地区が週3回、子持地区が1回、赤城地区が2回、北橋地区が2回でございます。また、前橋、高崎市については、申請に基づきまして、状況に応じて1回から5回ということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 近隣の状況、回数がわかりました。サービスの内容が本村より充実している

ところもあるということも同時にわかりました。このサービスの目的ですが、榛東村が行っている事業の目的は、在宅で調理することが困難な高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、高齢者等の健康維持、疾病予防、配食時における安否の確認及び健康状態の異常等の早期発見並びに孤独感の解消を図ることを目的としております。特に安否確認、健康状態の異常の早期発見、孤独感の解消という部分を考えましても、現状の週1回では足りないのではないかと私は考えます。村として補助を拡大して、サービスの内容を充実していくといった考えはないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員がご指摘されることは私も常々そんなふうな思いでございました。そしてまた、榛東村で配食サービスをやっている目的等もいろいろありますけれども、第一の目的というか重要なことは、本当に安否確認で、どういうふうになっているかという状況でございます。そのことにつきましては、事業の実施方法や負担割合などについて協議する必要があるかというふうに思っております。今後検討を行い、配食回数の見直しを検討させていただきます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 見直ししてくださるということで、やはりこの安否確認という村長もおっしゃいますその意味を踏まえて、この事業自体のサービス内容が充実していくとともに、またこの事業を社会福祉協議会が行っておりますので、社会福祉協議会との連携と申しますか、そういった部分もしっかり行っていただければと思います。

ことし高齢者に商品券を配布する事業が始まって、年齢で商品券が配られるわけですが、やはりこういうサービスの現物支給と申しますか、サービスの提供の充実をすることも必要なのではないかと私は思っていますので、限られた財源の中で住民にとってどうなのか。現場の状況から判断することも必要だと思っておりますので、ぜひ充実していただきますようお願いいたします。

最後に、自然エネルギー推進事業に対して質問をさせていただきます。

先ほど松岡議員の質問のほうでも村長に今後に対して幾つか答弁をいただいたんですが、それを踏まえて、私のほうでも質問をさせていただきます。まず、このメガソーラーの誘致も含め、この事業は東日本大震災における原発事故を受けて、再生可能エネルギーの必要性という部分で検討を始めたということではありますが、私としては、この再生可能エネルギーのメガソーラーはただの原発の代替エネルギーという意味ではなくて、地球環境や地球温暖化をそういった視点から考えても、大変意味のあるグローバルな事業ではないかと私個人として思っています。

村長はメガソーラーを核にして、村の発展へとつなげていきたいとお話しされておりました。先月のお盆に行われたふるさと公園まつりと協力したイベント、スタンプラリーが行われ、3日間で約450名が見学に来たとお聞きしております。ソーラーだけではなく、耳飾り館やふるさと公園と連携

した事業という部分では、大変それはよい事業だなと私は思ったんですけども、しかし、行った村民から、役場の職員がアイスクリームとジュースをそこで販売していたとお聞きしまして、職員によるアイスやジュースの販売が村長のおっしゃる村の発展へつなげるということなのか、私の中で疑問に思いまして、通常業務がある職員がそれを行わなければいけなかったのか、ちょっとそのあたりに関してお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

ご指摘されることは事実でございます。しかし、暗中模索という言葉がございますけれども、始まった事業で、まだ本当にほやほやな事業でございます。その中でいろいろ模索はしているわけですが、議員もご存じのように、あそこにはトイレもない、それから水道もない、あげくの果てには医療の対応もされていないというような関係で、お客さんを集めるのにはそういったものをある程度視野に入れながらやらなければならないということで、商工会さんにもお話をさせていただいたところでございます。そんな中で、協力していただけるものについては商工会さんにさせていただき、そしてそれ以外のものについては、とりあえず執行はやらなければならないということで、私の判断でさせていただきました。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 実際に行って、そこで職員に販売をさせたことで、売り上げとか、そういった部分、実際どうだったんでしょうか。その収支とか、その職員が販売したものに対する売り上げがどういう歳入歳出になっているのかもちょっと私のほうでも疑問に思いましたし、ちょっとそのあたりは。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それは行政でやった職員でございますので、ちゃんと精査してあるというふうに私は感じておりますけれども、まだ報告を受けていないので、報告を受け次第、南議員のほうへ提出したいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） そのあたり疑問に思う点がありますので、資料をぜひ出していただきたいと、思います。

金井議員の以前質問の中にも、誘致が終了して、事業が無事に開始されれば、この自然エネルギー推進対策室、総務課に所属しておりますが、これが本当に必要なのかといった質問がありました。現

在村のほうでは見学等視察を火曜日と木曜日の申し込みをホームページのほうで受け付けています。見学や視察が来てくださるといのは大変歓迎するところではありますが、単純に考えましても、土地の賃借料から人件費や経費を引きますとプラスにはならない。視察が来れば、印刷代等の経費もかかってくる。この室が今後も本当に必要なのかということと、またその経費、人件費、土地の賃借料を含めてマイナスにならないような考えというか、特に印刷代等の部分に関してもそういった何か施策を考えているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 指摘されるように、事業を取り入れて、それが村のためにならないというような事業であれば、これは取り入れないというのが原則でございます。今現在売電価格、そしてまた3年後に入ります固定資産税等を見込んでも、有能な職員を充ててどうかということで対策室をこれからどういうふうにするんだというようなご質問だというふうに思います。

対策室については、もうしばらく、しばらくと言うとまた野田総理のあれが出てきますけれども、そういう意味ではなくて、今設置されている事業はご案内のように、事業としては一段落というところでございます。しかし、設置要綱に自然エネルギーの普及に努めていかなければならないということで条例にうたってあります。そのためにも、それを重要視するということではなしに、そういったこともある程度村の役目ではないかというような思いで設置をさせていただいています。

それと、もう一つは、それだけじゃなくて、あの周辺に、先ほど松岡さんからもお話が出ましたように、企業はどうかというような今肩たたきもでございます。それと同時に、今回議案にも出ておりますけれども、お願いしているところでございますけれども、小水力に対する調査というのは、今電気量が非常に上がっております。その中で水道設備についての電気量の自前を研究したいということで、県から補助金をいただきまして、今内定されているところでございますけれども、そういった事業の調査研究もそのところでしたい。

それから、もう一つは、総合特区ということで、やはり自然エネルギーに対しての調査なんですけれども、いろいろなところを聞きますと、農地が遊んでいる進んでいる遊休農地に、その自然エネルギーのソーラーをしたいというような希望がたくさんとあるようですけれども、農地法がやっぱりかかっていまして、なかなかそれが許可にならないというような中から、村では総合特区を申請しまして、その農地が農地で使いながら、農地でありながらメガソーラー事業のシステムができるというような特区を今申請しております。その申請もやはりいろいろな事案が出てきておりますので、それらにも事務を今させているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） いろいろ村としても考えてくださり、もうしばらく必要だということではありますが、榛東村の太陽光発電は住宅用の補助も行っておりますよね。これも自然エネルギー推進の事業ですね。しかし、窓口が住民生活課なんですね、現在。村民からして、自然エネルギー推進室があるのに住宅用の太陽光発電は住民課ですよというの是非常にわかりづらいと私は思っております、同じ自然エネルギー推進事業ということで推進室があるのであれば、この辺もう少し村民からわかりやすいように、窓口というか事業の振り分けをするべきだと思いますけれども、その辺は検討いただけるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 分掌的には確かに自然エネルギーから見たメガソーラーであろうと、それから住宅ソーラーであろうと、これは同じかなというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、もうしばらくの間、榛名カントリー跡地にある八州高原のメガソーラー事業について地域の普及、それからソーラーの説明というか、条例にありますことがございますので、もうしばらくそこで対応させていただきたい。それで、住宅のほうにつきましては、はっきりと住民生活課のほうでやらせていただいております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） できれば村民がわかりやすいようにしていただくのが一番いいと思うんですけども、榛東村の課の設置条例の第2条によりますと、地球温暖化対策に関する事項は住民生活課の分掌事務、また榛東村行政組織規則の第12条第2項、基地・財政課の企画調整係の分掌事務にはエネルギー対策に関することと書いてあります。また、同じ行政組織規則の第14条の住民生活課の分掌業務の中にも、環境衛生係の事務の中に地球環境に関することと明記されていて、この規則と条例から考えますと、やはり基地・財政課または住民生活課において自然エネルギー事業を行っていくことが即している、条例や規則に即していると私は考えているんですけども、その後職員を配置しています村長、私のこの見解というのは違っているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 違っている、いないはともかくとして、分掌には、今、南議員が話された

区域でやるべきだというふうに思います。しかし、その前に、対策室を立ち上げるときにその問題が浮上し、議論された経緯がございます。その中でメガソーラー級の新しい自然エネルギーの事業を取り入れるということであるので、ぜひともその対策室を設置してほしいということでご理解をいただいたなとうふうに私は思っております。そんな中で、事業が終わったから、じゃ、そちらへ移すかという、先ほど申しあげましたように、条例で自然エネルギーの普及に関することもやらなければならないという事案がございます。それともう一つは、先ほど幾つか申しあげたこれからの事案がございますので、そのへんを私としてはご理解をいただいて、もうしばらく設置させていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） やはり条例や規則に即した配置をしていただくのが本来の行政としての仕事じゃないかなと私は思っています。村長がおっしゃるようなことも理解できる部分もあるんですけども、またそういった部分しっかりと条例、規則に即した部分で行っていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） しばらくというお話でございますけれども、今、南議員が話されますように、部署の分掌にのっとった、条例にのっとった仕事の割り振りを心がけていくということでご理解していただきます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） このメガソーラー事業なんですけれども、ソフトバンク、SBエナジーが事業の主体を行っているわけで、村はメガソーラーを誘致して、売電価格の一部を土地の賃借料として貸しているということで、村で受け入れる視察等は誘致に関しては理解できるんですけども、この事業自体の詳細の視察というのは、やはりSBエナジーの事業主に聞かないとわからないと思っておりますけれども、7月1日に開始式でいただいて、非常にすばらしい写真だなと思うんですが、これを見ると、どうも何か榛東村がやっている事業じゃないかなと思ってしまうと思うんですよ、これ配られると。その辺の視察に対してもやっぱりすみ分けといいますか、誘致に関しては確かに行政視察はわかるんですけども、その辺のすみ分けがどのような形で行えているのか。気をつけている部分があったら、そのあたりを教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 榛東村は自然エネルギー推進等に関する条例というのがあります。その中で、村長は村民及び事業者の自然エネルギーの必要性について理解を深めるように、これらのもの

が自発的に活動を行うよう、意欲的に推進されるよう普及啓発に努めるものとするというのが3条にあって、4条につきましては、同じく必要な支援をするよう努めると。また5条についても同じように、活動についても必要な支援を行うということになっておりまして、村がそういう事業者または村民がそういうことについて興味を持った場合、そのような自然エネルギーの普及に努めるような、そういう支援を行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 実際に、じゃ、事業自体の視察をしたいみたいな依頼が来たときは、それはSBエナジーさんに聞いてくださいみたいな対応も、それは行っているということですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 村に行政視察等、また村に視察に来ているものについては視察、そのほかにSBエナジーにじかに聞きたいという人はSBのほうへ問い合わせが行っていると聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 全部が村の事業であれば、本当にすべての受け入れといいますか、理解もできるんですけども、そのあたり村は土地を貸している、それで事業主体はSBエナジーという部分で、難しい点もあると思いますが、そういったところも企業のPRに逆に榛東村が思われてしまうのも非常に行政としてどうかという部分も私は疑問に思っているところでありますので、そのあたりのすみ分け等をしっかり行っていただければと思います。

先ほど申したように、このメガソーラー、自然エネルギーの推進事業自体は原発事故を受けての代替エネルギーということでの再生可能エネルギーというだけではなくて、本当に地球環境や地球温暖化を考える上で重要なポイントではないかと私は思っています。視察を受け入れて、そこを何か観光というお話もあるんですけども、ソーラーパークができたことで、できれば村のいろいろなもとともある観光施設に、できれば人が集まるような、そういった事業のほうで、あそこのメガソーラーだけを観光化して、そこに人が集まればいいのかというのでは村の全体の発展にはつながらないと思いますので、きょうパンフレットをいただいた、こういうツアーもいいなと私は思ったんですけども、あそこだけが発展じゃなくて、あそこに来る人がこの村のところに寄ってくれて、そこで経済活動とか、お金を落としてもらおうのが一番いいのかと思っています。

ただ単に排気ガスを出して、山の上まで上って、そこでごみを出すというようなことではなくて、

もっと地球温暖化とか、そういう環境を考えた普通の観光地とは違ったような事業といたしますか、そういった部分で、本当にメガソーラーがそこにあるというのは、ある意味いろいろな疑問に対しての情報発信ができると思います。そういう深い意味での事業を私は行っていただきたいと思っています。今後はそれぞれの課、エネルギー推進室だけではなくて、各課でできることは各課で取り組んで、本当に村全体でそれを考えていただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いい提案をいただきました。私も常々そう思っています。そして、先ほども申し上げましたように、メガソーラー事業だけで、それから自主財源が幾らかでも入って、それで満足するんじゃなくて、それも含めた中で村内の点在している民間の施設を有効に線で結んで、その中で経済の活性と、それから観光面での活性を立ち上げたい。そんなために、先ほどから申し上げておりますように、庁内でも各部署から精鋭を2人ずつ出していただきまして、そしてまた県の補助事業を受けまして、高崎経済大学の南先生を迎えまして、今年度そういった面で今、南議員が指摘されました面をいろいろな面から、それから外から見た面から調査研究をさせていただいて、その結果によって25年度の予算につなげていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） ちなみにメガソーラーの部分の固定資産税の審査のほうも試算できているのかお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 固定資産につきましては、まだ実際のところ試算はできておりません。なぜかという実態がまだわからない部分もありまして、これからSBエナジーさんの財産の規模だとか大きさとか、それを把握した時点で詳細に歳入を検討したいと思っています。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 訂正させていただきます。先ほど答弁の中で、森先生と申しましたが、同じ南先生でございます。

○議長（高橋 正君） 以上で5番南千晴さんの一般質問を終了いたしました。

これで昼食休憩といたします。開会を1時から始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。大変ご苦労さまでした。

午後0時6分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問をします。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 先ほどの一般質問の中で……………と言ったのを削除をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） では、事務局、削除をお願いします。

質問順位3番、山口宗一君の質問を許可いたします。

2番山口宗一君。

〔2番 山口宗一君登壇〕

○2番（山口宗一君） 皆様、こんにちは。2番山口です。

予定でいきますと午前中で終わっていたはずなんですが、気持ちを入れかえてやらせていただきます。

史上最高となる38個のメダルを獲得した日本代表チームのロンドンオリンピックが終わりまして早くも3週間が経過しました。大会は大成功に終わるかと思いましたが、直前に韓国サッカー選手の行為によって、英紙は大会を台なしにしたと報じました。背景にあるものは竹島の領有権問題です。尖閣諸島の問題とあわせて大きな争いにならないように願うばかりであります。

さて、きょうの私の質問内容は、ご案内のように歳入について2問、教育環境の充実について2問質問させていただきます。

以降自席に戻り質問します。

○議長（高橋 正君） 2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 最初は企業誘致の予定について村長にお伺います。

企業誘致は雇用拡大や地元への経済波及効果で即効性があると言われていています。また、村長は雇用と自主財源確保のため、企業誘致を積極的に推進しますと公約されました。就任され1年余りが過ぎました。村長みずから企業を訪問し、誘致活動をされた実績があればお話してください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員にお答えいたします。

私も村長選のときには確かにそういうことで村民の理解を得て当選させていただいたという思いがあります。今、山口議員がおっしゃいますように、村の財源確保には何といても企業誘致をしながら

ら経済の活性化を立ち上げ、そして、その中から村の財源確保に努めるんだということを念頭に置いて、今やらせていただいているところでございます。

ご案内のように、メガソーラー事業については、議員の皆さん方の力強いご支援とご協力を得まして、今回誘致することができました。財源的には少額ではございますけれども、そしてまた雇用に対しても少数ではございますけれども、そういった面で一つ一つ進めていかなければならないかなと思っております。

それから、もう1点について、具体的にその誘致の活動をしたかどうかということでございますけれども、今非常に経済の動向というのが複雑になり、また低迷している時期でございます。そんな中で、今企業を訪問したり、それからまた誘致に積極的になっているところという情報というのがなかなか手に入りません。そんなことから、私は先ほども質問の中で申し上げたこともあるんですけども、近隣の首長同士の話し合いを定期的に持ち、そしてその中で企業誘致あるいは財源確保のお話し合いをさせていながら、環境面で協力できるもの、あるいは財政面で協力できるもの、それからまた立地で協力できるもの等が各市町村にあるわけですので、それらを精査しながら情報提供をしていただき、進めていきたいと、こんなふうで、その事業というか、その具体的な話し合いをここ二、三させていただいて、情報の共有をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいまの村長のお答えは、実績がないと、そういうふうに一応受け取りました。それでは、今後の予定についてお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、山口議員からきついお言葉をいただいたんですけども、企業誘致に対しては先ほど申し上げましたように、皆さんのおかげをもちまして、メガソーラーを誘致したというのが今までの実績といえば実績というふうに解釈を私はさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、今現在どうかということでございますけれども、現在は照会は1件あります。ただ、それが具体的な皆さんにお話を申し上げるという段階でございませぬ。企業秘密でもありますので、この場での公表は差し控えさせていただきたい、こんなふうに思います。

そして企業誘致にはいろいろな条件、早く言えば高低差、水、電気、公害等をクリアしなければならない許可等もあります。それらを精査しながら積極的に誘致活動に取り組み、相乗効果としての経済活性化、自主財源確保につなげていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 1件あるというお話で、それも公表したくないということなんです、村長みずからこういうふうに進めるということも大事なお仕事ではないかと思うんですけれども、やはり公表して、こういうことを考えているんだけれども、皆さん、どうだろうということも必要じゃないかと思うんです。この件に関しては一応企業秘密とかということなんで、またそれが実現する段階で、進展していく中でお話し願えればと思います。

参考になるかどうかわかりませんが、幾つか誘致で成功した例を紹介させていただきます。全国に企業誘致、非常に大変なんですけれども、いろいろ成功したところがあります。お隣の栃木県の日光市なんですけれども、これは平成18年に広域5市町村の合併によってできた自治体です。ここは良質の水、日光ブランドを積極的にアピールしたそうです。その中で食品優良企業を次々に誘致し、食の産業都市を目指した。そのことです。どんな取り組み方をしたかという、テーマを絞って誘致を推進、工業と観光の連携で相乗効果をねらったと。地域資源のアピールは企業誘致を成功に導く重要なキーであるとしております。それによってどんな企業が参加したかという、メルシャンという会社があります。お聞きになっているかと思うんですが、ワインとか、そういう醸造の会社ですね。今キリン傘下の協和フーズに統合されていますけれども、882名の従業員がそこで当時は働いていたということです。それと、ホクガンという会社がやはり食料品の製造で、そこに238名の雇用があったと、そういう事例があります。

それからあと、同じく古くから織物の町で知られている足利市なんですけれども、ここはちょっと大きな数字だと思うんですが、1万社をリストアップしたそうです。市長を先頭に職員全員で営業活動、市長は企業立地を将来にわたる足利市の発展のための重要課題として位置づけ、企業誘致取り組み方針を発表し、トップセールスに力を注いだそうです。エステックとか、そういう会社が来てくれたということです。

あと、福島県の相馬市、これも歴代の市長が年間100社のトップセールスを実施し、年間で100社です。大体3日に1社ぐらいを訪問しているというふうな、そういう勘定になると思うんですけれども、リーダーシップと地道な努力で大企業の誘致に成功したと。I H I、これが1,192名、どんなあれをしているかという、ジェットエンジンのタービン、こういう製造をしている会社です。そういうのに誘致に成功したと。

それから、岩手県の北上市、ここも市長を筆頭に年間120から130社を訪問したと。しかも御用聞きというふうな、そういう言い方でやっていますが、どこもトップが、首長が真剣にならないと、こういうことはまず成功しないと思います。1社、2社、そういうことをやっただけではなかなか誘致などは難しいと思います。100社やって1社来ればいいのかと、そのぐらいの気持ちで進めていかないと、なかなか実現は難しいと思いますが、村長の気持ちというのをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ただいま山口議員からはいい事例をお聞きしました。ただ、榛東村にその立地条件が適している企業であるかどうかということはさておいて、いろいろな面で村でも企業立地のパンフとか、それから、そういったものについていつでも話せるような体制をつけていかなければというふうに思います。

そして今、本当に先ほど申し上げましたように、景気が低迷しているこの時期、企業の進出は多くはないというふうに考えております。そんな中で、群馬県では、そのために本県の経済の活性化に役立てることを目的として、群馬県バックアップ機能誘致協議会を設立したところであります。直下型地震で首都圏機能が麻痺することを想定し、企業や行政の機能を補完する施設を県内に誘致する事業でありまして、候補地の条件としては、東京と頻繁に連絡でき、そしてまた同時に被災しないこと、また日本海側から東京を支援できるルートがあること等が挙げられております。村もこの協議会の構成員となっております。私も先ほど申し上げましたように、本村は非常に地震の震度が低いというような有利なものを環境面でも、それから積極的にそういったものをアピールして、これからも取り組んでいきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひ村長のリーダーシップ、そういうものを発揮されて、大変な時期だからこそやる必要が私はあると思っていますんで、お願いしたいと思います。

それで、村の情報から出た歳入の構成でも、平成23年度の自主財源というのが40.3%まで落ち込んでいます。3年前の平成20年度は49.6%でした。9.3%の落ち込みというのは非常に大きいと思います。このことについて村長はどのようにお考えですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 自主財源確保というのも私も公約に挙げながら戦わせていただいたところでございます。その中で、今自主財源の比率が非常に落ちているということは私も認めているところでございます。ただ、この自主財源の比率の算定というか、そういうものが予算総額に対してどうあるかという内容によっても、これが下がるんじゃないかというふうに思っております。当時49.6%あったところでは、たしか当初予算で50億からとってきた中じゃないかなというふうに思います。

それから、1つ申し上げたいのが、自主財源確保をねらわなければならないということは山口議員からも指摘されるまでもなく、先日自治省から3名の方が村へ5日間、研修されました。その人たちのご意見を最後に聞かせていただいたわけですが、榛東村の財政状況は硬直する方向に向いているという忠告を受けました。たかが5日、1週間来ている、そういう人たちが村の財政状況を見た中で、そういう指摘をしてくれたということは、私も真摯に受けとめなければならないというふうに

思います。そして、その硬直の1つの原因は、補助金があるからこれをつくるんだ、交付金があるからこれをつくるんだということが今まで多過ぎたと。その中で財源の裏づけとして一般財源を投入しなければならなかったということが生まれてあったと。それが今ここに来て、そういう財源の比率が非常に下がってきているんじゃないですかというようなお話も聞いております。いずれ原因を究明して、この自主財源確保に、パーセントも上げながら、お金を自主財源として確保するように努めたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 村長おっしゃったように、ぜひ企業誘致とか自主財源をふやせる方向の施策を講じて、いい方向に、お金がなければいろいろやりたくてもできません。そういうことで、前向きにいろいろなことを検討して進めていってほしいと思います。

次の質問に移ります。村税の徴収、収納率の向上への取り組みについて税務課長にお伺いします。

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす村税収入の確保は極めて重要であり、また税負担の公平性の観点からも、徴収対策は厳正に行っていく必要があると考えます。

ところで、この5年間の徴収額並びに収納率は、収納額では平成20年の14億100万円をピークに毎年減少し、平成23年は13億4,000万円、約6,000万円減っております。また、収納率は平成19年の91.5%をピークに毎年下がり、平成23年は87.5%まで落ち込みました。群馬県の平均が91.2%から見ても、3.7%の低い状況にあります。このような状況の中、徴収率の向上を目指して、いろいろな取り組みを始めたようですが、具体的な取り組みと、その内容と、その期待値をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに税についてはここ5年を見ますとかなり落ち込みがあるというのが実情かと思えます。

取り組みでございますけれども、幾つか、これまでそういった状況の中でどのような取り組みを行ってきたかというのを最初にお話しさせていただきたいと思えます。

まず、ご存じだと思うんですけども、暮れになりますと課長補佐以上の管理職によりまして、特別滞納整理を実施しております。昨年についても約500万弱の徴収金がここで徴収できたという実績がございます。それから、村だけではこういった税の体制が進められません。ですから、県税事務所だとか、そういった関係機関とも連携しながら、共同の文書催告あるいは合同滞納整理等々、あるいは合同公売等々を実施しているということでございます。

それから、特にこの5年間行われていなかったというか、弱かった分というのは滞納処分の強化ですね。これについては預金とか、それから差し押さえ関係がほとんどされておりました。こういったことも徐々にここ1年のうちに強化して、手をつけ始めたというような状況でございます。

それから、もう一つは、執行停止による不納欠損の実施、これについても過去を見ますと非常に件数が少なく、置き去りにされているというような状況でございまして、これについても決算特別委員会で申しあげましたけれども、昨年の1年間で4年間分の実績が得られたというような形で対策を講じました。

それから、さらに課税調査の強化ということで、未登録の法人の調査あるいは家屋調査、償却資産等の実施、そして全庁的な中で日曜納税窓口等を行いまして、村民の利便性も図ってきたということが現状ではないかと思えます。

そして、これからの取り組みといたしまして、これも決算特別委員会で申しあげたわけなんですけれども、過去10年間数字は申しあげますけれども、榛東村における徴収率というのは群馬県でも最低のほうにいるということが実情でございまして。そういった中で、今後の体制の中どういった形で取り組むかということが一つの論点になるかと思えますけれども、まず第一に過去の課税が中心であった納税業務というものを抜本的に見直しまして、85%は税をまじめに納めていただいている方々でございまして。残りの15%をいかにどういうふうにするかということになるかと思えますけれども、まずは外部的な要因よりも内部的な要因、つまり税務の組織体制をまず抜本的に変えていくというような形が第一義的には必要じゃないかと思えます。この対策を講じるためのベースが全く整備されていないと。端的に言いますと、徴収の専門の職員がこういった非常に徴収率が低い中で、差し押さえだとか、あるいは合同の滞納整理あるいは公売等をやるベースができていなかったということで、こういったものをまず第一に整備していくということが手始めだと。それができて初めて他町村と同じような形で肩を並べられるというような状況になるのではないかというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 税務課長は就任されてまだ間もないんですが、今までの村の税の徴収に対する取り組みというのに特にどういうふうなお考えがあったか、課長としてのお考えをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） これは非常に私見的なものが入るかと思えますけれども、いろいろな過去のデータあるいは職員の聞き取り等を行って、どこが一番問題があったかというような話を分析してみました。若干ずれている部分もあるかと思えますけれども、私なりに考えたのは、先ほど申しあげましたけれども、群馬県下で非常に低い徴収率、これは非常に不名誉な位置で、多分10年ぐらいは慢性的な位置にあったと思えます。そして、なおかつ人口1万人以上の町村で、徴収の専門を行う職員、これは差し押さえとかそういった形で窓口を担う職員が一切配置されてございません。これについて周辺の状況を確認しました。吉岡につきましては3名の職員を配置して、徴収専門に不良債権あ

るいは執行停止等の業務に当たっております。それから、若干人口は多くなりますけれども、中之条町にあっては5名の職員を配置して、数年前から徹底した徴収対策を行っているというような状況でございました。

そう見てみますと、先ほど言いました人口1万人以上の町村で徴収員が配置されていないというのが一つの大きなことでございます。このことが税行政において本村と他町村と比較した場合の決定的な違いであるということは理解できるかと思えます。端的に言いますと、徴収業務を体系的に進めるためのベースが全く整備されていなかったということが言えるんでないかと思えます。ですから、今後の問題として、バブルがはじけた時期に、経済が低迷した時点の中で、やはりそこで徴収業務という一つのセクションを設けて、対策を講じるべきであったというのが結果的には言えるんじゃないかと思っております。

そういったことで、最大の原因は外部的じゃなくて、内部的な要因の中で組織体制あるいは職員体制が少しやはり欠如していたということが最大の一つの原因であったと思えます。ですから、こういったことで一日も早くこの体制を整備して、ベースをつくるということが重要ではないかと考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ただいまの税務課長のお話では、課税と徴収とに分けて仕事を進めていったほうがいいんじゃないかというふうに聞き取れました。その辺、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長のほうから話されましたように、税の徴収あるいは滞納整理というのは、やはり分けてやらなければならないということも私も課長からの報告で理解しております。そのために25年度からは、ことしも1人職員を派遣し、勉強させていただいておるところですけれども、来年度も新たに1人派遣し、その体制をつくり、税の徴収あるいは納税の体制をきちんと分けした中で税務処理をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 担当課長として何かここに新しいことを進めたいと、そういうお考えがあったらお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） いろいろな関係資料を見てみまして、山口議員さんもかなり精通されて勉強されていると思うんですが、一番モデルになるのが前橋市でございます。前橋市は収納率を含め

て全国トップクラスでございます。この中の論文等を読みますと、まず第一に何をやったかといえますと、やれることをしっかり体制でやってもらうと。課税ですね。まずやると。その中に立って、いろいろなお金も投資するかもしれませんが、そういった足元からまず固めていくと。それと、組織体制、先ほど村長も申し上げましたけれども、風通しのいい組織体制をまずつくることが前橋市でやった最初に手がけた施策であるというようなことが書いてございました。

私もまさにそういうことでありまして、やはり職員の意欲だとか、そういったものが第一番であって、やはりこれをおざなりにされたわけじゃないでしょうけれども、やはりもうちょっと税の部分の強化というのですかね、全体的に村に目を向けていただいて、これまでにやっていなかった、厳しい話になりますけれども、差し押さえ等についても、これまで給与だとかありましたけれども、生命保険あるいは子供保険、あるいは出資金等についても踏み込んで差し押さえしていくというふうなことを行っていないと、なかなか不良債権というか、滞納部分については進まないというのがございます。

ただ、低所得者層の方もいらっしゃいますので、それは節度を持った徴収というのが必要だと思いますけれども、基本的な考え方としますと、今まで行っていなかった課税ということではなくて、徴収という観点を見ていきますと、その部分でやはり厳しいようでございますけれども、財産を差し押さえさせていただくというようなことを第一義的にはやる必要があると思っております。

それから、さらにやはり先ほど言いました職員についても、そういった知識をしっかりと養いながら、やはり住民の方とトラブルの起きないような形で徴収業務を進めていくということも大事かと思っておりますけれども、そういったことで、まず内側の部分、それから、それが整った段階の中で外部的な中で差し押さえだとか、そういった形の中でいろいろお願いしていくというのが一つの流れかなというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 私は以前、目標管理について質問したことがあります。その時点で村はまだこの目標管理が根づいていないと、そういうふうに感じました。特に税のように数値管理ができる職場、こういうお仕事では目標値を決めてお仕事をされることがよろしいかと、そのように思っております。担当課長として例えば今87.5までに落ち込んでいるものを、来年度は0.5上げるとか、3年後までには90%に上げるとかという、そのような目標値を設定されているのかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 目標値の関係でございますけれども、税の業務などですと、年度初めに県の市町村課の中で徴収対策計画ということで、計画を1年間の徴収目標を立てるというような形で指導がございます。そういった中で5税目、国保を入れた中の現年滞納の徴収目標あるいは法人、そ

れから固定、たばこ税すべて目標値を設定してございます。一部申し上げますと、まず市町村民税ですけれども、これについては平成23年度89.3%、24年については89.9ということで、0.5ポイント設定します。これは低いではないかということでございますけれども、この設定する要件につきましては、経済の動向あるいは不良債権あるいは滞納等の状況を勘案しながら設定しているものですから、余り高いものはいかがなものかということで、こういった設定をしております。

それから、固定については23年度では84.6%、24年度が84.5ということで、逆にマイナスで1%落ち込むだろうというようなことも設定されおります。

さらに軽自動車においては23年度が93.2%、24年度は93.1ということで、これについても0.1%、経済の動向あるいは車の取得等の状況を見てみますと、ではないかというのを想定しています。

それから、国民健康保険におきましては、これも非常に滞納部分がしょっているわけでございますけれども、23年度が68.6ということで、24年度は69.4ということで0.8ポイント伸びるでしょうというような設定をしております。そういったことで5税を全体総体しますと、23年度が81.8%、24年度82.1%ということで、0.3%ほどは伸びるだろうということで目標値を設定し、これに向かって対策も日々進めているという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひ頑張ってほしいと思うんですが、これはたればみたいになってしまうんですけれども、平成23年度の調定額は15億3,200万円でありました。仮に群馬県の平均値、91.2%の収納率を確保できたならば、5,700万円余りの増収となるわけです。メガソーラーがどのぐらいになるかというのがわからないんですけれども、私の検討ではメガソーラー10年ぐらいかからないと、この数値にならないんじゃないかと思うんですが、やはり税をいただくという、そういう観点からぜひ目標値をきちんと決めて仕事を進めてほしいと思います。そうしないと、まず収納率、収納額も上がってこないんじゃないかと思います。幾らこういうように引き込んで努力しますといっても、目標値を設定しない限りは多分難しい問題じゃないかと思うので、ぜひ税務課にお任せするんじゃなくて、村長以下職員全員でこの仕事を前向きに進めてほしいと、そのように思います。

次の質問に移ります。この4月17日に行われた全国学力・学習状況調査の結果が8月8日に発表されました。全国で3万数個ある小中学校の中から約30%にわたる9,000校余りが抽出され行われた今回のテストは、新しく理科が加わりました。成績の上位は秋田県や福井県などで、今までと変わっていませんでした。そのような中で、群馬県は中学生が全国5位と頑張ったようです。しかし、小学校は32位で平均点も全国を下回ったと聞いております。抽出から漏れた榛東村は希望参加で同じようにテストを受けたようですが、この採点については今現在集計中とのことで、比較などはできませんが、わかる範囲内で村の児童並びに生徒の学力とか課題がわかりましたらお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） それでは、山口議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、この全国学力・学習状況調査というのは小学校6年、中学3年生ということでございますけれども、これははかれることのできる学力の一部だろうと。それから、もう一つは、学校の子供たちの教育活動の中の1側面にすぎないというふうに私はとらえてまずおります。

今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、榛東村の3校については抽出校に当たらず、自主参加と、そういう形になりました。先ほどのご質問の中身にもありましたように、当日に全国と合わせて実施した学校であるとか、学校事情等によりまして、1学期中に実施をしたと。その採点については教員がすべてやってデータを出すものですから、でき上がった学校と、夏休み中に採点とデータ化する学校があるということですが、管内の小学校1校については結果が出ております。その内容につきましては、テスト問題のほうですけれども、算数のA問題、これは基礎基本を問う問題と算数のB問題、これは思考力であるとか応用力を試される内容でございますけれども、これは全国レベルより上だったと。前とは違う結果で私も驚いたんですけれども、それ以外の国語のA問題、B問題、それから新しく変わった理科については県を下回っている状況であったということでございます。

ちなみに群馬県のほうのデータは全部出ておるんですけれども、国語のA問題、算数A問題、理科については全国平均並みで、中学校については先ほどありましたように、全国平均を上回っている。ただ、注目される点は、今の中学3年生が小学校6年のときにこのテストを受けているんですけれども、すべて上がっているということは、中学校の努力もあったんだらうと、そのように考えています。

課題として考えられることなんですけれども、テストだけではなく、質問しているのもございます。かなり数が多いんですけれども、アンケート様式になっていまして、その中で榛東のある小学校では、学習の習慣がついている、それから生活習慣がきちんと身につけられている、それから読解力があるというのは国や県のレベルよりも下回っております。ただ、よかったのは、規範意識、決まりを守るということ、それから自尊感情、自分が大事だと。この辺はよかったということで、この結果から考えると、子供たちは素直だなと、そのように考えています。

各教科の課題として考えられることですが、国語につきましては漢字であるとか慣用句という基本的な言語思考がちょっと落ち込んでいる。それから、自分の考えを書くとか要旨に沿って簡潔明確に書くという活動がやはり不得意である。それから、自分の言葉で発表するところが国語では落ちておりました。算数につきましては、分数の割り算がちょっとできが悪い。それから、図形の問題で対応する辺であるとか面であるとか、対応するという言葉できていない。それから、これは多分どこの学校もそうだと思いますけれども、特に算数で大事な論理的な思考といいますか、筋道を立てて考えるというところに落ち込みが見られたということでございます。理科につきましては、観察であるとか実験の基本的な操作、それから科学的な思考、グラフから何が読み取れるか、ここが課

題として残りました。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 懇切丁寧なご説明ありがとうございます。今、教育長が言われたように、今回初めて行われた理科では、言われるように問題を解決するための観察などに課題が見られたようだという事です。特に中学校3年では電流の実験の改造方法を記述する問題の正答率がこれまで学力テストで行われた最低の8%となるなど、実験や観察結果の分析、考察力で課題が目立ったようだと、そういうふうなお話でした。この辺もう一度教育長のご見解をお尋ねします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 理科の授業ですけれども、まず大事なことは、何のためにこの実験をするか、何のためにこの観察をするかというしっかりとした目的意識を持つことが必要であり、子供たち一人一人がそれに沿って見通しを立てることが必要であると。それで、自分の目で、自分の手で実験観察に取り組んでまとめて意見交流をすると。そういうスタンスが非常に大事だろうというふうに考えております。前のときにも出ましたけれども、小学校につきましては理科専科ということで、理科の免許を持った先生がやはりいたほうがいいと、そのような気がいたします。そういう努力は私も続けていきたいとは考えていますけれども、とりあえず以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ありがとうございます。学力テストと同時に、生活習慣などについて児童や生徒へのアンケートで、いじめはいけないことだと思うかと尋ねたアンケートの内容があります。小学校6年生と中学3年生で意識の差が出たようですが、この辺はどうお考えでしたか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 中学校のほうはまだ質問紙のデータの報告がないので、何とも言えない部分があるんですけども、小学校のほうでは36番目の設問だと思いますけれども、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。これを肯定的にとらえている児童は96%、中学校の数値は、また必要であれば後日お知らせをしたいというふうに考えています。このいじめについては、大津の事件をもとに、この間も全県の学校長が臨時的に集まって、非常に群馬県としても今まで以上にいじめはいけないんだと。いじめの未然防止、起きたときの対応をどうするか、事後をどうするかということで再確認をして、群馬県でも今まで以上努力をしよう。また本村もそれを受けて一生懸命取り組もうと、そういうスタンスでいます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 大津の事件から全国的にいじめの問題というのがいろいろ取りざたされて、いい方向に向かってほしいなと思っています。榛東村では今のところ特にそういった問題が出てきていないということはよろしいことじゃないかと思います。ぜひ出たときに、小さいうちにそれを消すと、そういうことが大事になってくるんじゃないかと思いますので、依然これからもよくその辺を進めてほしいと、そのように思います。

次の最後の質問に移ります。文部科学省の体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議は、部活動の際に深刻な事故が多く起きていることを踏まえ、より一層の安全対策を求めるとともに、部活動にも年間指導計画、単元計画、練習計画などを作成する必要があるとする報告を公表しました。報告書によりますと、平成10年から21年度の12年間に死亡、脊椎損傷などの重大な学校管理下の事故は590件あり、中学校、高校では運動部活動の事故が過半数を占めたそうです。これに対し、計画に基づいた指導は安全指導の基本であるとして、体育科、保健体育科の授業はもちろん、運動部活動についても年間指導計画などをつくるよう求めたようです。具体的には、目的の試合で勝ちたい気持ちは大切だが、そのために短期間に無理な練習を続けることは危険が増加するだけでなく、以後の競技生活に悪影響を与えかねないとして、中長期的な見通しを持って計画を立てるべきだとしております。村の対応をお聞きします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

まず山口議員さんのおっしゃられた体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議というのは、文科省の諮問機関であり、こうしたほうがいだろうということで出てきた。この背景には恐らく中学校で柔道が必修化されたことにより、過去のいろいろな学校事故について報告書で、私もその報告書は全部は読んでおりませんが、目は通してございます。そこで、各教科、体育科、それから保健教育においては、もうこれは指導計画というのは必ず立てるものということであるんですけども、部活動についての指導計画というところは、まだ現実的にはつくっている学校はないというふうに考えてよろしいかなというふうに考えております。それで、この部活動というのは、非常にメリット、デメリットというのがいろいろある内容だなと。これは教育課程外の活動ですから、あってしかりと、そういうふうに考えております。

それで、この指導計画につきましては、顧問であるとか、その部に所属する子供たちが一緒になって考えることが必要なんだろうというふうに思います。文科省のほうから通達があれば、これは文科省通達ですので、各学校へおろして取り組まなければならない問題なんですけれども、例えば顧問

がそのスポーツの経験者であるとは限らないと、そういうこともございます。それ以外には対保護者であるとか、部活動というのは非常にすばらしい活動だというふうに私はとらえておりますけれども、中に非常に課題を含んでいるものであるというのは現実の問題だと。この辺につきましては、文科省から県レベルにおりてきたときに、じゃ、榛東村教育委員会としてはどう取り組んでいくかということとをじっくり考えていきたいと、今はそのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 中学を卒業された方にいろいろ聞いてみると、中学校時代の思い出で何がよかったか、楽しかったかというと、やはり部活動と答える子供さんが多いようです。ぜひこの部活動を将来榛東中でやったことが思い出になって、さらに社会に出て、それが役に立つような、そういう方向と、もう一つ、安全対策をもう一度見直していただいて、よい部活動ができるようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で2番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

ここで10分間休憩といたします。開会を2時から行います。

午後1時47分休憩

午後2時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

続きまして、質問順位4番、柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

6番柳田キミ子さん。

〔6番 柳田キミ子君登壇〕

○6番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。6番柳田キミ子です。

民主党は8月28日、衆院比例定数を大幅に削減して、民意をゆがめる衆院選挙制度関連法案の衆院通過を強行いたしました。衆院本会議ではほとんどの野党が抗議の退席をする中、民主党と国民新党などの賛成多数で可決したのです。日本共産党の国対委員長は次のように厳しく批判しました。民主党単独で法案を提出し、単独で委員会に付託し、単独で審議し、単独で採択した。民主主義の根幹とも言える選挙制度について与党の多数をもって強行採決することは、憲政史上類を見ない暴挙であり、断じて許すことはできないとして、その日のうちに日本共産党から自民、公明党まで11野党の代表が衆院議長に申し入れをしたと報じられています。

また、自民党、公明党、そして民主党の3党が強行した消費税増税法案と一体で、社会保障を解体に導く社会保障制度改革推進法が成立する中で、民間保険会社が医療、介護、保育などの事業への参

入が可能となる事業について金融庁のもとで進んでおります。

こういう中で今後公的保育を縮小、解体し、私的、つまり民間の保険を拡大する動きがあります。このような国の悪政から住民を守るという地方自治本来の役割を改めて肝に銘じ、住みよい榛東村を目指して、本日も一般質問を行います。

具体的な質問は以後自席に戻って続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） それでは、通告書に沿って進めてまいりたいと思います。

まず最初に、学童保育に関してです。本村の学童保育所は私にとってですが、前期の4年間、議会の次世代育成支援特別委員会に所属しておりましたが、そこの中での中心課題として子供の放課後を豊かに安心して過ごせるよう議会としても積極的に関心を持ってかかわってきました。その中で保育時間の延長という問題などが父母の会の署名の運動などもありまして、保育時間の延長、朝早くなって、それから帰りは7時くらいまで時間が伸びたというふうな経緯もありました。その後、今期もう間もなく4年になりますけれども、今日に至るまでの4年間は特別委員会の設置などはありませんで、村の担当課が頑張って子育て世代の要望にこたえてきてくださったと私は感謝をしております。

さて、学童保育所の現状についてでございますけれども、その現状についてまずお聞きしたいと思います。各学童ごとの人数につきましては、南さんの質問の回答がございましたので、人数についてはお答えいただかなくて結構です。各学童保育の中での指導員の数と、それから把握していれば、その学童保育での子供たちの過ごし方がどんなふうなことになっているのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 本村の学童保育所直営で現在5カ所ございますが、その5カ所の指導員の合計人数は現在20人でございます。その人数の配置につきましては、群馬県の運営マニュアルがございまして、それに沿った形で設置をしております。また、障害児がいる場合については、指導員も加配して、合計で20人ということでございます。

また、保育内容ということでございますけれども、保育内容につきましては、各学童保育所のほうの指導員さんがおまして、指導員さんで月ごとのカリキュラムをつくっていただいで運営を行っていただいているということでございますが、まず1番には学校から帰ってきますと、各学童保育所で宿題、これをまず優先して行っております。その後につきましては、それぞれで遊びを考えて、それぞれの学童保育所でやっていると、そういった状況でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 人数につきまして5つの学童保育所、全部トータルして20人というふうなことで、その20人の中には障害者が学童保育にいらっしゃると、その人に1人余計に配置するという理解でよろしいんでしょうか、その確認をしたいと思うんですけども。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 障害児が1人いれば、その障害児のために専門の指導員を1名加配していくということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうしますと、その障害児の各学童ではどういう割合で障害児の方がいらっしゃいますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 各学童保育所の現在の障害児の人数でございますが、北部第一学童保育所が2名、それと北部第三学童保育所が2名、それと南部第一学童保育所が1名でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ありがとうございます。私、この間その学童保育のほうを少し訪ねていきまして、勉強させていただいたんですけども、しばらく前に行ったときにいらした指導員さんがいなかったのは、それは最長で3年間で臨時職員ですので、交代しなければいけないというふうなことのあらわれなんだろうなというふうには理解をしてくまして、そこは南部のプレハブですので、第一ですか、第二ですか、第二になりますか。そのところでもう帰ってきてからの宿題は終わって、そして大分もう外に出ておまして、1人の若い指導員さんがおまして、いつ入ったんですかと聞きましたら、ことしの4月だということで、保育士の資格があるので、これでも主任なんですというふうなことだったんですけども、なかなか学童の子供たちも早く学校の校庭で、南小の校庭のほうに早く行ってボール遊びをしたいということで、先生に絡みついているような状況がありました。

その指導員のことですけれども、指導員は臨時職員募集というふうなことで、今までもずっとそん

な形で募集をかけて応募してくださった方をお願いしているわけですが、先ほどの課長の話の中では、募集したけれども1人もいなかった。それから、雇用のほうの渋川かどうかわかりませんが、ハローワークのほうにも出したけれども、そちらのほうにもいなかったというふうなことで、本当にそういう今時期に来ているのかなと、大変だなというふうに思っておりました。

あと、北小の第一の学童のほうに行きまして、ちょっとやっぱり南小の学童とは雰囲気が違っていたなというふうに思うのは、北小の校舎内の学童は本当に狭いところなんですけれども、それでもやっぱりそこの中を工夫して、遊具の遊び方と、それからお勉強するところのスペースというふうなこととかもあったんですが、そこで指導員さんの話を聞きましたら、もうとにかくいっぱい、だれか学童の中でぐあいが悪い子が出て休ませるところがない。休ませるために、ちょっと毛布を敷いてという、そういうふうなスペースすらもとるのが大変というふうな状況だったというふうなことも聞いてきました。

あとはその北のほうではおやつを本当にいつも手づくりをしておまして、その手づくりをするためのいろいろ材料の調達とか、いろいろなことなども大分いろいろなお店に行ったりする機会も多くあるような話も聞いておりました。でも、その中でもやっぱり主任さんの話を伺ったんですけれども、きちっと忙しい中でも一人一人の状況のメモだとか、あといろいろな経費の整理とかなどもしておりました。

南と違うなと思ったのは、北では学童保育所の中で宿題が終わって、外のグラウンドに出て遊ぶときは、サッカーの子供たちがよくしている蛍光カラーのような緑のベストみたいなのを着て、それを着ると、外で遊べるというふうなことだったようなんです。そういうふうなところはちょっと南のほうにはなかったんですが、今まで何回も学童保育のことで質問した中では、村長からそれぞれの学童に特徴がある、それでいいんじゃないかというふうなお答えをいただいたんです。ただ、いいことはみんなに広めてやらせてやりたいなというふうな気持ちを私は持っておりました。

どうしても3年間しか最長で指導員を勤められないというふうなことは、せっかくその学童で培ったノウハウと申しますか、宝物だと思うんですけども、そういうのが全部無駄になってしまうという、そのところを何とか引き継ぐような形ができないかなというふうに私はいつも思っているんですけども、その辺のことにに関して、臨時職員という採用の方法にもあるのかもしれないけれども、その指導員を3年という期限を切らずに、力を学童保育で出して、そのまま出し続けてもらうというふうなことはできないかどうか伺います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 村の臨時職員の採用期間、それにつきましては村の規定がございます。まず、労働基準法に基づいて村のほうで決めているわけですし、これは最大3年間というところでございます。それ以上の採用はできないかということにつきましては、村の規定がございま

して、今のところ3年以上の任用はできない状況でございます。学童保育所についても、できれば担当課長とすれば、優秀な先生については継続していただきたいところでございますけれども、そういった規定がございまして、ちょっと延長ができないと。そういったことで後任の指導員の確保に今のところ苦慮していると、そういった状況でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 学童保育の運営等については、今、柳田議員が語る説明したいろいろな点で不都合が出てきているというような観点から、25年度からその改善策として今考えております。そして、今回の定例議会で条例改正も出ささせていただいて、その上で検討させていただきたいというふうな段取りを今とっているわけでございますけれども、それを解消するためには、やはり行政で、その制約がございまして、今言われる職員の問題等、それからサービスの問題等、内容の問題等はいろいろ指摘されています。行政では十二分にやっているけれども、やはりほかの人から見ると、サービスが低下しているというか、届かないかなというような考えのもとに、来年度何とか民営化か、それとも指定管理を立ち上げて、そして職員の確保、サービスの向上を目指したらどうかなということで、今議案の条例改正も提案させていただき、それについてまた進めていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 臨時的に任用する職員についてちょっとお話しさせていただきます。臨時的に任用する職員につきましては、嘱託職員と臨時職員の2通りあります。どちらにしても行政事務を補うために必要な知識や経験を有する者で、一定期間勤務させる職員を一応嘱託職員と言っております。そして臨時的職員につきましては、一時的に不足を補うということで、嘱託職員につきましては1年を単位として、一応臨時職員につきましては6カ月を単位として、一応それ以上本当に担うのであれば、正規職員にするのが当然ということで、臨時的には本来は嘱託が1年、臨時が6カ月、それで更新する場合もできる、そういうことになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 臨時職員、それから嘱託職員ということでわかりました。今回決算議会でもありますので、その嘱託職員、臨時職員がどういうふうな形で村政にかかわっているか決算面で勉強を今して迎えているところなんですけれども、もういろいろな攻撃というか、荒波から住民を臨時職員も含めて守るのがもう最後のとりでとなるのは行政しかない。自治しかないんじゃないかと私は思っているものですので、ぜひ役場で本当に一時的に足りないために雇う臨時職員をどんどんふやし

て、それで本当にいいのかというふうな疑問はすごく持っているんですけども、そしてこれからの条例改正でも学童保育のことが出てまいりますけれども、ぜひ責任は最後まで持つのが村というふうなことは、それはそういうふうなことでよろしいのかどうか確認をさせていただきたいんですが。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど南議員からも同じような質問が出たように思います。最終的には村が責任を持って運営をさせていただくということで、お手伝いをさせていただくということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） とにかく子供たちの放課後を豊かに過ごさせるための本当に大事な事業かと思しますので、これからも本当に私たち議員も含めてきちっとかかわっていききたいなと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、進みたいと思っております。補助金のことについてでありますけれども、この時期ですので、やっぱり決算のところでいつも目にするわけなんですけれども、その補助金は本当にたくさんのところへ出されておりますけれども、私が注目をしたところは、民生費の中の地方改善事業費で部落解放同盟に630万円の補助金というふうなことについてでありますけれども、その補助金を出して、それをどのように生かされているかという現状、その辺のところをまずはお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○議長（高橋 正君） 青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 民生費の社会福祉費にあります地方改善対策費から支出している部落解放同盟榛東支部への補助金について説明します。

この補助金は15年度から今日に至るまで年間630万円を榛東支部へ支出しています。それ以前の平成9年から14年度までの6年間は700万円でしたが、村から支出される団体運営費等補助金が15年度から1割削減され630万円となった経緯があります。この削減は榛東村行政改革大綱の村単独補助金等の整理合理化に基づき、各種団体の補助金が削減されましたが、当該補助金は1割を削減したものの、政策目的の達成過程にあるものとして継続し、現在に至っているものと認識しております。

榛東支部の事業につきましては、23年度の決算額は収入の部が729万3,999円、支出の部が724万9,257円、翌年度繰越額が4万4,742円と榛東支部から提出された補助金実績報告書に添付された収支決算書に記されております。

活動内容としましては、近年は人権まちづくり事業と学習センターを拠点とした研修会等を催すなど、所期の目的を達成しようと積極的に各種事業を展開しております。収支決算書には啓発相談や生

活相談、同和問題啓発事業、自立支援生活相談事業、活動推進事業、共済事業の実施、男女共同参画社会づくり研究事業のほか、支部の運営費、運営推進事業としての各関係団体への会費、総会の開催、諸集会の開催などが記されております。なお、費用面では生活相談、人権相談事業と各種集会等への参加費用を多く占めている活動推進事業の2つが支出の45%を占めております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） なかなか今までどういうふうな活動で、どんなふうな補助金の生かされ方をしているのかというふうなことについて、なかなか資料を取り寄せて確認をるところまで至らなかったものですから、今回こういう形で一般質問でいろいろ教えていただきたいと思って扱いました。今の課長の報告で大体わかりました。ちなみに周りの他の町村のところで比較とかというのが出ている資料がありましたら教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 他市町村の類似というか、同様の補助金について、高崎市の場合が22年度決算額で部落解放同盟のほうへ1,522万8,000円、同じく人権連さんのほうへ202万円、安中市さんが22年度決算額で部落解放同盟へ110万円、同じく人権連へ195万円などとなっております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ありがとうございます。差別は21世紀を繰り越さないというふうなことで新しい制度で、またその後これが平成15年だったんだと思うんですけども、差別のない社会を実現するために生かしていただければいいかなというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。村民を守る安心・安全対策はどうなっているかというふうなことについてです。

危険箇所は小学生の人たちの通学路という点から見ての危険箇所と、そうではなくてというふうな、もっと大人の目から見ての、あと高齢者からとかという危険箇所というのが見方によって見えない危険と、そういうところもあるかなと思うんですけども、今回私がちょっと感じましたのは、1件について5月20日だったです。群馬用水の新井の南新井前橋線の県道から入って広馬場のほうに向かうところに群馬用水が流れておりますが……、

〔「ツルサワというんだ」の声あり〕

○6番（柳田キミ子君） そうですか。ツルサワ、そうなんですか。そのツルサワ川のところであった事故で、ドクターヘリが来たというふうなことなども聞いたりいたしまして、その時点ではガードパイプというのが赤と白のしまの模様のあるガードパイプというのが3つか4つくらいその川の部分

に落ちないような形で道路にさくになってあったんですけれども、それが1つと。

あと、この日にちははっきり言えないんです。自信ないんですが、6月8日ごろには中学校の裏の道を八幡神社のほうに向かって行くところの右側でトラクターが落ちて、それもやはりドクターヘリが来たというふうなことで、榛東中学校のその先のその部分については公有地ではなくて、民有地のところが崩れて、そこをトラクターで通った方が落ちてというふうなことだったらいいんですけれども、その広馬場に至る5月20日の事件については、たまたま落ちてしまった女性が私の知っている方だったものですから、いろいろ聞いてみたりして、ちょっと口頭で聞いても、本当に地図を見ながら話していただかないとわからないというふうなところがありまして、役場に尋ねてみましたら、教育長さんとお話ができまして、教育長がたまたまその広馬場のところの現場には出くわしたというふうなことで、ドクターヘリに乗せるのにも関係していたというような話とかを聞きまして、これでは危ないと。このままにしておいたんでは、またどんな形で事故が起きるかもわからないので、何とかしなくちゃと私は思ったんですけれども、なかなか役場に来てきちっと要望するとか、そういうこともできないまま時期が過ぎておりまして、この一般質問をするに当たって、その担当課の課長と話していて、課長は初めて聞いた。知らなかったということです。

私が聞きたいのはいろいろな危機管理です。いろいろな種類があるかもしれませんが、そういう危機管理の情報はまず入手した人がどういうルートで、担当課はもちろん、最高トップの村長も含めて、きちっとそういうふうに行きわたるルートといたしますか、そういうシステムはきちっとなっているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 穏やかにお答えいたします。

指摘されることはちょっと自分にも胸に刺さるようなことはございます。これからは今言われたような危機管理システム、それから情報の共有は今まで以上に進めていきたい。そして対応していきたいと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 5月2日の広馬場のほうに関しましては、おかげさまで課長とこの一般質問の打ち合わせをしたのがたしか8月17日の金曜日ごろだったかと思います。その後ちょっと気がつかなかったんですけれども、最近といたしますか、1週間前くらいに通ったときには、そのガードパイプに至るまでも、ちょっと下の川に至るところから畑の部分が結構高い段差になっていて、そのコンクリートの部分のところにきちっとコンクリートに埋め込むような形でさくがきちっとつくってありまして、もう本当に早い対応をしていただいて、これはよかったなと思って、お礼をしたいと思っております。ぜひ危機管理の情報をきちっと共有するという点につきましては、今、村長のほうか

らお答えいただきましたような形で進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問のほうにいきます。放射能汚染対策ということについてでありますけれども、放射能の汚染は去年の3月11日以降、住民生活課のほうの担当の方が公共施設を初めとして教育施設も含めて毎月観測をして、それを「広報しんとう」を通して、あるいはまたホームページでというふうなことで皆さんに知らされていて、その値を見てみますと、本当に余り高くないので、私自身も特に住民の方から、榛東は対策を何もやらないんかいというような、そういうことも聞かなかったものですから、本当にそういう点では余り放射能の汚染についての問題はないのかなということで、私もその辺のところについてはこれまでほとんど特にかかわってこなかったというふうに思っているんです。

たまたま私が訪問したところで、まきストーブを使っている方がいまして、吉岡町ではこのまきストーブで燃えた灰とか、あるいは樹木を伐採した、庭木などの伐採した木を燃やした灰は回収しているんですけども、榛東はどうなんだいというふうに言われたので、担当の住民生活課の課長にお伺いいたしましたら、それは燃えるごみで出せるんだよというふうなことをいただいたんですけども、現状での放射能汚染対策として村でかかわっているのは、今私が示しました毎月行っている35カ所くらいですかね、定時定点のというか、あの測定、それ以外に何か村民の、あとは農産物の関係は産業振興課のほうで何か、分掌があるのかもしれないなどは思うんですけども、そんなふうな現状で今ありましたら、住民生活課とか産業振興課のほうからのお答えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 放射性物質の汚染度を把握する手段として空間放射線量の測定は非常に有効な手段です。住民生活課では昨年の7月末に放射線量計1台を買って、当初に69カ所測定した後、9月以降毎月15カ所の公共施設等を測定しております。いずれにつきましても、安全とされる基準値の高さ1メートルで0.23マイクロシーベルトを超える場所は確認されておりません。また、その15カ所の測定値についても、「広報しんとう」及び村のホームページで公表して、安全な状況であることを村民一人一人が判断できるよう情報の提供に努めております。

もしその放射線量が重要な判断材料となる場合につきましては、県のほうから高精度の放射線量計を借りるなどして対応しているよう努めております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 農産物の関係の放射能ということでございますが、本村の農畜産物に対する放射性物質検査結果内容についてお答えします。

本村で生産され、JA等を通じて出荷される農畜産物については、県は地域ごとに抽出して放射能

検査を実施して公表しています。農産物の検査期間については、平成23年3月25日から7月25日までの検査では、検査品目についてはナス、梅、ブナシメジ、原木シイタケ、ブドウ、チンゲンサイ、ブロッコリー、ネギ、下仁田ネギ、イチゴ、タラの芽など12品目が検査されておりまして、梅と原木シイタケ以外は放射性物質は検出せずとの結果が出ています。

なお、梅と原木シイタケについては基準値以下でした。原木シイタケのほだ木に関しては、国が定めたセシウムの指標値50ベクレルを超過するものについては、県が各生産者に対し出荷自粛をお願いしているところでございます。

それ以外では、牛肉の検査内容では、牛肉は全頭検査が実施されておりまして、直近のものは検査日のものについては8月21日に群馬県食肉衛生研究所で実施され、検査結果は測定基準値以下として、また原乳の検査では、直近の検査日については6月13日に地域ごとに実施され、検査結果は検出せずとして、それぞれ公表されております。

豚肉、鶏肉については、本県については高濃度の放射性物質が検出される可能性は低いとの県の判断から、牛肉と異なり、全頭検査は実施しておらず、また平成23年4月11日から本日現在に至るまで、本県においては検査は行われておりません。

J A北群渋川農協は安全・安心な農作物の供給及び風評被害などを防止するため、独自に放射性物質検査機器を購入して、9月から検査を行っております。出荷される方、また出荷されなくても、組合員であれば、放射能の検査を行ってくれるそうです。今のところ混雑が予想されますので、前もって予約をされるといいのではと考えます。また、これを活用していただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） わかりました。学校給食のほうの關係の食材の検査の現状についてお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 学校給食における放射能汚染対策ということでございますけれども、給食材料の選定に当たりましては、まず安全が確認されているもの、あるいは汚染されていない地域のもを優先的に使うということを基本にしております。これに加えて、安全性の再確認という観点から、昨年11月からことしの3月にかけて、計5回随時的に放射性物質の測定を行ったほか、この4月からは毎月2回民間の測定機関に委託し、うち1回は食材料3品目、うち1回は調理済みの副食について定期的に検査を実施しております。また、5月からはこれに加えて、月1回中部教育事務所における無料検査を利用いたしまして、食材料3品目の検査も実施しているところでございます。

なお、検査結果でございますけれども、これまで行ってきました検査においては、検出下限値を超える数値が検出されたことはなく、すべてにおいて安全である、検出せずという結果が得られております。学校給食におきましては、今後も検査を継続しまして、安心・安全な給食を提供してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それから、本村ではもう少したつと米の収穫が始まります。その対応として田植え時分からこの対策に取り組んできておりますので、課長のほうから答弁させていただきます。それと、これからの米の放射能に対する対応について課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 米の放射性物質調査につきましては、県では地域を3つに区分して実施する方針です。本村では昨年度米も土壌も不検出だった地域ですので、県からおおむね作付面積が500ヘクタール未満の市町村ということで、1検体調査で米の放射性物質調査を実施することになっています。本調査を1カ所行うことで指示されておまして、調査方法は、県が対象米穀の生産者から玄米を2キログラム採取させていただき、検査を実施するものです。その調査結果に基づきまして、一般の食品と同じ新基準値でありますキログラム当たり100ベクレル以下の場合では出荷販売、譲渡ができることとなります。また、本調査の結果、放射性セシウム濃度が基準値のキログラム当たり50ベクレルを超える場合については、当該町村は重点検査地域に移行し、おおむね1ヘクタールに1検体で調査を実施することとなります。もし100ベクレルを超えた場合には、原子力対策協議会の要請により、各村単位で出荷制限になるという予定でございます。

それから、本村につきましては安全・安心な良質な米の生産ということで、ケイ酸カリウムの配布をさせていただきました。これに基づきまして、田んぼについてはケイ酸カリウムが配布されておまして、その効果が出ることを期待しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 該当するであろうと思われる部署の課長のほうから現状を聞かせていただきました。本当におおむね基準値以下というふうなところで、村民の皆さんもそういう情報を見て、安心しているんだろうなというふうには思っております。これからも子供たちを放射能から守るという取り組みを含めて、米づくりのほうも含めて、風評被害などで農家の方たちが困らないような形で対応していただければいいかなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で6番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった4名の議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩したいと思います。開会を5分前からよろしくお願いします。

午後2時44分休憩

午後2時55分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第4 認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 冒頭でもご報告いたしましたが、地方自治法第121条の規定により、岩崎代表監査委員の出席を求め、ここに出席をいただいております。

お諮りいたします。

日程第4、平成23年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明、監査報告までとし、質疑、採決は10日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第4、平成23年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明、監査報告までといたします。

日程第4、認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田会計課長。

〔会計課長 岩田健一君発言〕

○会計課長（岩田健一君） 認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の3ページをお開きください。

平成23年度榛東村会計別決算総括表でございます。会計名称欄の一般会計についてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。予算額58億1,839万3,000円に対し決算額58億779万7,929円、予算額に対する決算額の比較増減1,059万5,071円の減、予算額に対する決算額の比率は99.8%。

歳出につきましては、予算額58億1,839万3,000円に対し決算額55億7,899万3,330円、予算額に対する

る決算額の比較増減2億3,939万9,670円の減、予算額に対する決算額の比率は95.9%、歳入歳出差引額は2億2,880万4,599円でございます。

続きまして、次に7ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調べでございます。1、歳入総額58億779万7,929円、2、歳出総額55億7,899万3,330円、3、歳入歳出差引額2億2,880万4,599円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中、(2)繰越明許費繰越額3,339万4,000円、5、実質収支額は1億9,541万599円となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は黒字となりました。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

平成23年度一般会計歳入歳出決算書の歳入でございますが、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

初めに、歳入でございますが、1款村税、調定額15億3,203万5,874円、収入済額13億4,001万7,032円、不納欠損額2,046万937円、収入未済額1億7,155万7,905円、比較1,280万1,032円でございます。

1項村民税、調定額6億7,237万2,177円、収入済額6億42万5,888円、不納欠損額796万1,675円、収入未済額6,398万4,614円、比較798万5,888円でございます。2項固定資産税、調定額7億6,135万1,451円、収入済額6億4,382万2,173円、不納欠損額1,231万8,549円、収入未済額1億521万729円、比較384万6,173円でございます。3項軽自動車税、調定額3,759万9,875円、収入済額3,505万6,600円、不納欠損額18万713円、収入未済額236万2,562円、比較25万6,600円でございます。4項村たばこ税、調定額6,071万2,371円、収入済額、同額、比較71万2,371円でございます。

2款地方譲与税、調定額8,887万9,108円、収入済額、同額、比較195万7,108円でございます。1項地方揮発油譲与税、調定額2,472万円、収入済額、同額、比較8万2,000円の減でございます。2項自動車重量譲与税、調定額6,415万9,000円、収入済額、同額、比較203万9,000円でございます。3項地方道路譲与税、調定額108円、収入済額、比較ともに同額でございます。

3款利子割交付金、調定額359万4,000円、収入済額、同額、比較10万円の減でございます。1項利子割交付金同額でございます。

4款配当割交付金、調定額275万7,000円、収入済額、同額、比較95万7,000円でございます。1項配当割交付金同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、調定額67万4,000円、収入済額、同額、比較31万6,000円の減でございます。1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金、調定額1億1,681万3,000円、収入済額、同額、比較87万7,000円の減でございます。1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,392万4,260円、収入済額、同額、比較227万5,740円の減でござ

ございます。1項ゴルフ場利用税交付金、同額でございます。

続いて、8款自動車取得税交付金、調定額1,948万3,000円、収入済額、同額、比較99万3,000円でございます。1項自動車取得税交付金、同額でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額5,779万7,000円、収入済額、同額。1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

10款地方特例交付金、調定額2,537万円、収入済額、同額。1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税、調定額13億9,881万円、収入済額、同額、比較4,682万4,000円でございます。1項地方交付税、同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金、調定額230万円、収入済額、同額、比較30万円の減でございます。1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

13款分担金及び負担金、調定額1億135万772円、収入済額9,091万7,335円、収入未済額1,043万3,437円、比較154万6,665円の減でございます。1項負担金、調定額1億37万4,272円、収入済額9,000万835円、収入未済額1,037万3,437円、比較116万7,165円の減でございます。2項分担金調定額97万6,500円、収入済額91万6,500円、収入未済額6万円、比較37万9,500円の減でございます。

14款使用料及び手数料、調定額4,369万1,525円、収入済額3,725万6,844円、収入未済額643万4,681円、比較167万5,156円の減でございます。1項使用料、調定額3,565万8,138円、収入済額2,922万3,457円、収入未済額643万4,681円、比較162万1,543円の減でございます。2項手数料、調定額803万3,387円、収入済額、同額、比較5万3,613円の減でございます。

引き続き、10ページ、11ページをお開きください。

初めに、15款国庫支出金、調定額11億4,336万2,857円、収入済額、同額、比較2,601万3,143円の減でございます。1項国庫負担金、調定額3億8,881万961円、収入済額、同額、比較251万7,039円の減でございます。2項国庫補助金、調定額7億5,092万8,000円、収入済額、同額、比較2,336万6,000円の減でございます。3項国庫委託金、調定額362万3,896円、収入済額、同額、比較13万104円の減でございます。

16款県支出金、調定額3億3,499万5,185円、収入済額、同額、比較3,633万5,815円の減でございます。1項県負担金、調定額1億4,700万5,328円、収入済額、同額、比較25万7,672円の減でございます。2項県補助金、調定額1億5,931万7,948円、収入済額、同額、比較3,831万1,052円の減でございます。3項県委託金、調定額2,867万1,909円、収入済額、同額、比較223万2,909円。

次に、17款財産収入、調定額6,621万9,394円、収入済額5,244万7,785円、収入未済額1,377万1,609円、比較135万1,215円の減でございます。1項財産運用収入、調定額6,366万5,282円、収入済額4,989万3,673円、収入未済額1,377万1,609円、比較135万327円の減でございます。2項財産売払収入、調定額255万4,112円、収入済額、同額、比較888円の減でございます。

続いて、18款寄付金、調定額44万5,000円、収入済額、同額、比較19万4,000円。1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金、調定額4億6,546万8,173円、収入済額、同額、比較549万6,827円の減でございます。

1項基金繰入金、同額でございます。

20款繰越金、調定額2億6,193万5,633円、収入済額、同額、比較633円でございます。1項繰越金、同額でございます。

続いて、21款諸収入、調定額3,336万5,717円、収入済額、同額、比較286万5,717円でございます。

1項延滞金加算金及び過料、調定額268万5,464円、収入済額、同額、比較51万3,464円でございます。

2項村預金利子、調定額3万1,159円、収入済額、同額、比較9,841円の減でございます。3項貸付金元利収入、調定額80万円、収入済額、同額。4項雑入、調定額2,984万9,094円、収入済額、同額、比較236万2,094円でございます。

22款村債、調定額3億1,718万5,000円、収入済額、同額、比較90万円の減でございます。1項村債、同額でございます。

以上歳入合計、予算額58億1,839万3,000円に対し調定額60億3,045万6,498円、収入済額58億779万7,929円、不納欠損額2,046万937円、収入未済額2億219万7,632円、比較1,059万5,071円の減でございました。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

平成23年度一般会計歳入歳出決算書の歳出でございますが、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、歳入と同様に、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、比較と略させていただきます。

初めに、1款議会費、支出済額1億310万8,092円、不用額99万9,908円、比較、同額でございます。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、支出済額8億6,775万6,848円、翌年度繰越額1,019万2,000円、不用額1,974万6,152円、比較2,993万8,152円。1項総務管理費、支出済額7億4,208万2,479円、翌年度繰越額1,019万2,000円、不用額1,526万7,521円、比較2,545万9,521円。2項徴税费、支出済額7,867万5,469円、不用額299万8,531円、比較、同額でございます。3項戸籍住民基本台帳費、支出済額3,537万6,104円、不用額50万6,896円、比較、同額でございます。4項選挙費、支出済額1,061万573円、不用額93万6,427円、比較、同額でございます。5項統計調査費、支出済額53万7,233円、不用額3万767円、比較、同額でございます。6項監査委員費、支出済額47万4,990円、不用額6,010円、比較、同額でございます。

3款民生費、支出済額15億8,674万6,655円、翌年度繰越額127万2,000円、不用額4,639万9,345円、比較4,767万1,345円。1項社会福祉費、支出済額8億7,701万3,973円、翌年度繰越額127万2,000円、

不用額3,455万2,027円、比較3,582万4,027円。2項児童福祉費、支出済額7億933万6,542円、不用額1,119万8,458円、比較、同額でございます。3項災害救助費、支出済額39万6,140円、不用額64万8,860円、比較、同額でございます。

4款衛生費、支出済額2億8,589万6,141円、不用額872万5,859円、比較、同額でございます。1項保健衛生費、支出済額1億6,249万6,401円、不用額872万2,599円、比較、同額でございます。2項清掃費、支出済額1億2,339万9,740円、不用額3,264円、比較、同額でございます。

5款労働費、支出済額345万8,920円、不用額66万6,080円、比較、同額でございます。1項労働諸費、同額でございます。

続いて、6款農林水産業費、支出済額2億4,605万3,492円、翌年度繰越額3,906万8,000円、不用額1,803万7,508円、比較5,710万5,508円。1項農業費、支出済額2億3,266万301円、翌年度繰越額3,906万8,000円、不用額1,588万7,699円、比較5,495万5,699円。2項林業費、支出済額1,339万3,191円、不用額214万9,809円、比較、同額でございます。

7款商工費、支出済額1,109万936円、不用額69万4,064円、比較、同額でございます。1項商工費、同額でございます。

8款土木費、支出済額4億6,973万7,282円、翌年度繰越額2,762万3,000円、不用額2,630万4,718円、比較5,392万7,718円。1項土木管理費、支出済額1,725万8,757円、不用額36万9,243円、比較、同額でございます。2項道路橋りょう費、支出済額2億9,184万4,722円、翌年度繰越額2,762万3,000円、不用額1,371万7,278円、比較4,134万278円。3項河川費、支出済額97万9,500円、不用額3万1,500円、比較、同額でございます。4項住宅費、支出済額1,484万5,833円、不用額68万167円、比較、同額でございます。5項都市計画費、支出済額1億4,480万8,470円、不用額1,150万6,530円、比較、同額でございます。

9款消防費、支出済額2億7,278万1,881円、不用額515万3,119円、比較、同額でございます。1項消防費、同額でございます。

10款教育費、支出済額14億8,318万1,012円、翌年度繰越額59万9,000円、不用額3,278万2,988円、比較3,338万1,988円。1項教育総務費、支出済額2億4,585万1,511円、不用額223万4,489円、比較、同額でございます。2項小学校費、支出済額1億3,643万1,026円、不用額771万974円、比較、同額でございます。

引き続き、14ページ、15ページをお開きください。

3項中学校費、支出済額8億820万4,562円、不用額865万4,438円、比較、同額でございます。4項幼稚園費、支出済額9,299万9,733円、不用額326万5,267円、比較、同額でございます。5項社会教育費、支出済額6,384万5,200円、翌年度繰越額59万9,000円、不用額503万2,800円、比較563万1,800円。6項保健体育費、支出済額1億3,584万8,980円、不用額588万5,020円、比較同額でございます。

11款災害復旧費、不用額4,000円、比較、同額でございます。1項農林水産業施設災害復旧費、不

用額2,000円、比較、同額でございます。2項公共土木施設災害復旧費、不用額2,000円、比較、同額でございます。

12款公債費、支出済額2億4,881万8,551円、不用額3万8,449円、比較、同額でございます。1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金費、支出済額36万3,520円、不用額3万7,480円、比較、同額でございます。1項普通財産取得費、不用額1,000円、比較、同額でございます。2項土地開発基金費、支出済額36万3,520円、不用額3万6,480円、比較、同額でございます。

14款予備費、不用額105万6,000円、比較、同額でございます。1項予備費、同額でございます。

以上歳出合計、予算額58億1,839万3,000円に対し支出済額55億7,899万3,330円、翌年度繰越額7,875万4,000円、不用額1億6,064万5,670円、比較2億3,939万9,670円でございます。

なお、決算書16ページから225ページまでが歳入歳出決算の事項別明細書になります。また、226ページから230ページまでが財産に関する調書、それから、231ページにつきましては地方債に関する内容が記載されておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、甚だ雑駁ではございますが、平成23年度一般会計の決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 皆さんのお手元に、意見書が届いているものと思いますけれども、意見書の5ページをお開きください。

○議長（高橋 正君） 岩崎さん、長時間にわたるから座ってやっていただけますか。結構ですよ。

○代表監査委員（岩崎唯雄君） ありがとうございます。じゃ、許可を得ましたので、座らせていただきます。

5ページ、お開きいただきましたでしょうか。

地方自治法の規則によりまして、村長から付託されました榛東村の一般会計、ほかに8つの特別会計について審査を行いました。審査の方法については、付託された歳入歳出決算書、これについて担当の職員から説明を受け、また聞き取り調査を行いました。また、現金、それから有価証券等については、例月出納検査及び定期監査において確認をいたしました。

なお、本審査については24年7月13日から8月3日まで8日間実施をいたしました。

次に、歳入歳出の概況を1の表を見ていただきたいと思います。

純計決算において前年度に比べて、歳入が1,000万のマイナス、歳出は800万の増加という状況です。決算収支におきましても、表のとおりで、形式的収支では前年に比べて少しマイナス、実質収支では逆に増加しているという状況でございます。

予算の執行状況については次の表のとおりでございますが、収入率で91.6%、それから執行率で96%、不納欠損が3,800万ということで、前年に比べて約2,000万増加しております。

次に、財政の構造についてでございますけれども、次の表にあるとおり、平成21年からだんだん自主財源が減ってきております。ちなみに21年に比べますと6.5%減少しているということでございます。自主財源その他についてはその下のほうに記載しておきました。

次の表で見ていただくと、自主財源の柱である村税が前年に比べまして1,200万減額しております。自主財源のこれは柱でございますので、先ほど来一般質問でもありましたけれども、ふやすようにご努力をお願いしたいと思います。

それから、歳出の構造については次の表で、やはり21年からずっと義務的経費がふえております。義務的経費がふえるということは、財政力がだんだん弱まってくるということでございます。

次の財政の指標、数字が出ておりますけれども、財政力、経常収支比率、実質公債費比率等全部悪くなっております。やはりこれは財政力が弱くなっているという何よりの数字であろうと思います。特に経常収支比率は86.9ということで、市町村では70から75%が適正というような数字もあるようですから、大分自由度が低いという数字になっているものと思います。

それから、村債については表のとおりでございますが、3億8,700万起債したんですけれども、3億1,700万償還したということで、結局村債の残自体は約7,000万ふえて、以上の73億7,300万と、何か覚えやすい数字になりましたですね。これはいずれにしても、厳しい数字にはね返ってくるものと思います。

続いて、一般会計の実質収支について見ますと、1億9,500万ということで、前年に比べて400万円ふえております。大体総予算を含めて同じぐらいの感じでございます。

次に、歳入の中で収入未済額を見てください。次のページに収入未済の明細が載っております。合計で2億200万円、前年に比べますと600万ほど減っておるんですけれども、下の表で見ていただくとわかりますが、不納欠損が前年に比べて1,200万円ほど逆に増加しております。ですから、前年並みの不納欠損であれば、どういうことになるかということは差引きの問題だと思います。ただ、不納欠損を着実に実行していかないと、勘定が合って銭足らずというようなことになるんだというふうに思います。

次に、款別の歳入状況は次の表のとおりなんですけれども、この中で村税の明細が次の表にあります。先ほども言いましたように、村税が前年に比べて1,200万円減少しております。一般質問でもあったんですけれども、収納率については20年から連続4年下がっている。ことしは87.5%ということで、ちなみに平成19年度は91.5%ありました。ですから、単純にことしと比べますと4%悪くなっているんですね。4%というのは村税が13億5,000万とすれば、五千四、五百万というような数字になるのでしょうか。いずれにしても、村税というのは自主財源の柱といいますか、根幹でございます。この税収の確保、それから徴収体制の強化ということはもう待たないということになっていると思

ます。強化と言っても、やはりコンビニ収納等で納税者が納めやすくする体制もとる必要があろうかなというふうに思います。ぜひこういった減額するようなチャンス、あるいは努力を設けていただきたいというふうに思います。

次に、村税の新規発行はこの表のとおりで、減額しております。

それから、歳出については各事務事業で100万円以上の不用額あるいはすべての公債費、それから抽出した消費的の事業あるいは投資的の事業について申し上げたいと思います。不用額の明細は次の表のとおりなんですけれども、繰り越しとか、そういった絡みでやむを得ないと思われるものが大部分で、適切な予算管理ができているものというふうに認められます。

また、投資的の事業については次に書いてある8事業、それから消費的の事業については次の15事業ですが、いずれも適切に執行されているというふうに認められました。

なお、公債費についての明細は次の表のとおりですが、適正に処理されておりました。

歳出状況については次の20表に総務費、それから教育費、これが前年に比べてマイナス、土木費がプラスという結果でございますが、款ごとの内訳はおのおの記しておりますので、お読みください。

次に、43ページにお進みいただけますか。よろしいですか。

43ページは公有財産の状況についてですが、特に変わったことは、建物の行政財産が増加、これは中学校の完成によるものでございます。

それから、次の基金については1億1,700万減額しておりますけれども、これは農業用水の維持管理費、何かこれがずっと例年減額するんですが、これが減額。それから、義務教育施設整備基金が減額しております。合計で1億1,700万円減っているというのが現況でございます。

次に、審査の結果及び所見ということなんですけれども、地方自治法の規定に基づいて審査した結果、決算書は適正かつ正確に作成されている。収支は適正に処理されていると認められました。これに対する所見でございますけれども、財政構造を見ますと、財政力指数、それから経常収支比率、それから実質公債比率ともに13年度に比べますと悪化しております。財政の硬直化が進んでいる状況であるというふうに思います。また、その要因としては、村税が減収して、それから義務的経費が増加しているということが原因であろうかと思えます。今年度の決算においては、若干数値は悪化しているけれども、ほぼ健全な状態を推移しているというふうに考えます。

歳入を見ると自主財源の柱である村税の収入が減少、これは何回か繰り返しておりますけれども、平成19年度に税源移譲になってから、やはりちょうどその翌年からずっと下がってきてしまったんですね。この徴収率が非常に影響が大きいと思います。先ほども言ったように、19年対比で言いますと約5,000万は単純に落ちているということでございますので、この徴収率についてはぜひ注意深く見守っていただきたいというふうに思います。徴収率といいましても、やはりこれは租税負担の公平性、やはり納めなくてもいいんだというふうになってしまっただけでは困りますので、ぜひ公平性の確保をお願いしたいというふうに思います。

また、税のほかに児童保育負担金ですとか住宅使用料等を含めて、税外未収入も年々増加しております。これは特定のサービスによるもので、一般の租税とまた違うと思いますので、やはり負担の公平性という観点からも適時適切な処理をお願いしたいというふうに思います。

一方歳出で見ますと、義務的経費が増加、投資的な事業では中学校ですとか、あるいは防災行政無線のデジタル化というようなことで積極的な投資も行っておりますけれども、当該年度以降からまた引き続き義務的経費はふえるのが予想されます。特に扶助費と、あるいは公債費、これがふえていきますと、やはり財政の硬直化が進展するんだらうというふうに憂慮しております。そういったことを含めて歳入歳出ともに、この段階では適正な財政運営がなされていると認められますけれども、今の村民は非常にニーズが多うございます。ぜひ村民の満足度の高い行財政運営を心掛けていただきたいというふうに思います。とはいいいましても、限られた財源でございます。有効活用を図って、集中と選択、これの着実な推進によって本村がますます飛躍できるように望むものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

質疑、討論、採決については10日に行います。

◇

◎日程第5 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。よろしいでしょうか。

陳情、受理番号12号、第16区区長松原大氏、部落解放同盟榛東支部支部長村上将規氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号13号、第18区区長後閑忠夫氏、部落解放同盟榛東支部支部長村上将規氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号11号、全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳氏よりの陳情、受理番号14号、菅原夏美氏よりの陳情、受理番号15号、群馬県平和運動センター（原水爆禁止群馬県協議会）代表委員猪上輝雄氏ほか6名の陳情、受理番号16号、群馬県平和運動センター（群馬県憲法を守る会）代表委員猪上輝雄氏ほか6名の陳情、以上4件につきましては、資料配付のみといたします。

なお、陳情の要旨については省略をさせていただきましたので、後ほどご一読ください。

◇

○議長（高橋 正君） 日程第6、平成23年度榛東村一般会計決算の審査についてを議題といたします。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） その前に懲罰の動議の提出と配付に対して準備がありますので、休憩をお

願いいたします。

○議長（高橋 正君） ただいま休憩の動議が出ました。

それに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成多数。では、休憩といたします。書類ができ次第開会いたします。

午後3時43分休憩

午後4時54分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

ただいま時間で4時55分です。会議を1時間延長して、6時までとしてありますが、これにご異議ありますか。

[「異議なし」の声あり]

◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） それでは、ただいま岩田好雄君ほか2人から地方自治法第135条第2項の規定によって、松岡好雄君に対する懲罰の動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高橋 正君） 賛成多数。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 松岡好雄議員に対する懲罰動議について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、松岡好雄君に対する懲罰動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、松岡好雄君の退場を求めます。

[10番 松岡好雄君退場]

○議長（高橋 正君） 提出者の説明を求めます。

岩田好雄君。

[14番 岩田好雄君発言]

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

懲罰動議に対する動議書の内容を朗読させていただきます。

平成24年9月3日、榛東村議会議長高橋 正殿。

発議者、榛東村議会議員岩田好雄、同じく牧口又一、同じく金井佐則、以上3名です。

議員松岡好雄君に対する懲罰動議。

次の理由により、議員松岡好雄君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由。

1、議員松岡好雄君が提出した、私（岩田好雄）に対する不信任動議及び、課長のプライバシーに関する事実でない発言について、議員の資質を問われる発言及び行為であります。

2、不信任動議の提出内容は事実ではない。事実でない他人の私生活にわたる言論を議会で行い、個人の名誉を著しく傷つけ、侮辱する言論である。

3、議員松岡好雄君が提出した不信任動議④については、秘密会の内容であり、内容は他に漏らしはならないと地方自治法にあり、違反をしている。これは、議員の資質を問われる行為である。

4、課長に対する発言については、個人的なプライバシーに関する発言であり、証拠もなく、うわさの範囲内の発言である。無抵抗状態の職員に対するもので、議員の発言としては許されない発言である。

以上の理由により、懲罰の種類については、公開の議場における陳謝を求める。

以上です。

○議長（高橋 正君） 松岡好雄君から本件について、陳情の弁明をしたいとの申し出がありました。お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） これは松岡好雄君に対する懲罰動議であるので、弁明というのはしてはならない。これをだから動議を今後特別委員会等で審議するんですけども、その弁明は必要ないと私は考えるんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後4時59分休憩

午後5時3分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

松岡好雄君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、松岡好雄君の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

松岡好雄君の入場を許可します。

〔10番 松岡好雄君入場〕

○議長（高橋 正君） 松岡好雄君に一身上の弁明を許します。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） この懲罰動議に対して、事実と違いますので、取り消し願います。

○議長（高橋 正君） それでは、松岡好雄君の退場を求めます。

〔10番 松岡好雄君退場〕

○議長（高橋 正君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

懲罰の議決については、会議規則第105条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

本件については、11人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

本件については、11人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設定された懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 11番星野孝祐君、6番柳田キミ子君、5番南千晴君、7番金井佐則君、12番善養寺忠君、13番岸昭勝君、2番山口宗一君、4番松岡稔君、9番牧口又一君、3番小野関武利君、1番小山久利君、以上11名です。追って名簿のほうは配付いたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会の委員は、ただいま読み上げたとおりの名簿のとおり選任することに決定いたしました。

松岡好雄君の入場を許可します。

〔10番 松岡好雄君入場〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後5時9分休憩

午後5時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎日程第6 平成23年度榛東村一般会計決算の審査について

○議長（高橋 正君） 日程第6、平成23年度榛東村一般会計決算の審査についてを議題といたします。

平成23年度榛東村一般会計決算の審査につきましては、決算特別委員会へ付託いたします。

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件はすべて終了いたしましたので、平成24年第3回定例会1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時10分散会

平成 2 4 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 1 0 日 (月)

平成24年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

平成24年9月10日（月曜日）

議事日程 第2号

平成24年9月10日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 認定第 1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について
 - 日程第 3 認定第 2号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について
 - 日程第 4 認定第 3号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - 日程第 5 認定第 4号 平成23年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について
 - 日程第 6 認定第 5号 平成23年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について
 - 日程第 7 認定第 6号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
 - 日程第 8 認定第 7号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 9 認定第 8号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - 日程第10 認定第 9号 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について
 - 日程第11 認定第10号 平成23年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
 - 日程第12 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 「議員松岡好雄君に対する陳謝を求める懲罰の件」について
- 追加日程第2 発委第6号 議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議について
- 追加日程第3 発委第7号 榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議について

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	早川雅彦君
生涯学習課長	星野勉君	代表監査委員	岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成24年第3回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席と岩崎代表監査委員の出席を求めておりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程表に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番小野関武利君、4番松岡稔君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思えます。この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により日程を追加し、日程の順序を変更して、これを先に審議したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前9時1分休憩

午前9時2分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。



◎追加日程第1 「議員松岡好雄君に対する陳謝を求める懲罰の件」について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、「議員松岡好雄君に対する陳謝を求める懲罰の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、松岡好雄君、岩田好雄君の退場を求めます。

〔10番 松岡好雄君、14番 岩田好雄君退場〕

○議長（高橋 正君） 本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。
11番星野特別委員長。

〔懲罰特別委員長 星野孝佑君登壇〕

○懲罰特別委員長（星野孝佑君） それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された松岡好雄君に対する陳謝を求める懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

懲罰事犯の有無、懲罰を科すべきではないものと認める。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時3分休憩

午前9時3分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ただいま懲罰特別委員長の報告が終わりました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから「議員松岡好雄君に対する陳謝を求める懲罰の件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、懲罰を科さないということです。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員起立です。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第2 発委第6号 議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議 について

○議長（高橋 正君） 追加日程第2、発委第6号 議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

星野総務委員長。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君登壇〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） 提出理由の説明を申し上げます。

議会を混乱させ、議会の信用を著しく失墜させたため反省を求めるものである。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時6分休憩

午前9時7分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第6号 議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

松岡好雄君、岩田好雄君の入場を求めます。

〔10番 松岡好雄君、14番 岩田好雄君入場〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩といたします。

午前9時8分休憩

午前9時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

星野総務文教委員長より決議文の朗読をお願いいたします。

〔「自席で……」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 自席でいいです。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君発言〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） それでは、議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議。

我々榛東村議会議員は、村民の代表であることを自覚し、すべての村民の利益のためにそれぞれの議員活動を良心と責任により行い、村民の期待に努めなければならない。このたびの事件のような議員としての自覚と良識と倫理観の欠如は、村民からの信頼を失うとともに、議員同士の不信感を増し、議会は混乱し、議案審議等の重要な議会活動にも悪影響を与えかねない。

よって我々榛東村議会議員は、議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める。

以上決議する。

平成24年9月10日。

榛東村議会。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時11分休憩

午前9時11分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第3 発委第7号 榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議について

○議長（高橋 正君） 追加日程第3、発委第7号 榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会運営委員長。

〔議会運営委員長 牧口又一君登壇〕

○議会運営委員長（牧口又一君） 提出理由。

議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成委員となり、人格、識見ともにすぐれた代表者である。また住民全体の奉仕者であって、自己の利益を図り、あるいは虚偽により議会や議員及び村民の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜するような不名誉な行為をしてはならない。

よって、榛東村議会議員は、自らの襟を正し、すべての村民に対し政治倫理の確立の誓いを決議するものです。

榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議。

我々榛東村議会議員は、村民の代表であることを自覚し、すべての村民の利益のためにそれぞれの議員活動を良心と責任により行い、村民の期待に努めなければならない。いやしくも、議会議員がその地位による影響力を行使して自己の利益を図り、あるいは虚偽により村、議会、議会議員及び村民の名誉を著しく傷つけ、議会や議員に対する村民の信用を大きく失墜する不名誉な行為を行うようなことがあれば、議会として自らこれを激しく戒めなければならない。また、議員としての自覚と良識と倫理観の欠如は、村民からの信頼を失うとともに、議員同士の不信感を増し、議会は混乱し、議案審議等の重要な議会活動にも悪影響を与えかねない。

よって、我々榛東村議会議員は、ここに改めて、自らの襟を正し、すべての村民に対し、政治倫理の確立を誓う。

以上決議する。

平成24年9月10日。

榛東村議会。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第7号 榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

質疑に入る前に、議員各位にお願いいたします。一般会計決算については、各担当委員会では十分

審議がなされているものと理解しております。よって、一般会計決算の認定については同一議題と解釈し、質問は歳入全般においては1人3問、歳出においては1款から4款、5款から9款、10款から14款に区分して、それぞれ質問は1人3問までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

決算書の22ページ、23ページ、13款分担金及び負担金、第1項負担金、2目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金で児童保育費負担金、また滞納繰越分ということで数字が出ているのでありますが、この保育料の保育費負担金という部分で、未納がどのぐらい現在あるのか、ちょっとわかりましたら教えていただけますか。

○議長（高橋 正君） 清水子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 平成23年度の保育料の未納の状況でございますが、現年の未納の件数につきましては、児童が21人でございます。また、保育料の過年度分の未納分につきましては、児童数にしまして61人分となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 昨年、子ども手当、ことしからは児童手当となっているんですけども、一部法律が改正されて、児童手当から保育料を直接徴収できるようになった、改正され、それを実施している自治体もあるようではありますが、この保育料の徴収以外に、その児童手当から天引きできるようなもの、保育料以外にもあったら、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 今のところ児童手当あるいは子ども手当からの本村での天引き等の実施はございません。

〔「いや、制度上、保育料以外にも、例えば給食費とか、ほかのものも徴収できると思うんですけども、ちょっと制度の……」の声あり〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 保育料につきましては、特別徴収、天引き等を行っておりませんが、例えばほかの関係でございますと、学校給食費あるいは学童保育料の未納分についての徴収の件でございますけれども、この件につきましては、保護者の児童手当の支給分から徴収していい

というふうな同意書、これをあらかじめ同意書をいただかないと、天引き等の徴収はできないことになっております。

また、児童手当からの天引きでございますが、これについても、かなり制度上難しくなっております。例えば10月に児童手当が支給されるんですが、例えば保育料の徴収の時期が過ぎている分については、これは滞納分になるということで、これは天引きの徴収はできないことになっております。したがって、今度10月に支給がございますが、10月の児童手当の支払日以降の保育料が、もし納期があればそれは徴収できるんですが、過ぎていると徴収ができないということで、非常にこの辺が制度上難しくなっております。他市町村においても実情はなかなかできていないというふうな現状でございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時21分休憩

午前9時21分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今、課長のほうから説明いただいたんですけれども、市町村の判断によって、この徴収というのは実施できるのかなと思ひまして、インターネットとかでも、児童手当、保育料徴収と出ると、実施している市町村も幾つかあるということは検索して出ているんですけれども、未納があるということを考えまして、やはりこういった部分、しっかり村としても考えていかなければいけないところかなと、これは今、保育料ですけれども、児童手当からの徴収が、給食費や学童、そういった部分もできるということで、今後、村として、この児童手当からの徴収に関して実施をするなり、今考えていることがありましたら、特に未納分の徴収ですね、村長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

南議員のご質問には、本当に我々も執行部として頭を悩ませているところでございます。この学童保育だけでなく、ほかの税に対しても非常にこういった危惧がされておるわけです。

ただ、やはり税の公平さを考えると、ある程度、村民各位の見識を持って納めていただくんだという観点に立って、いろいろな制度がありますけれども、納めていただける環境をつくりながらお願いしたいと、こんなふうには思っているところでございます。

しかしながら、余りにもこの未納額がふえてくるということになりますと、村自体の運営に即影響

するわけでございます。そんな観点から、前の一般質問でも申し上げましたように、来年度こういったものについて、村で徴収する義務のあるものについて一応見直しをかけて、そしてそれをどういうふうにしていくかというようなことを、職員体制から集める環境から、そんなものを今模索させていただいて、来年度から新しいシステムの中で、この対応をしっかりと考えていきたいと、こんなふう

○議長（高橋 正君） ほかに歳入について。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 2番山口です。

8ページ、9ページをお開きください。

9ページに村税の不納欠損額が2,000万余りあります。この3年間、20、21、22年の合計をしても1,800万余りです。なぜ、今年度だけこういうふう増加したのかお答えください。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さんのご質問にお答えします。

これは一般質問でもお答えしたわけなんですけれども、やはり村長が先ほど申し上げましたけれども、本来、不納欠損というのは、ベストでそれをやるというのがいいかといいますと、決してそうではなくて、本来であればそれは努力をして、落としてしまうというのは非常にもったいない話であります。

しかしながら、決算の資料でも申し上げましたけれども、その部分について、過去、23年度はかなり多くなっていますけれども、特に19年、四、五年前について、ほとんど手がつけられていなかったということが実態でございます。

税法上の順序でいきますと、滞納処分の執行停止をかけて、3年がたちますと不納欠損するというような手順を踏むのが本来でございますけれども、残念ながら、そちらのところへ手がつけられていなかったというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、担当課長のお話では、数年前、手がつけられてないということなんです、なぜ、その辺ができていなかったのか。本来ならば税務課の中で、その徴収ができないものをどういうようにしていこうかという、そういう話をしながら、この欠損をなるべく出さないようにやっていくということが大事なんだろうけれども、過去のことを今ここで申し上げても仕方がないことなんですけれども、これからの徴収体制というんですか、一般質問でもお話をさせていただきました

が、この1年を経過した中で、調定額、決定額に対して予算というのが余りにもちょっと低いのではないかと思うんです。この3年間も90%を切っているわけですね。調定額に対する予算現額というのが。今年度が調定額がどのぐらいになるかというのは、ちょっとわかりませんが、大体15億四、五千万ぐらいになるんじゃないかと想定すると、今回の予算の24年度の予算は13億2,400万の予算を組んでいると。約86%で予定しているわけです。ということは、ちょっと最初からもう取れないんだというふうな、そんな感じを受けているわけですが、その辺いかがですか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さんのおっしゃるとおり、かなり調定が落ち込んでいるというのは非常にあれですね、それに対して危惧されます。やはり経済状況とか、いろんな動向だとか、いろんなその要素が絡み合った中で落ちていることかと思えます。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、本来、落とすべきものでないものを落としているというか、やむを得ず手をつけずにというようなこともございますので、やはりこの調定の額が、どうしてこんなような形になっているのかというのをもう一度、再度分析をして、どこに問題があるかというのを、やはり洗い直しをする必要があるかと思っております。

そういったことで、いましばらくこういったことで体制を整えた中で精査していきたいということで考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 岩崎監査委員からも先日ご指摘がありましたように、自主財源、相当下がっています。村長もその辺は気にしているわけで、ぜひこの徴収率を上げるということを今年度の課題として、ここに上げてもらいたいと思いますが、村長の所見をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員からは、本当に重要なご指摘を受けたというふうに思っております。私としても、先ほど南議員の質問にも答えさせていただいたように、やはり税の徴収体制を確立しなきゃならないということから、前は前でいいんですけども、今回25年度から5つの指針を上げました。

その1つとしては、1点目は、税務課職員体制の組織体制の根本的な見直しを行い、新たに徴収専門員を配置して、徴収義務を1カ所に集約したいというふうに考えております。また、税行政において、本村と他市町村とを比較した場合、先ほど山口議員からも指摘されておりますけれども、非常に徴収率が低いということは、専門職員の配置がしていないということがございます。そんなことから徴収義務を体系的に進めるためのスペースを整備して、他市町村が行っているような腰を据えた徴収

対策をこれから進めなければならないというのが1点でございます。

2点目は、山口議員が一般質問でも話されましたように、数値目標を設定し、進捗状況及び達成度など、管理するための事務システムの構築をしていきたい。

3点目が、地方税法に抵触しない範囲内で情報を共有化し、徴収義務の全庁的な取り組みをいま一度見直ししながら進めていきたい。

4点目が、税務業務を進める上で中核となる中堅職員を養成するため、平成25年度も継続して県実務研修への派遣をお願いしたい。

5点目が、村徴収窓口の拡大あるいは住民サービス及び税率の向上を図るために、今、日曜納税窓口をしておりますけれども、コンビニ納税も視野に入れながら検討していくということも考えていくということでございます。ただ、コンビニの納税は非常にリスクもございます。そんな点を精査しながら検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、議員さん方にご理解いただきたいのは、効果的な徴収を継続するには、経年的な業務の蓄積と業務形態の整備が必要であります。極端に申し上げますと、職員をふやせば即収納率が上がるというものではございません。どうか中長期的な視点に立って見直しについてご理解をお願いしたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかに歳入について質疑ありますか。

なければ、歳出に移りたいんですけども、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、歳出の1款から4款について質疑を求めます。質疑ございませんか。

5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 決算書の106ページ、107ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目ふれあい館費、22節の部分で補償補てん及び賠償金、ふれあい館管理運営費減収補てん金という部分で載っていると思いますが、たしかふれあい館と、その下、福祉センター管理指定料というのがありますが、指定管理等が2年で更新ということで、今年度でまた切れるというか、契約が終わると思うんですが、その後のこのふれあい館や福祉センターに関して、またどのように今後、運営等を村として考えているのか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） このふれあい館自体は、創設したときの考え方が、村民の福祉向上のために行うんだと。そしてまた弱者のためにも、その対策を考えていくんだというような目的がございました。そして一時は村経営でやっていたわけでございますけれども、なかなか行政だけで、そのサー

ビス向上を図るということはできませんので、ふれあい館の管理委託ということをしていただいて現在に至っているわけでございます。

そんな中で、ふれあい館の組織初め職員がいろいろな面でご苦労されておるんですけども、なかなかこの時世に限って、そのサービスあるいはいろいろな運営等に追いつかないというのが現状でございます。そんな中で、やはり管理委託をさせたから事業性はかまんどくというようなわけにもいきません。村民サービスを考えた上で、やはり管理委託はしたけれども、大きな支出、それから事案については一緒になって手当てをしていかなければというふうなことで、これからもそんな考えで委託管理をさせていただいているということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 来年度以降に関しても、また委託管理というか指定管理というか、そういうのを続けていくのか、村長のそういうお話と私は理解したんですが、その委託管理に関して、また社会福祉協議会にお願いするのか、それとも公募等を行って実施するのか、そのあたりを現時点でどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時35分休憩

午前9時35分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 来年度、委託管理が切れるそうです。そして、今のところ募集をかけるかどうかというお話でございますけれども、なかなか今の時世で、私にやらせてくださいという方がおりませんので、今回も社会福祉協議会を通じてお願いするというので、今いろいろと進めさせていただいているところです。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 現在もそういった考えであるということはわかったんですが、どうしても、年間、この減収補てんがされていて、黒字がなかなか見込めないような状況で社会福祉協議会にというのも、減収補てんを村でしているわけですけども、本当に経営等を社会福祉協議会のほうでも、うどんを販売したりとか、そういった部分でいろいろ模索してくださっているようでありますが、非常に今の状況を考えても、このふれあい館の運営に関しては厳しいものがあると思います。

やっぱり村としても、ただ、社協に任すだけではなくて、施設だったり、その他集客というか、来

客がふえるような形であることを、村もやっぱり考えていかないと、運営だけ任せても、そのあたり難しい部分があるのかなと私も思いまして、これは例えばですけれども、例えば若い人はどうしてもサウナがある温泉に行きたいから、榛東温泉はないから行かないといった話を以前、私も聞きまして、例えばの例ですけれども、そういった部分を整備するなり、村としてもできることをやっていかない限りは、この運営というのは厳しいと思いますが、そのあたり、村としてもしっかり今後やってくださるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 委託管理をしております、今、やっぱりそこに運営委員会というものがございまして。その運営委員会のいろいろな議論の中で運営をさせていただいているところでございましてけれども、その運営委員会から、いろいろな意見が執行のほうに上がってくれば、またそこいらは精査しながらしていきたいと。

それから、ふれあい館の活性でございますけれども、今、進めさせていただいている公園周辺の活性化特別委員会を含めまして、ふれあい館の使用目的、使用の形態も、突っ込んだ議論をさせていただいて、そして相乗効果が上がるような対策を、今、検索しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 81ページをお開きください。

中ほどより下段なんですけれども、また税金のことでしつこいように申しわけないですけれども、嘱託員の報酬というので360万近くあります。説明会のときに、これはお二人のお仕事の報酬というので約6,800万ぐらいを徴収したというふうに聞いております。この枠で6,800万徴収できるということならば、もうちょっと人数をふやすなり予算を計上してやられたらいいんじゃないかなという気がするんですが、その辺についてはいかがなもんですか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さんのご質問にお答えします。

これにつきまして6,800万というんですね。以前ちょっと何年か前、私が会計課長をやっているときに1億から上がっていた時期があったんですね。それが今6,000万に落ちているということで、毎日、徴収員とも話をして、ディスカッションしながらしているんですけれども、やはりかなり取れるというんですか、徴収を上げる方々というのが限定されてきまして絞られてきているということで、ですから、四、五年前か、ちょっと年数はあれですけれども、前に1億から上がった時期からいいま

すと、かなり取れるというんですか、取られる階層というのが絞られてきてしまっているというのが実態だと思います。

そういったことで、確かに人を入れればということなんですけれども、見てみますとかなり限定的に各担当している人たちも、今のところ2人で回っていて、これ以上ふやしたとしても、上がるかどうかというのは、ちょっと今のところ疑問があります。それよりも何よりも、やはり持っている不良債権をまず落としてみて、その先に徴収というのがございますので、そういった形の体制をとるのが一番ベストだというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員に知っていてほしいのは、この嘱託職員というのは、先ほど私が申し上げた職員とは別でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） それは承知しています。何というか、取り立てという、先ほど村長がおっしゃったように、厳しい取り立てのところまでいかないような、そういうことというのが大事だと思うんですが、どうしても必要ならば、それなりの手段を講じなくちゃならないと。この報酬が固定が7万で、あと実績で3%というんですが、それをもっとふやしてでもやる必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 確かにご指摘のとおり、ふやしてということなんですけれども、先ほども言いましたけれども、滞納の構造的なものを見てみますと、この間もちょっとお話ししたんですけども、かなり差し押さえをしないと取れないような事案がかなり現実的にあるんですね。前に1億から上がったというのは、行って淡々と言えは収納は上がっているんですけども、現実的にかかなり厳しい段階、生命保険あるいは子ども保険だとか、そういうものまで落としていきませんと取れないような状況的な、構造的なものがございますので、やはりこの中で報酬を上げて目標を上げればもっと、それも一つの手段かもしれませんが、いずれにしても、この多分設定したときは、吉岡だとか、いろいろ各町村の状況も見ながら額だとかパーセントは設定していると思うんですけども、やはりもうちょっとこの部分を現実的に様子を見て、体制を整えて、徴収のできることをもうちょっとやれることを確定して、そういった形で収納体制をしていきませんと、金額をふやしたからということになって、今の構造的にふやすと、それで徴収額がふえるのかなというのは、ちょっと疑問かなというふうに感じております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今年度の予算に480万計上してあるんで、1人ぐらいふえたのかなと、そんな感じで質問してみました。担当課長が取るというふうな、そういうことでおっしゃったんですが、税金はいただくものです。ぜひそういう気持ちで仕事を進めていただきたいと、そのようにお願いします。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番です。

決算書の77ページの下段です。需用費、その次は79ページの上段、これは防犯灯関係なんですけれども、最初、電気料、機械器具修理、79ページにおきましては設置工事ですか、70万六千何ぼ、この金額、トータルすると600万ぐらいなんですけれども、最近、ほかの自治体でLEDを導入しようという動きが盛んになってまいりました。そこで榛東村としても近い将来ですけれども、LEDを導入する考え方とか具体的にありましたらお願いします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） LEDも大分値段が下がってきました。1カ所、たしかこの前調べて5,000円ぐらいの形になってきたんで、ことしからぼちぼち入れたほうがいいんじゃないかということを担当のほうに指示してあります。ただ、ちょっと予算的に間に合うかどうか、その辺がちょっと心配なんですけれども。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） この金額をちょっと分析しますと、電気料が341万何ぼかになるんですけれども、この場合45%少なくなると190万ぐらいになる、ちょっと計算が大ざっぱですけれども、それでこれが18基、70万6,000何ぼでやってある。これを割りますと1基で3万9,000円ぐらいになるんですね。ちょっと計算違いだったら申しわけありません。前橋市で1基、これからやるということなんですけれども、3万2,000円ぐらいでできる。これは新聞報道の中なんですけれども、そういうことを考えて、また修繕費が結構かかっているんですけれども、LEDにすれば修繕費も蛍光灯なんですけれども、交換とか人件費が少なくなる、そういう大ざっぱな計算なんですけれども、耐用年数を長く、初めて設備する金額が高いというのが欠点だと思いますけれども、そこで太陽光発電との関連について、ちょっと考えたんですけれども、榛東村は県下で一番ですか、まあ太田があるんですけれども、

太陽光発電をやっているんですけども、あれの欠点というのは、昼間は発電するんですけども、夜は発電しないんですよ。その需給バランスをとるために、夜の節電というんですか、それが一番最適なのはLEDだと思います。電気の需給バランスをとるために太陽光発電とLEDを組み合わせた体制が望ましいと思います。そこで、これからメガソーラーも各地域で盛んに行われます。各家庭にも大分普及されてきました。将来的に考えると、昼間、電気は十分あるけれども夜の電気がない。そういうことで、ぜひそのLEDを設置の方向で来年度予算に組み込めたいと思っています。

そこで、各町村で最近の、これは新聞の報道なんですけれども、太田市で2010年が1万8,000基を全部交換することで電気料が960万削減、前橋市で2万3,000基全部をことしじゅうに交換することで6,500万の電気料が3,500万になるんです。最近、中之条で2,200基を全部交換ということで、580万の電気料が322万で済むという、そういう報道がございました。そういうことで、とにかく榛東村は太陽光発電は先駆者でありますけれども、その省エネルギーの部分でも、市は大分進んでいるんですけども、町村の中でトップを切って、そういう事業を推進していただきたいと思っています。そういう見解で、村長さんの考え方をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

ほかの市町村とか、そういうものはさておいて、財政的に余裕があるところないところいろいろ違いますので、そういうものは一つの例としてお聞きしておきます。

村にとっては、設置費と、それから経済効果と、それからいろいろの面でどのくらいのメリットがあるか、またはデメリットがあるかということ、先ほど総務課長が話されましたように、今、研究をしております。ですから、来年度、予算計上するかどうかということは、まだ先のことでございますけれども、その結果が出次第、やはり岸議員が言われるような方向づけをとっていきたいなど、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 全部の交換ということは難しいと思うんですけども、新規あるいは修繕箇所では機械器具を全部交換するときぐらいやっていって、将来的には全部LEDを交換できるような体制を組んでいけばいいんじゃないかと思っています。そういうことで、ぜひ来年度予算には組み込んでいただきたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

終わります。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時50分休憩

午前9時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） ページで57ページなんで、大変細かいところを、つまようじで重箱の隅を突つくようなことで申しわけないんですけども、職員手当で管理職員特別勤務手当5万2,000円とあるんですが、これの説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 5万2,000円なんですけれども、1回が6,500円で、それが8回分でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 6,000円だから500円というのは何なんですか、管理職特別勤務手当というのは、下にも管理職手当とあるんですけども、管理職に特別な勤務の手当というのが、特別職にはもう既に特別職手当とついているんだから、この6,500円というのは何ですか、じゃ。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これは日曜日とかに出た決められた額です、日曜日とか出勤した……。

〔「だから管理職というのは手当がついているんだから、その管理職が特別にまた日曜日に出たってつくんかい」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） そうです。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） じゃ、2つぐらい一緒に言わないとだな。そうしますと、これは1名なんですか、人数は。

それと、この管理職員は補佐なんですか、それとも課長なんですか。そして言えれば、だれにやったんだか、1名なら、お願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） だれにやったか、ちょっとまだ確認しておりませんが、8回分で

ということだけしか今のところわかっておりません。

〔「1名なのかい、管理職、そんなもんいっぱいいるのに、ちゃんと1名……」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） いや、ちょっとじゃ、待ってください。

○議長（高橋 正君） 関連の質問なんで、いま1問だけ……

〔「ちょっと休憩」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時53分休憩

午前9時56分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 今の件につきましては、後で調べて報告させていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） ですから、私が言いたいのは、この管理職員の特別勤務手当と。管理職員なんだから、特別勤務手当というの、特別管理手当というのもおかしいんじゃないかと。これが総務課のこの中だけだけれども、総務費の中だけだけれども、かなりあるんじゃないかなと。それはしっかりと手当をやる分についても、何名で補佐なのか課長なのか、そういうのもしっかりと調べて報告をいただきたい。

それから、村長に1つお願いですけれども、こういうのもしっかりと村長が管理、監督をしていただくようお願いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員の言うことは、身にしみております。そして、大体これはだれが使ったか、出したかというのはわかっていますけれども、はっきりしたことは、また課長のほうから資料を提出させていただきます。

それで、結果的にこういう大事な5万2,000円が管理職特別手当ということで出されております。ただ、職員条例でこういうのがうたってありますけれども、やはり金井議員が言うように、特別管理手当というのは事前に出ていることだから、やはりそういったところはよく精査しなさいということだろうと思います。私も前にそれを金井議員から指摘されたときがございました。そんなときから係には、もう土日の特別手当は支給の対象にならないよと。政令ではあるけれども自分としては認めな

いよということで、今回これ以後、そんな対応をとらせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 臨時職員賃金と嘱託職員賃金ということに当たって……

○議長（高橋 正君） 何ページ、ページを指定してください。

○6番（柳田キミ子君） 広い範囲で1款から4款までという、その範囲内で申し上げたいと思いますので、それぞれの担当する課で嘱託職員が何人、臨時職員が何人というふうなことでお答えいただければ助かります。

まず57ページの賃金というところで一番下です、695万9,515円。

次です。飛びまして79ページです。下からの賃金ですね、臨時職賃金49万215円ですね。

次、81ページ、報酬というところで嘱託員報酬、これは賃金とかではなくて嘱託員報酬となっておりますが、こういうふうな賃金ではなくて報酬というふうにお支払いする場合も、どういうときに、ほかにもあるのかというふうなことのご説明をお願いいたします。

それから、次が91ページ、賃金で臨時職員賃金4万2,000円です。

次、109ページ、上のほうです。嘱託職員賃金195万円。

それから、次が111ページです。下のほうの賃金ですね、臨時職員賃金110万7,000円。

それから、121ページです。中ほどより少し上段で臨時職員賃金35万9,812円。

次のページ、123ページです。中ほどです。母子保健費、臨時職員賃金24万4,500円。それから下のほうです。健康増進費で臨時職員賃金29万2,500円。

それから、125ページの下のほう、環境衛生費ということで嘱託職員賃金195万円というところで、1款から5款までの担当の課で。

〔「1款から4款まで」の声あり〕

○6番（柳田キミ子君） 1款から4款までですね。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 全体で臨時職員83名でございます。ただ、嘱託と臨時と分けているんですけれども、一応両方とも臨時というか、臨時という中に分けられるので……

〔「全体では」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 全体は83名なんですけれども、3月31日現在で。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 柳田議員さんのご質問の79ページの7節の賃金でございますけれども、これにつきましては毎年度申告がございます。そういったときで税務課の職員が全部で申告に当たるものですから、窓口業務が手薄になるということで1名の臨時職員を週3日、来ていただいているということでございます。

続きまして、81ページの関係でございますけれども、先ほど山口議員さんがおっしゃいましたけれども、これにつきましては村税等の徴収嘱託員の報酬ということで2名分でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 91ページの指定統計調査費4万2,000円でございますけれども、これについては平成23年度におきまして経済センサス等の非常に短期的な臨時職員でございます。

〔「人数は」の声あり〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 人数は後ほどお答えしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 決算書109ページの一番上の備考欄で児童福祉総務一般経費、嘱託職員賃金195万円でございますが、これにつきましては嘱託職員ということで、うちの職員の仕事の補足というんですか、23年度までは嘱託職員が3年間おりました。今年度につきましては正規職員で対応させていただいております。

それと決算書の111ページの下から3枠目の備考欄の児童館管理運営費臨時職員賃金でございますが、これは臨時職員の常勤といたしますか、月額12万2,000円で1名でございます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一般管理総務費なんですけれども、すべて臨時職員で、一般的な総務の関係が3名、それと宿直者が3名、それとマイクロの運転士が1名です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） うちのほうの順番でしょうか、121ページ、それから123ページに臨時職員賃金とございますが、これは保健相談センターで、予防あるいは母子、それから健康増進等に係る職員ということで、臨時の職員の1名の賃金でございます。1人なんですけれども、1年間、続けて勤務をしていただいております、事業ごとにかかった費用で支出をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 125ページの環境衛生費の中にあります嘱託職員賃金195万につきましては、環境行政に携わっている嘱託職員1人の賃金となっております。当該職員は、ストックハウスの業務、あと安心ふれあい個別収集等の環境行政の業務に従事していただいています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 全部説明済んだかな……。

6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） これからのすべての決算額についての嘱託職員、臨時職員の現状というものを、決算書を通していろいろ村の現状を話していただきたいと思っております。とりあえず今、1款から4款までということで、各課にかかわる臨時職員、それから嘱託職員の人数とかを話をさせていただきましたけれども、村長にお伺いしたいのは、役場の行政にかかわる働いている職員、そして臨時職員、嘱託職員という、もう村民のために行政の場で汗を流すということについては、みんな同じだと思うんですけれども、今後もこういう形で、正職員をふやすのではなくて、臨時職員、それから嘱託職員という形で補うような形でいくのか、お考えを聞かせてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員もご承知のとおり、職員と臨時職員というのが大体半々ぐらいでございます、今やられている中で。

そんな中で、議員もご承知のように、非常に人件費等の削減というような目標もございます。そういう観点からいけば、やはり正職と臨時職員を差別するわけではございませんけれども、後々の正職と、それから臨時との費用というか、そういったものが非常に違ってくるんじゃないかというような観点から、とりあえず正職は正職であり、そしてまた臨時は臨時の仕事があるということで、今お願いしているところです。

ただ、柳田議員がおっしゃいます正職とそれから臨時職員というのは、皆、同じだよというお話でございます。私も常々、職員にはみんな家族だよというとらえ方の中で、一生懸命に仕事を職員の皆さんがしてくれるということは、臨時職員だろうと正職であろうと認めているところでございます。ただ、その中で、先ほど申し上げましたように、職員の待遇面で非常に予算にそれが反映されるというか、非常に重荷になってくるというような観点から、そういう制度をとらせていただいているというのが、今、現状でございます。

また、これからのについても、もうしばらくそういったものは取り入れていかなきゃならないかなと

いうふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 嘱託職員、今、全部わかりましたので、全員で21名です、嘱託が。臨時が60名、合計83名です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

電算委託料について伺います。

これは各課に広範にわたって相当あるんですけども、年々大きな金額となり、財政上の負担額も年々増大してきております。

過日の新聞報道であったんですが、吾妻郡においては、郡全体としてシステムの統一を図り、できるものから経費の削減に努め、財政負担の軽減に努めていくとあったわけです。

榛東村の場合でも、榛東、吉岡、北群馬郡、1町1村ですが、また渋川の広域圏の範囲内、こういった中で、できる部分でシステムの統一は可能な部分があるのでしょうか。

そしてまた、相手側の合意というものなければできない事業なんです、村長、こういったものを検討して進めていくお気持ちがあるのでしょうか、伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も先般の記事は読ませていただきました。なるほど、こういうやり方もあるんだというふうに見受けました。ただ、地域によってと、それから相手方もあることですが、私も基本的にはこの間の新聞報道はいいことだというふうにとめております。

そして、この間、電話ではちょっと話させていただいたんですけども、議会が終わった後、また寄る機会があるから、吉岡とそんな話を長同士でしようじゃないかという話しかけはさせていただいているところでございます。

そして、その中でいろいろなシステムの中で、可能な分野と不可能な分野があると思うんですね。そういったところは、やっぱり精査しながら、可能な分野については話を何というか、具体的にできるものであれば、そういった北群馬同士でもいいかなというような考えはもっておりますので、また、そのときには課長といろいろと相談しまして、いいものについては進めさせていただくというふうを考えております。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） こういった負担が年々大きくなっているわけですが、節約できる部分は節約していくんだという強い意識を持って、来年度に反映できるように取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） なければ1款から4款までを終結いたします。

それでは、ここで15分間休憩をとりたいと思います。10時半から再開いたします。

暫時休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 57ページ、先ほど管理職員特別勤務手当5万2,000円につきまして、私のほうで6,500円掛ける8回と言いましたけれども、これをちょっと訂正させていただきます。4,000円掛ける13回でございます。

それと、この手当を出しているのは課長補佐でございます。

〔「補佐は……」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 名前については、ちょっと省略させていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 91ページの7節賃金のことでお答えいたします。人数については1名でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） それでは、5款から9款までを、歳出について審議いたします。

質疑ございませんか。

5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴です。

128、129ページ、農業委員会費の部分で、全体だと不用額が約100万円出ている、報酬の部分でも

23万ということで不用額が出ているんですけども、ちょっとこのあたりの説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 農業委員会の報酬の関係の不用額でございます。1名減ということですが、議会推薦の方が今年度いないということでの減でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 166ページ、167ページ、お願いします。

15節工事請負費ということで、船の解体撤去工事費189万円ということで出ておりますが、以前も一般質問でこの船の解体後のその場所の利用について、村長のほうに質問させていただいているんですけども、その後の検討等されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 時間はたっておりますけれども、南議員から質問されたものは鮮明に覚えております。そしてその中で再三申し上げておりますように、公園周辺の活性化ということで、今、一般質問でもお答えしましたように、村の中で職員、そしてまた大学モデル事業の一環として、大学の先生を招き、そしてまた地域活性化特別委員会というものの中で、総合的にリンクされながら、そういったものを調査・研究をさせていただくというところで、今それに入っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 検討に入っているということなんですけれども、その大学モデル事業等は、今年度の中で答えというか、ある程度の研究の答えが出て、それをまた村で検討してという形になる。来年度予算等にも、その部分を踏まえて計上するというか、予算組みがされるのか、そのあたりの流れをちょっとお聞きしたいのと、やはり、そのふわふわドームについて、その中でも検討していただきたいということを一言添えさせていただきたいと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

予算とかその流れについて、どういうふうにするんだと。25年度にどうつなげるんだかということだと思いますけれども、私としては、このモデル事業は今年度中で終わりでございます。ですから、その中で経済の活性化あるいは観光面での活性化、そういったものをいろいろ模索することを提案しておりますので、それらが今年度中にできれば、できたものから予算繰りをして、皆さん方のまた議論をいただきながら進めさせていただくという手順になろうかと思っております。

それから、船の跡地利用でございますけれども、南議員からふわふわドームの建設ということでご提案いただきました。あのときも答弁させていただいたかと思うんですけれども、一番最小のものを設置しても、あの場所ではちょっと不可能だというようなお話でございました。そんな中で、今、検討しておるのは、一つの例として、今、第6次産業の農業活性化のための模索が続いております。その中で、いろいろな団体が今、こういうふうにしたらどうだ、ああいうふうにしたらどうだというような考え方を提案されております。そんな中で、そういった施設をつくる場所としての提供はどうかという一つの考えもしております。それからまた、それについては、あそこを使わなくも、既存のあるものを使ったらいいなというような考え方もちらほら自分の中では行ったり来たりしているわけですが、そんなところで有効活用させていただきたい、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

143ページの農業用水管理費について伺います。

過日の決算特別委員会の説明では、この11節需用費の電気料金5,015万9,661円のうち、水の全体使用料のうち農業用水分が66%、残りは上水道分という説明でした。そして上水道会計からの電気料金の負担分は約771万円との説明でしたが、この金額で上水道会計は応分の負担がされているのでしょうか、伺います。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 決算特別委員会のほうで農業用水維持管理費の電気料について説明をしたところですが、農業用水維持管理費のこの電気料につきましては、農業用水の専用施設部分も含まれておりますので、この中には上野貯水池、梨木平貯水池、滝沢配水池等の水道が使わない施設分の電気料も含まれております。その分を差し引いた施設に対しまして、水道のほうの負担割合を算出しております。必ずしも用水量の案分イコールではないということになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番です。

先ほどの件については、後ほど書面で報告してください。

続いて質問します。

農業用水管理基金の取り崩しが始まってから約9年で約5億円減少しているところでございます。将来、枯渇するおそれも懸念されているわけですが、電気料金についても、当初では約4,700万、決算では5,000万と300万ほど増額となっているわけです。いろいろの事情があつての結果がこうなったんだと思うわけですが、基金の維持管理上からも電気料金、それからポンプ機上の機械器具の修繕費、それから施設の管理費、工事費等、応分の負担を上水道会計に求めて、農業用水維持管理基金の負担軽減に努めていくべきではないかと思えます。今後のことも含めて、村長の見解を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

議員から指摘されることはもっとものことだと思います。基金が今19億を切りました。そんな中で基金取り崩しをやっても、5,000万使っても幾年で終わるということは目に見えております。

そんな中で、先般、議員のOB会という会合を年に1回持たせていただいております。そのときに、議員のOBさんにお話をさせていただいたんですけれども、そのOBさんが中心になって、その基金を獲得してくれたという観点からお話をさせていただきました。そして今現在、やたらその19億から18億という使い方をしていったら、後の人たちにゼロになった場合に、じゃ、どこからそれを持ってくるんだというようなお話の中から、私としては提案させていただいたことは、この約19億ある中で、もう少し水源調査をさせてほしいと。水源調査をし、今、本当に利用されていないというと語弊がございませうけれども、桃泉貯水池10万トンの再利用をもう少し真剣になって考えなければならぬと。それにはあそこの水源を、もう少し定期的に、そしてまた順調にその水の確保、これをしたならば、その下流にあるいろいろな貯水池に、そこから自然流水で流し込めるんじゃないかと。そして農業用水に使っていただくんだというような、私としてはそんな考えを持って、この間、提案させてもらったところでございます。OBの皆さん方は、今あるうちに、そういった調査は必要だよということは理解していただきましたので、今後、皆さん方、議会に持ち帰りまして、その計画等を提示し、そしてまたご理解をいただきながら、その事業を進めていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

〔「上水道会計に応分の負担を求めるということに対してはどうするの」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 農業、水を上げるものについては、同じ理屈だなというふうに思います。ですから、その対応としては、これからも上水道についても調査をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 先ほど村長のほうから10万トンの水の有効利用について話が出たわけですが、この10万トンとは自然流下で電気代もかかりません。そういった意味からも、この決算年度の前年に10万トンの有効利用を図るために取り入れ工事をしたわけですが、その10万トンの有効利用のための取り入れ工事が完了しているんだけれども、その工事の成果はどのくらいあったか。また、電気料金にはどのくらい反映しているのか伺います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 桃泉貯水池から上野貯水池への流入管ということでございます。この工事については、議員さんもお存じのとおり、2年前に小規模土地改良事業で実施させていただきました。10万トンの有効活用ということで、昨年、入れたわけなんですけれども、ちょっと器具のふぐあいがありまして、余り調整がうまくいかなかったということでございます。ですから、電気代の削減ということで、当時で48万円ぐらい減額になるというお話をしたと思うんですけれども、昨年度については電気料金の高騰もありましたので、うまく反映できなかったということでございます。

今年度につきましては、そういう反省を踏まえまして、10万トンの有効活用をさせていただきました。5月の当初につきましては、10万トンの水をかなりの量、入れさせていただきました。水源を多分見ていただいていると思うんですけれども、かなりの量でやっております。ただ、電気代というのはかなり月によって変化しております。実際の電気料金については、水道課のほうで把握しているわけなんですけれども、なかなかそれが電気代に反映しているとは言いがたい点もあるんですけれども、今年度につきましては、そういう形で利用はさせていただきました。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

今、課長が述べたとおりでございます。

ただ、ご案内のように水源確保という点については、非常に10万トンについては確実なものがないというようなことから、先ほど申し上げましたように水源調査をし、そしてその水源にかかわる電気料については、村有地であればソーラー発電で賄うような対策を講じてまいりたいと、こんな思いで今、調査を進めさせていただいているところです。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 関連ではないんですけども、ページは同じ143ページ、先ほど農業用水の話も電気代の話も出ました。産建の委員会でもこの話が出ました。それで、何でお金がかんたん18億幾ら、農業用水基金が減っていっちゃうと。この対策としては、村長も先ほど水源調査をすると言ったんで、自分はその意見には賛成します。

それと、もっと議員も執行側も力を合わせて、このことは必ず基金が終わらないうちに水源確保の調査を、先ほど村長がやると言ったんだから、必ずやっていただきまして、あの10万トンがいつでも満タンになって、農業用水基金がなるべく減らないように、あれを有効活用するということは、あの中に水を入れなければ、もうこの間見に行ってきたら本当に幾らもありません。これじゃ、どうにもならないと。あの10万トンより上位部に調査するのであれば、上位部に調査してもらって、例えば幕岩用水、あの辺のあたりも調査して、3カ所、水揚もあるし、その下に猿渡もありますけれども、よく調査をして、この間も会議の中で話をしましたが、このことについては一丸となって水の確保、吉岡、箕郷は水があるのに、榛東村は馬の背じゃないけれども、本当に水が少ないです。榛東村にこの水があれば、農業に関してもかんがい用水にしても、本当に畑の水を潤す、ことしなんか本当に天気が続いちゃって、作物が枯れちゃうと、非常に困った状態だったけれども、最近ちょっと降りました。降り始めると、ことしの雨はまた毎日降るようになってしまったんですけども、それはそれとして、この問題については早急に村長、また関係者全員で協議して、基金が終わらないうちに水源確保に努めてもらいたいと思うんですけども、村長、ご意見、お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡議員の意というのは非常に感じております。常日ごろから、そういうことで来ましたけれども、なかなか進めることができませんでした。

今回、意を決して、その調査に当たらせていただきたい、こんなふうに思います。そのときには、またご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 決意を聞きましたので、安心というんじゃないですけども、またそのときには補正予算でも何でも上げていただいて、しっかり榛東村のために後世に残るようにやっていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 12番善養寺です。

132、133ページ、お願いします。

農業振興費なんですけれども、当初予算が2,400万、補正1,300万の減です。執行が850万、不用額が250万、こういう大きな数字が出ていますけれども、この説明、ちょっとお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 133ページの農業振興費の関係の不用額250万の関係でございますが、いろいろ各節によって不用額が出ているわけです。単純に言うと執行残と、それから経費の節減という事なんですけれども……

〔発言する声あり〕

○産業振興課長（村上和好君） 19節負担金ですか、失礼しました137ページの関係でございます。19節の負担金の関係、不用額が157万ということでございます。これにつきましては、当初、ネギの機械の関係ですか、皮むき機、これを3台買うということで要望しておりました。その関係が実際には1台になったということでございます。かなり金額的にも高額なものだったということでございます。そういうことで不用額になったということです。

〔「1,300万の……」の声あり〕

○産業振興課長（村上和好君） あと1,300万の減額の関係、これにつきましては経営体育成交付金の関係ですか、新たに新規で就農した場合に、機械の購入、それから施設の建設ですか、これにつきまして国が補助するというところでございまして、上限400万だったと思います。それと認定農業者の関係の方のものですか、それが予算として1,000万ぐらいとっていたと思います。この関係が、一応、直接一般会計を通さずに、事業者の方に直接行くということになりましたので、精査した結果、新規

就農者の方だけの補助金ということになりまして、それが直接、ご本人のところに補助されるということでございましたので、その関係で減額させていただきました。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） では、ことしは新規就農者は何名いたんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 決算書にもあるんですけども、64ページですか、（3）国の経営体育成支援事業の補助を受けて行ったということで、上乘せ補助も行ったということでございます。

軽量鉄骨ハウス1棟をお建てになったということで、1名の方が新規就農されたということでございます。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） その人はどんな作物ですか、野菜をつくっているんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） イチゴの栽培でございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 決算書の165ページなんですが、ふるさと公園、これはもともとは村民が集っていやしを求めるといふようなことで、ふるさと公園というのはできたのかなといふような気がいたします。どうしてもそこの公園で黒字を出し、もうけなくちゃならないといふようなものでもないんですが、これを見ると電気料だけでも100万からかかって、年々古くなりますと機械器具の修繕だとか施設の消耗品だとかといふのが年々、これは増額になってくるのかなと。今後、このふるさと公園をどうしようにするんだといふようなことで、1回質問させていただきましたことがあったんですが、そのときに、実は検討、ふるさと公園活性化委員会か何か、そういう名称の委員会があるので、そこに話を落として、しっかりと審議をするといふようなお話があったんですが、その後、その活性化検討委員会か、ちょっと名称はわかりづらいですけども、そこへ話したのか、今後、このふるさと公園をどうするのか、そこら辺を村長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員から指摘されているのは、今も頭から離れません。そんな中で、

先ほど来から申し上げておりますように、榛東村には非常にこのふるさと公園を含めたいろいろな施設が民も官も通してあります。しかし、それが点在しているだけで、線につながってなかったという私自身の考えのもとに、今回いろいろな対策協議を立ち上げさせていただいたところでございます。

金井議員が話されますふるさと公園についてのものは、今どうなっているんだというお話でございますが、何しろお客さんあつての営業になるのかなというような観点から、今あるグループには、お客さんの流れ、それから年代層、それからそのお客さんがどんなことを要望しているんだというような細かな調査まで今指示をさせていただいているところです。先ほど申し上げましたように、そんなに悠長なことは言ってられません。何しろ今年度中に、そういったものを出していただいて、そして来年度の予算につなげていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 前回もそんなようだと思うんですけども、実は創造の森が、役務費だけでも240万からかかり、創造の森維持管理費という相当な金額がかかっておるんですが、創造の森も、ただ草を刈り、手入れをしておると。余り村民が集っている姿も見えない。それからふるさと公園も、先ほどお客様がというようなお話がございましたけれども、ほとんどお客様も平日は余り見えない。なぜかという、ふるさと公園は大変半端な施設かなと私たちは思うわけでございます。これを、ふるさと公園を思いきって創造の森のほうへ持って行って、でかい公園をこれからつくと。ぜひそういうようなことを、私のこれは単なる個人的な提案でございますけれども、そのようにしたらどうなんだろうかと。もうとにかくあのふるさと公園では、何か子供たちの声も余り聞こえていない。ましてや創造の森はさほどお客様もいない、草を刈って余り目立たないような花が咲いておるというようなことぐらいですので、その辺の開発をですね、村長、ぜひ私の提案ですけれども、思い切った施策をしたらどうか、村長のこれもお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常に大胆な提案だというふうに思っております。ただ、行政とすると、こういう社会情勢の中では、やはり今の現有のものについて、いろいろ精査し、そこから効果を上げるということが、私は今の時代では、そのほうが得策じゃないかというふうに思っております。

それで、ご指摘のように、創造の森については、来年度の計画といたしまして、皆さん方のご協力を得て、大洗町との友好都市関係が結ばれました。そしてまた、今しようとしていろいろと模索をしているんですけども、東京の葛飾区の地域にもアタックをして、友好都市をつくろうかというような今、機運も盛り上がっているところでございます。

そんな中で、大洗町の町長が話されましたように、山と海との人間関係の中で、その施策をお互い

に有効活用するんだという観点から、私は予算計上はまだしておりませんが、自分の構想とすれば、その創造の森を利用した海の人たちの早く言えばキャンプ場というか、そんなものを設置しながら、点在する村の施設あるいは個人の施設等を利用させていただいた中で経済活性をたち上げてみたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 大洗の皆さんがキャンプに来るといふようなことで、これもキャンプ場整備にはお金がかかるわけでございますけれども、私が6月の一般質問をしたときに、私なりの意見として、村長、東京へ行って、永田町と霞ヶ関には打ち出の小づちを持っている人がいるそうですから、そこら辺で榛東村のために村長どうですかといふようなお話をしたんですが、そういう例えば国のハード事業なりの交付金、助成金というものもしっかりと精査をして、あのふるさと公園の小さな箱庭のちょっとしたぐらいのところを、創造の森のほうへしっかりと持って行って、散歩コースなり、あるいは自転車が回れるとか、いろんな施設をそのところへ集約するといふようなことで、東京のほうにも日参していただき、村長にはぜひそういうお考えでお願いをしたいと、こんなふうに思うんですけれども、最後に村長、東京ばかりじゃないとは思いますが、東京のほうのお考えはどうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） あれもこれもといふわけでもございせんけれども、議員が指摘されている事案については、誠意を持って対応させていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 165ページの一番下にあります委託料です。人材派遣委託料178万2,324円ですけれども、これはふるさと公園のイベントと、どのようなイベントで、どういう仕事をするための人材を依頼したのかという、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） ご質問の関係でございます。まず、イベントの運営委託料、この10万円の関係につきましては、公園で春と夏に2回、お祭りをやっております。これに関連いたしまして、実際に商工会のほうにイベントの委託をしております。今年度も行ったんですけれども、いろいろ来客する方に対して、イベント等を提供していると。今年度はパフォーマーということで芸人さんを呼びまして、パフォーマンスをやっていただきました。

その下の人材派遣の関係につきましては、日常のふるさと公園の勤務の関係をシルバー人材センターのほうへ委託しております。これが1年間の委託費ということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。
13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番岸です。

土木費になると思うんですけども、主要施策の成果説明書の73ページですけども、路線名なんですけれども、私自身、聞き漏らしのあった点もあるんですけども、二、三、わからないところがあるんですけども、せっかくなんですけども、確認の意味も含めて、上から何区というのを説明していただけますか。例えば1号線は何区ということで、ちょっと下までお願いします、路線名です。

○議長（高橋 正君） 倉持建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 73ページの一番上段の第1号計画道路の関係で、よろしいでしょうか。

〔「ずっと下まで」の声あり〕

○建設課長（倉持直美君） この路線は立畦1号線といいまして、上蟹沢川に沿った路線でございます。区でいうと21区から10区にかけての縦道でございます。

第2号計画道、これについては新保大藪線といいまして、農民研修館をくだって行って、左に折れて、新保から大藪に抜ける道路でございます。

次に……

〔「何区になる、6区ですか」の声あり〕

○建設課長（倉持直美君） あそこは6区です。

次に、八幡4号線ほか1、これにつきましては中学校裏の縦道でございます。8区ですね。

中ノ前11号線、これにつきましては老人ホームのしんとう苑の北の縦道、17区でございます。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時7分休憩

午前11時8分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） じゃ、この資料を担当の課から提出をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 了解いたしました。後ほど資料を提出いたします。

○議長（高橋 正君） ないですか、13番。

○13番（岸 昭勝君） はい。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番小山です。

171ページ、9款なんですけれども、15節の工事請負費で避難場所標識設置工事とありますが、これは何カ所に設けたのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 40カ所でございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 私が知っているところで何カ所かあるんですけれども、夜間、非常に暗かったり、そういう対応、防災時の照明の対応は今後していくのか、そういう考えがあるのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 特に計画はございません。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） このことを村民に知らせる防災マップ等、今後、村民に周知する手段はあるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） それも検討したんですけれども、広報で一応載せようかということにしました。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは5款から9款までは質疑を終結いたします。

続きまして、10款から14款の質疑を行います。質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 耳飾り館のことなんですけれども、213ページなんですけれども、歳入が年間27万円です。耳飾り館の年間の経費が97万と大分かかっています。普通ならとっくに閉めるような、それと毎回毎回、前もそうだったんですけれども、土日営業とか、いろいろこういうふうに議員の中からもアイデアが出ました。その間、こういういろんなことを、どうやったら客が来るか検討したことはありますか。

○議長（高橋 正君） 星野生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） ただいま松岡稔議員からの質問でございますけれども、一応、年に2回ほど運営委員会を開いております。その中で、いかがしたらよろしいかということで諮っております。また、今回もふるさと公園の8月13、14、15日の夏まつりに対して、うちのほうもリンクいたしまして、一応人数的には入っていたんですけれども、ちょっと資料、ここにはないんですけれども、金額的にはちょっと中を見る人は少なかったというような状況です。

また、人が来て何ほと、先ほど村長も申しましたけれども、そういう形で人が来るような方法をこれからも運営委員会、またそういう文化財調査委員さんとも話し合いながら詰めていきたいなというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） もう一つお聞きしたいんですけれども、215ページの19節の負担金の中に、伊香保温泉協会へ6万円を支出しています。ずっとこれは6万円を支出しているんですけれども、私も伊香保の観光協会、2年間、おかみ会でお世話になりました。何回か行って見たんですけれども、耳飾り館に関する情報発信というものが、ちょっと私のほうからは見受けられなかったんですけれども、生涯学習課のほうでは、どのように使われているか把握したことはありますか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 先ほどに続けての松岡議員の質問何ですけれども、この6万というのは、伊香保温泉観光協会のほうへ、冊子、新聞的なものがあるので、私も詳細、よく見たことがないんですけれども、それに載っていて、1年に何回か出ているということで、もし必要があれば、そのものを松岡議員に後で提示したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 最後に、村長さんにお聞きいたします。

前、ふるさと公園活性化委員会で、点と線を結んで面にすると、いろいろ産学の連携の、いろいろ今、模索しているところがございます。25年度に向けて先ほどの金井議員のふるさと公園だとか、いろいろ今思っている具体的な途中経過でいいですから、答えられるところだけお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、先ほどの質問にあった耳飾り館の入館が非常に少ないと。どういう対策をしているのかというところがございますけれども、今回、平成24年度に8月13日から15日まで、ご案内のようにメガソーラーを中心としたスタンプラリーということで、地域の施設、それから個人の施設を訪問させていただいた方には記念品を上げますというような行事を模索してやりました。その結果、平成23年度は入館利用者数が利用総数で263人と非常に少なかったです。けれども今回、8月にやった中では470人という倍増近くとなっております。また入館料も幾らかではありますけれども、上向きになっているというような観点から、今度、本題に戻しますけれども、そういったいろいろな施策を講じる中で、徐々にその効果が出てきているのかなと。

それともう一つは、地産地消の立場から、来村された方を、なるだけそこで食事をしてもらったり、それから、その中で時間をつくっていただいて、いろいろな施設に入っていて堪能してもらおうと、こんな考えでいますけれども、だんだんとそれが定着してくれば光が見えてくるのかなというような感じもしているわけですが、まだまだ研さんする、研究、検討を重ねなければならないという事案がございますので、今のところそういう方向に向きつつあるかなと、向きつつあるとは言いません、向きつつあるかなというようなところがございます。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ないようですので、10款から14款までの質疑を終了します。

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成23年度榛東村一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第3 認定第2号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第3、認定第2号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村国民健康保険特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成23年度国民健康保険特別会計は、歳出におきましては対前年度比率で14%の伸び、金額で1億9,696万円の増となっております。

2款の保険給付費では17.4%の増、金額で1億6,494万9,000円の増となりました。

3款の後期高齢者支援金は12.6%、金額で2,124万6,000円の増額ということになっております。

それでは、決算書の235ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額17億2,152万3,916円、2、歳出総額16億377万2,248円、3、歳入歳出差引額1億1,775万1,668円、5、実質収支額は同額でございます。

次に、236、237ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入となります。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1 款国民健康保険税、調定額 6 億 5,815 万 234 円、収入済額 4 億 5,179 万 7,852 円、不納欠損額 1,666 万 6,307 円、収入未済額 1 億 8,968 万 6,075 円、比較 172 万 7,852 円の増でございます。1 項国民健康保険税は同額です。

2 款一部負担金、調定額ゼロ、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減。1 項一部負担金は同額です。

3 款以降につきましては、調定額と収入済額がすべて同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせていただきます。

3 款使用料及び手数料、収入済額 6 万 8,281 円、比較 1 万 1,281 円の増。1 項手数料、同額です。

4 款国庫支出金、収入済額 4 億 6,962 万 8,373 円、比較 3,269 万 1,373 円の増でございます。1 項国庫負担金、収入済額 3 億 6,396 万 2,873 円、比較 1,885 万 2,873 円の増。2 項国庫補助金、収入済額 1 億 566 万 5,500 円、比較 1,383 万 8,500 円の増。

5 款療養給付費交付金、収入済額 8,813 万 4,744 円、比較 502 万 8,744 円の増でございます。1 項療養給付費交付金は同額です。

6 款前期高齢者交付金、収入済額 2 億 1,504 万 4,161 円、比較 161 円の増。1 項前期高齢者交付金、同額です。

7 款県支出金、収入済額 8,272 万 9,783 円、比較 1,056 万 2,783 円の増。1 項県負担金、収入済額 1,056 万 5,783 円、比較 3 万 1,783 円の増。2 項県補助金、収入済額 7,216 万 4,000 円、比較 1,053 万 1,000 円の増。

8 款共同事業交付金、収入済額 2 億 3,699 万 8,514 円、比較 44 万 514 円の増。1 項共同事業交付金、同額です。

9 款財産収入、収入済額 9 円、比較 991 円の減。1 項財産運用収入、同額です。

10 款繰入金、収入済額 6,544 万 2,988 円、比較 323 万 2,012 円の減です。1 項他会計繰入金、収入済 6,544 万 2,988 円、比較 323 万 1,012 円の減です。2 項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減となります。

次に、11 款繰越金、収入済額 1 億 853 万 5,168 円、比較 832 円の減。1 項繰越金、同額です。

12 款諸収入、収入済額 314 万 4,043 円、比較 84 万 1,043 円の増でございます。1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額 231 万 6,307 円、比較 58 万 4,307 円の増。2 項村預金利子、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減です。3 項受託事業収入、収入済額ゼロ、比較 1,000 円の減。4 項雑入、収入済額 82 万 7,736 円、比較 25 万 8,736 円の増です。

歳入合計、予算現額 16 億 7,345 万 5,000 円、調定額 19 億 2,787 万 6,298 円、収入済額 17 億 2,152 万 3,916 円、不納欠損額 1,666 万 6,307 円、収入未済額 1 億 8,968 万 6,075 円、比較 4,806 万 8,916 円の増ござい

ます。

次に、238、239ページをお開きお願いしたいと思います。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、すべて不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額974万2,762円、不用額116万2,238円。1項総務管理費、支出済額607万5,326円、不用額92万4,674円。2項徴税費、支出済額337万9,657円、不用額が9万9,343円でございます。3項運営協議会費、支出済額12万9,828円、9万6,172円。4項趣旨普及費、支出済額15万7,951円、不用額4万2,049円です。

次に、2款保険給付費、支出済額11億1,096万6,017円、不用額6,468万4,983円。1項療養給付費、支出済額9億6,353万3,289円、不用額4,602万2,711円。2項高額療養費、支出済額1億3,824万2,728円、不用額1,654万2,272円。3項移送費、支出済額ゼロです。不用額で15万円。4項出産育児諸費、支出済額789万円、不用額177万円。5項葬祭諸費、支出済額130万円、不用額20万円。

3款後期高齢者支援金等、支出済額1億9,035万5,119円、不用額65万881円。1項の後期高齢者医療支援金等は同額でございます。

4款前期高齢者納付金等、支出済額56万3,905円、不用額が5,095円でございます。1項の前期高齢者納付金と同額でございます。

5款老人保健拠出金、支出済額3万1,228円、不用額が1,772円。1項の老人保健拠出金、同額でございます。

6款介護納付金、支出済額8,676万6,083円、不用額が917円。1項介護納付金、同額でございます。

7款共同事業拠出金、支出済額1億7,553万7,274円、不用額5万726円。1項共同事業拠出金、同額でございます。

8款保健事業費、支出済額1,421万5,473円、不用額105万5,527円。1項の特定健康診査等事業費、支出済額1,191万6,309円、不用額が60万6,691円。2項保健事業費、支出済額229万9,164円、不用額44万8,836円。

9款基金積立金、支出済額9円、不用額991円。1項の基金積立金、同額でございます。

10款公債費、支出済額ゼロ、不用額1,000円。1項公債費は同額でございます。

11款諸支出金、支出済額1,559万4,378円、不用額125万5,622円。1項償還金及び還付加算金、支出済額1,537万1,726円、不用額125万5,274円。2項指定公費負担医療費立替金、支出済額22万2,652円、不用額が348円です。

12款予備費、支出済額ゼロ、不用額が81万3,000円。1項の予備費が同額でございます。

歳出合計、予算現額16億7,345万5,000円、支出済額16億377万2,248円、翌年度繰越額ゼロ、不用額6,968万2,752円、予算現額と支出済額との比較6,968万2,752円でございます。

240、241ページから252、253ページにつきましては、歳入の事項別明細書、254、255ページから

268、269ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

270ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。国民健康保険基金の平成23年度末残高につきましては3万179円となっております。

主要施策の成果説明書につきましては、137ページから139ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、意見書をお出しいただけますか。21ページでございますが、特別会計の総額を記しております。歳入が0.8%ふえて2,500万、合計で31億7,800万、歳出は0.3%ふえて985万円、合計で30億4,700万ということで、形式的には1億3,100万円のプラスでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

単年度収支では921万円のことはプラスということでございます。歳入の課題については、下の表にあるんですけども、年度末に数字が確定するということでございますので、補正は困難であるというふうに思料されます。

次のページでござんいただきたいのは、収入未済の明細でございます。1億8,900、1億9,000万です。前年に比べて、これは300万減少しておりますけれども、逆に不納欠損は何といたしますか、1,666万6,000円と非常に覚えいいというか、数字が並んでおります。

国民健康保険税の収納率については68.6ということで、前年度より0.1ポイント下がっております。これは滞繰りですね、この分が約8割ありますので、これが減らないと、なかなか収納率は上がらないという現状だと思います。しかし、このままでいいというわけにはいかないと思います。国民健康保険税の財政が安定しないとどうしようもありません。それからまた保険税を皆さんからもらうわけですから、公平でないとなかなか維持ができないというふうに思います。ぜひ公平性の確保に努めていただいて、収納の強化を図って、収納率の上昇をお願いしたいというふうに思います。

次に、歳出でございますけれども、執行率は大分高いんですけども、まず、2款の保険給付金がやはり1億6,400万、17.4%ということで非常に増大しております。これが今年度どうなるかはもちろんわかりませんが、この調子で伸びていったら非常に大変なことになるんだというふうに思います。

それから100万以上の不用額が生じたのは、下の項目なんですけれども、医療費という性質上、こ

れを補正することは困難な数字だというふうに思料いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第2号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第4 認定第3号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第4、認定第3号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成23年度後期高齢者医療特別会計は、歳出におきましては対前年度比率では1.1%の増、金額で94万円の増ということでございました。

1款総務費では、率で30.1%の減、金額では118万2,000円ほど減額となりました。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は率で2.7%の増、金額で212万9,000円の増額ということでございました。

273ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額8,481万5,781円、2、歳出総額同額でございます。3の歳入歳出差引額はゼロ、5の実質収支額もゼロでございます。

次に、274、275ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、調定額5,539万6,600円、収入済額5,536万2,300円、収入未済額3万4,300円、比較17万700円の減。1項後期高齢者医療医療保険料は同額です。

2款使用料及び手数料、調定額はゼロ、収入済額もゼロ、比較は1,000円の減。1項手数料は同額です。

3款以降につきましては、調定額と収入済額が同額ですので、収入済額を朗読させていただきます。

3款繰入金、収入済額2,945万2,881円、比較51万1,119円の減。1項一般会計繰入金、同額です。

4款の繰越金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。

5款諸収入、収入済額ゼロ、比較5,000円の減。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロ、比較2,000円の減。2項の償還金及び還付加算金、収入済額ゼロ、比較が2,000円の減。3項の預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減でございます。

6款雑入、収入済額600円、比較1,400円の減。1項滞納処分費、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。2項雑入、収入済額600円、比較400円の減でございます。

歳入合計、予算現額8,550万6,000円、調定額8,485万81円、収入済額8,481万5,781円、不納欠損額ゼロ、収入未済額3万4,300円、予算現額と収入済額との比較69万219円の減でございます。

次に、276ページ、277ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、すべて不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額273万9,404円、不用額39万8,596円。1項総務管理費、支出済額142万6,644円、不用額4万356円。2項徴税費、支出済額131万2,760円、不用額35万8,240円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額8,207万5,777円、不用額9万223円。1項後期高齢者医療広域連合納付金は同額です。

3款諸支出金、支出済額600円、不用額1,400円。1項の償還金及び還付加算金、同額でございます。

4款予備費、支出済額ゼロ、不用額20万円。1項の予備費は同額でございます。

歳出合計、予算現額8,550万6,000円、支出済額8,481万5,781円、翌年度繰越額ゼロ、不用額69万

219円、予算現額と支出済額との比較69万219円でございます。

278、279ページから280、281ページにつきましては、歳入の事項別明細書、282、283ページから284、285ページにつきまして、歳出の事項別明細書となっております。

また、主要施策の成果の説明書につきましては、143ページに掲載をされております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、26ページをお開きいただけますか。

実質収支に関する調べは、表のとおりでございます。前年度に比べまして94万円の増加でございます。

次に、収入未済がけた違いのようにあるんですけども、ぜひ、これがどんどんふえると大変ですので、少額といえどもゼロになるように努力をお願いしたいと思います。

歳出については、問題ございません。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第3号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ちょっと早いけど、これで昼食休憩といたします。開会を1時から行います。

午前11時47分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） それでは、午前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第5 認定第4号 平成23年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第5、認定第4号 平成23年度榛東村老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村老人保健特別会計決算についてご説明を申し上げます。

老人保健特別会計は、平成20年3月31日で実質的な事業を終了しまして、後期高齢者医療に切りかえが行われ、5年間の整理期間の4年目でございました。平成24年度が5年目ということで、24年度で終了ということでございます。

歳入におきましては、過年度医療費の交付金、診査支払手数料、医療費負担金等で4,300円の歳入がございました。

歳出では、請求権の時効等を考慮しまして、医療諸費償還金等、予算化しましたが、支払請求は実際ございませんでした。

決算書の289ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額4,305円、2、歳出総額ゼロ。3、歳入歳出差引額4,305円、5、実質収支額で4,305円でございます。

次に、290、291ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、収入済額、予算現額、収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、調定額は収入済額とすべて同額のため、また不納欠損額、収入未済額につきましても、いずれも数値がゼロですので省略をさせていただきます。予算現額と収入済額との比較につきましても比較と述べさせていただきます。

1 款支払基金交付金、収入済額582円、比較38万6,418円の減。1 項支払基金交付金、同額です。

2 款国庫支出金、収入済額2,979円、比較23万8,021円の減。1 項国庫負担金、同額です。

3 款県支出金、収入済額744円、比較 6 万256円の減。1 項県負担金同額です。

4 款繰入金、収入済額ゼロ、比較12万3,000円の減。1 項一般会計繰入金、同額でございます。

5 款繰越金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1 項繰越金、同額でございます。

6 款諸収入、収入済額ゼロ、比較5,000円の減。1 項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

2 項雑入、収入済額ゼロ、比較3,000円の減。3 項加算金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減でございます。

歳入合計、予算現額81万8,000円、調定額4,305円、収入済額4,305円、不納欠損額、収入未済額ともゼロでございます。予算現額と収入済額との比較81万3,695円の減でございます。

続きまして、292ページ、293ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出につきましては、最初に説明させていただきましたように、支出がございませんでした。予算現額のみ報告をさせていただき、その他は省略をさせていただきます。

1 款総務費、予算現額 2 万1,000円。1 項総務管理費、同額です。

2 款医療諸費、予算現額74万5,000円。1 項医療諸費、同額でございます。

3 款諸支出金、予算現額2,000円。1 項償還金、同額でございます。

4 款予備費、予算現額 5 万円。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額81万8,000円、支出済額ゼロ、翌年度繰越額ゼロ、不用額が81万8,000円、予算現額と支出済額との比較は81万8,000円でございます。

294ページ、295ページから296、297ページにつきましては、歳入の事項別明細書、298、299ページにつきましては、歳出の事項別明細書となっております。

また、主要施策の成果説明書につきましては、147ページに掲載をされております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、28ページをお開きいただけますか。

老人保健特別会計は、後期高齢者医療への移行のための残った制度でございますので、歳入が4,000円ということでございます。歳出はゼロで、特に問題はございませんでした。

なお、24年度、当年度で当会計は廃止される予定だそうです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第4号 平成23年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



◎日程第6 認定第5号 平成23年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第6、認定第5号 平成23年度榛東村介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村介護保険特別会計決算についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計は、歳入におきまして、3月議会において10款村債、1項財政安定化基金貸付1,128万9,000円の補正をお願いいたしました。12月までの給付費の支出状況から、1月、2月、3月給付を推計しまして、歳入額の減額と給付費の増額を比較し借り入れを予定をしましたが、各月の給付費が推計を下回りまして、決算の結果では借り入れ不要となりましたが、3月の試算で県を含めて試算をしたわけでございますが、480万円の不足が出るのではないかという指摘があったために、実際の480万円の借り入れは実行しております。

歳出におきましては、対前年度比率で11.1%、金額では8,247万円の増額となりました。

1款総務費では、率で45.1%、金額で643万円の増となりました。これは第5期計画策定の委託費等があったためと思われまます。それから制度改正に伴うシステムの改修、認定審査会の共同設置費な

ども増額となりました。

2款の保険給付費は、率で12%、金額で8,477万1,000円の増となっております。

決算書の303ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額8億4,002万8,554円、2、歳出総額8億2,694万2,018円、3、歳入歳出差引額1,308万6,536円、5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、304、305ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1款保険料、調定額1億4,613万8,329円、収入済額1億4,256万2,091円、不納欠損額120万9,290円、収入未済額236万6,948円、比較177万6,091円の増。1項介護保険料、同額でございます。

2款以降につきましては、調定額と収入済額額の欄がすべて同額でございますので、収入済額欄のみ朗読をさせていただきます。

2款使用料及び手数料、収入済額3,400円、比較2,400円の増。1項手数料、同額です。

3款国庫支出金、収入済額1億8,666万7,104円、比較176万2,896円の減。1項国庫負担金、収入済額1億4,175万3,000円、比較1,000円の減。2項国庫補助金、収入済額4,491万4,104円、比較176万1,896円の減。

4款支払基金交付金、収入済額2億4,203万9,934円、比較15万1,934円の増。1項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、収入済額1億1,935万8,565円、比較421万6,435円の減。1項県負担金、収入済額1億1,714万1,592円、比較389万7,408円の減。2項県補助金、収入済額221万6,973円、比較31万9,027円の減。

6款財産収入、収入済額2万5,016円、比較1,984円の減。1項財産運用収入、同額です。

7款繰入金、収入済額1億3,668万8,813円、比較661万6,187円の減。1項一般会計繰入金、収入済額1億2,021万2,409円、比較662万591円の減。2項基金繰入金、収入済額1,647万6,404円、比較4,404円の増。

8款繰越金、収入済額722万4,166円、比較166円の増。1項繰越金、同額です。

9款諸収入、収入済額65万9,465円、比較4万2,465円の増。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額4万円、比較3万円の増。2項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。3項雑入、収入済額61万9,465円、比較1万3,465円の増。

10款村債、収入済額480万円、比較648万9,000円の減。1項財政安定化基金貸付金、同額です。

歳入合計、予算現額 8 億5,714万2,000円、調定額 8 億4,360万4,792円、収入済額 8 億4,002万8,554円、不納欠損額120万9,290円、収入未済額236万6,948円、予算現額と収入済額との比較1,711万3,446円の減でございます。

次に、306ページ、307ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、すべて不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

1 款総務費、支出済額2,068万323円、不用額150万3,677円。1 項総務管理費、支出済額1,004万209円、不用額92万6,791円。2 項徴税费、支出済額71万4,181円、不用額 4 万2,819円。3 項介護認定審査会費、支出済額989万9,000円、不用額53万4,000円。4 項趣旨普及費、支出済額 2 万6,933円、不用額67円。

2 款保険給付費、支出済額 7 億9,155万1,221円、不用額2,593万779円。1 項介護サービス等諸費、支出済額 7 億2,285万9,320円、不用額2,111万7,680円。2 項介護予防サービス等諸費、支出済額 2,726万2,508円、不用額210万4,492円。3 項高額介護サービス等費、支出済額1,250万4,327円、不用額69万9,673円。4 項高額医療合算介護サービス等費、支出済額131万7,816円、不用額68万3,184円。5 項特定入所者介護サービス等費、支出済額2,666万3,240円、不用額126万9,760円、6 項その他諸費、支出済額94万4,010円、不用額 5 万5,990円。

3 款地域支援事業費、支出済額1,261万230円、不用額175万9,770円。1 項介護予防事業費、支出済額335万644円、不用額117万3,356円。2 項包括的支援事業・任意事業費、支出済額925万9,586円、不用額58万6,414円。

4 款基金積立金、支出済額 2 万5,016円、不用額1,984円。1 項基金積立金、同額です。

5 款諸支出金、支出済額207万5,228円、不用額4,772円。1 項償還金及び還付金、同額です。

6 款予備費、支出済額ゼロ、不用額99万9,000円。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額 8 億5,714万2,000円、支出済額 8 億2,694万2,018円、翌年度繰越額ゼロ、不用額3,019万9,982円、予算現額と支出済額との比較は3,019万9,982円です。

なお、308、309ページから314、315ページにつきましては、歳入の事項別明細書、316、317ページから332、333ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

334ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。(1)の基金の平成23年度末残高につきましては、介護給付費準備基金、23年度事業に繰り入れしたことで残高はございません。

それから(2)の物品につきましては、地域支援事業用として購入をし、地域包括支援センターで使用している軽貨物自動車がこれまで調書に計上されていませんでしたので、今回、計上させていただきました。大変申しわけありませんでした。

335ページをお願いいたします。

地方債の目的別現在高、地方債借入先別現在高でございます。群馬県介護保険財政安定化基金からの借入金480万円でございます。無利子で3年間で返済する資金でございます。

主要施策の成果説明書につきましては、151ページから153ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、30ページをお開きください。

介護保険特別会計についてご報告申し上げます。

実質収支は表のとおりで、単年度収支については586万の黒字というふうになっております。

次に、収入未済を下の表を見ていただきたいんですけども、今年度は63万円ほど減少しております。しかし、数年、大体100万円前後、例えば22年度は92万、23年度は120万、不納欠損しております。これはやはり税と違って保険料ということで時効が短いんですね。すぐに時効が来てしまうということもあろうかと思えます。ぜひ財源確保、それから負担公平ということで、これについては普通以上に鋭意努力して、縮減に努力していただきたいというふうに思います。

次に、歳出でございますけれども、保険医療費、これが8,400万ということで12%ふえております。国保は17.4%ですから、国保のふえに比べると少ないとはいうものの非常にふえておるという状況に変わりはございません。

なお、100万以上の不用額が出たのは下の項目でございますけれども、介護保険の意味からいっても、これはなかなか補正できるものではないというふうに思料します。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 330ページの中ほど、包括的支援事業任意事業費というところの任意事業費についてでありますけれども、この主な内容というのは、備考のところを書いてあるものというふうに解釈すればいいのでしょうか。たしか介護保険、今期は24年度からだったんですけども、すみません、任意事業費については、この備考欄に書いてあるこの範囲内ということで理解してよろしいのでしょうか。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 需用費が印刷製本費ということで、内容は封筒の印刷、それから郵便料につきましては、介護給付費の個人にあてた通知、封筒はその通知を入れる封筒ということでございます。委託料につきましては、そこにございますように紙おむつ配布事業委託料ということで、社会福祉協議会に委託をしております紙おむつの配布事業ということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第5号 平成23年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第7 認定第6号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第7、認定第6号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） それでは、平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の339ページをお開きください。

実質収支に関する調べでございます。

1、歳入総額2,375万3,121円、歳出総額2,375万3,121円、歳入歳出差引額ゼロでございます。

続きまして、340、341ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額は省略し、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。

1 款県支出金、調定額20万円、収入済額、同額です。1 項県補助金、同額です。

2 款繰入金、調定額235万5,870円、収入済額、同額です。比較237万8,130円の減です。1 項繰入金、同額です。

3 款諸収入、調定額4億944万5,049円、収入済額2,119万7,251円、収入未済額3億8,824万7,798円、比較237万3,251円の増です。1 項貸付金元利収入、同額です。

歳入合計、予算現額2,375万8,000円、調定額4億1,200万919円、収入済額2,375万3,121円、収入未済額3億8,824万7,798円、比較4,879円の減です。

続きまして、342ページ、343ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額の比較は、不用額と同額のため省略させていただきます。

1 款総務費、支出済額12万43円、不用額3,957円。1 項総務費、同額です。

2 款公債費、支出済額2,363万3,078円、不用額922円。1 項公債費、同額です。

歳出合計、予算現額2,375万8,000円、支出済額2,375万3,121円、不用額4,879円です。

なお、344ページから345ページまでが、歳入決算事項別明細書でございます。346ページから347ページは、歳出決算事項別明細書でございます。

348ページをお開きください。

地方債目的別現在高と地方債借入先現在高が示されております

また、主要施策の成果説明書は、157ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、33ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付特別会計についてご報告申し上げます。

実質収支については以上のとおりで、約300万ほど減額しております。

歳入については4億1,200万の調定に対して5.8%の収納率ということで、0.8%下がっております。これのもとというのは、次のページの収入未済を見ていただければわかりますが、収入未済が3億

8,800万ということで、昨年に比べて約800万増加しております。このうち過年度分が約95%ぐらいは過年度分ということで、これが減らないと、なかなか収納率は上がらないということになると思います。とは言いながら、このところ貸付金の元利収入は、かなり増加している傾向にございます。何と申しますか、延滞整理等が順調に進んでいるものというふうな見方もできるのではないかと申します。しかしながら、この3億8,800万というのは、一般会計が2億800万、国保が約1億9,000万、合わせると大体同じぐらいの金額が未収というふうになっております。

なお、歳出については、公債費が300万ほど減っておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 以前に私、質問をした中で、この回収については、庁舎内の回収の特別体制をとるというふうな形のお話がありまして、その辺のところがこの回収というふうなところで、どのような形で反映されているのか、わかればお話ししていただきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 回収検討委員会のことと解釈してお答えします。

21年度のときに回収検討委員会というのが立ち上がりまして、その中でいろいろとご指導いただきまして、その中で個別の滞納者のいろいろな情勢をリサーチしながら地道にやるというような内容で、うちのほうも滞納者1人1人の事情、そういうのを精査しまして、あと、滞納者との信用を築きながらやってきた経緯があります。そういうことで徐々に上がっているのかと解釈しております。回収検討委員会のほうから出された意見を尊重して取り組んだ成果と一応考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 監査委員の報告の中にも、その努力の様子もうかがえるというふうな報告もありましたので、本当に回収検討委員会の活躍は、本当に成果が上がったというふうなことによかったなと思っております。これからも引き続き力を入れていただきたいと思います。ほかの一般会計のほうなどの村税とか、あと国保税、そういうふうな滞納についての取り組みなども、そちらのほうでも、昨年については差し押さえとかと、そういうふうな形での回収、不納欠損をなくしていくというふうな活動が目立ったかと思っておりますけれども、こちらのほうの回収については、今までの回収検討委員会で行ってきたような、同じような形での体制というかやり方というか、内容で進んで

いくのか、それとも村税なんかのような形での徴収のノウハウみたいなものも活用できるのか、していくのか、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 毎年指摘されていることでございます。そしてこの未収金については、滞納については、一般の税とはまたわけが違っております、内容は。そのためにいろいろ精査させていただいたんですけれども、この案件については保証人がついております。そうした中で、今、組合といろいろな関係で、その件についても今、煮詰めさせていただいているところです。それを実行するかどうかは、まだわかりませんが、そういったところからも研さんをしていかなきゃかなというふうなことで、今お話し合いを持っているところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第6号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第8 認定第7号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第8、認定第7号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計決算について説明させていただきます。

公共下水道事業につきましては、国の地域再生法に基づく地域再生計画第2期の認定を受け、5年を単位とした交付金事業として実施をしております。平成22年度から26年度まで5カ年の地域再生計画の認定を受け事業を実施しております。

それでは、351ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございますけれども、区分1、歳入総額2億6,615万939円、2、歳出総額、同額です。3、歳入歳出差引額ゼロ。

次に、352ページ、353ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、不納欠損額につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額1,217万9,200円、収入済額794万1,200円、収入未済額423万8,000円、比較226万6,200円。1 項負担金、同額です。

2 款使用料及び手数料、調定額4,155万8,536円、収入済額4,071万4,613円、不納欠損額3,885円、収入未済額84万38円、比較426万6,613円。1 項使用料、調定額4,146万8,536円、収入済額4,062万4,613円、不納欠損額3,885円、収入未済額84万38円、比較422万6,613円。2 項手数料、調定額9万円、収入済額9万円、比較4万円。

3 款国庫支出金、調定額3,800万円、収入済額も同額です。比較、ゼロ。1 項国庫補助金、同額です。

4 款繰入金、調定額1億1,277万7,916円、収入済額も同額です。比較901万3,084円の減。1 項繰入金、同額です。

5 款繰越金、調定額、収入済額ともゼロ、比較1,000円の減。1 項繰越金、同額です。

6 款諸収入、調定額1万7,210円、収入済額も同額です。比較5,210円。1 項村預金利子、調定額、収入済額ともゼロ、比較1,000円の減。2 項雑入、調定額1万7,210円、収入済額も同額です。比較6,210円。

7 款村債、調定額6,590万円、収入済額も同額です。比較670万円の減。1 項村債、同額です。

8 款県支出金、調定額80万円、収入済額も同額です。比較10万円。1 項県補助金、同額です。

歳入合計、予算現額2億7,522万7,000円、調定額2億7,123万2,862円、収入済額2億6,615万939円、不納欠損額3,885円、収入未済額507万8,038円、比較907万6,061円の減。

354ページ、355ページをお願いいたします。

歳出です。支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款総務費、支出済額384万9,115円、不用額14万5,885円、比較14万5,885円。1 項総務費、同額です。

2 款建設費、支出済額1 億2,158万4,431円。不用額751万2,569円、比較751万2,569円。1 項建設費、同額です。

3 款管理費、支出済額2,407万6,588円、不用額91万8,412円、比較91万8,412円。1 項管理費、同額です。

4 款公債費、支出済額1 億1,664万805円、不用額49万9,195円、比較49万9,195円。1 項公債費、同額です。

歳出合計、予算現額2 億7,522万7,000円、支出済額2 億6,615万939円、不用額907万6,061円、比較907万6,061円。

356ページから359ページまでが、歳入の事項別明細書になっております。360ページから365ページまでが歳出の事項別明細書です。

366ページが、財産に関する調書となっております。前年度と変更がございません。

367ページをお願いいたします。

地方債の目的別現在高と借入先別現在高です。上の表の合計欄、22年度末現在高21億6,175万8,643円、平成23年度発行額6,590万円、23年度末償還額6,777万6,245円、平成23年度末現在高21億5,988万2,398円です。借入先別現在高につきましては、資金借入先の内訳となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、35ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計について報告申し上げます。

実質収支に関する数字は表のとおりでございますが、分担金及び負担金が約2,000万減少しているという現況でございます。

次に、収入未済が35万ほどふえております。507万8,000円ということですが、主なものが受益者負担金でございます。受益者負担の原則からも早目の対応といいますか、収入未済が回収されるようお願いをしたいと思います。

なお、住宅特会でも申し上げたんですけれども、過年度分が、やっぱりこれも8割を占めておるといふ現況です。なるべく早く過年度分を処理をお願いをしたいというふうに思います。

歳出については、総務費が減少しておりますけれども、業務完了によつての事業費が減少したとい

うことでございます。

なお、100万円以上の不用額については、こういった工事の性質上からも補正は困難であるというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 今、監査委員からも指摘がございましたけれども、収入未済額は35万ふえています。何か職員同士で、このことについて500万もあるわけですけれども、話し合いとか何か努力していることがありましたら、ひとつお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 収入未済額につきましては、回収につきましては担当者が滞納整理という形で逐次、毎月訪問して行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 回っているという話なんですけれども、滞納者の何か滞納する理由は何でしょうか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 分担金の未済額につきましては、給水申し込みはしてあるんですけども、いまだ未接続ということで未収となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時54分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 分担金につきましては、割引制度等の制度がございますので、そ

ういう制度もございますけれども、早目の接続についてご協力を願うということで、今後の工事もありますのでしていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 今の説明は、ちょっと前の課長の話とちょっと違うようなんで、もう一度説明と、最後ですので、職員の一層の努力をお願ひいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 質問の回答ですけれども、当初、契約につきまして申込書を提出されているわけですけれども、今後、接続につきましては、職員がつなぎ込み等の説明をよく説明に行きまして、早い時期での接続と負担金の納入の依頼ということで努力していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第7号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

いいですか、ここで休憩しますか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、ここで15分間休憩といたします。開会を15分から行います。

午後1時58分休憩

午後2時15分再開

○議長（高橋 正君） それでは、会議を再開いたします。

◇

◎日程第9 認定第8号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第9、認定第8号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算について説明させていただきます。

農業集落排水事業につきましては、平成23年7月1日より、広馬場地区処理場が供用開始となりましたので、維持管理費費用が増額となっております。平成24年3月末の接続戸数ですが、長岡地区372戸、接続率で81.4%、広馬場地区304戸、接続率で34.27%となっております。

それでは、371ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額9,775万8,094円、2、歳出総額、同額です。3、歳入歳出差引額ゼロ。

続きまして、372ページ、373ページ、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。調定額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、予算現額と収入済額の比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額1,021万円、収入済額1,008万円、収入未済額13万円、比較54万円。

1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料、調定額1,522万7,300円、収入済額1,512万1,395円、収入未済額10万5,905円、比較51万3,605円の減。1 項使用料、同額です。

3 款繰入金、調定額6,914万8,984円、収入済額も同額です。比較538万4,016円の減。1 項繰入金、同額です。

4 款繰越金、調定額、収入済額はゼロ、比較1,000円の減。1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、調定額340万7,715円、収入済額も同額です。比較9万5,715円。1 項村預金利子、調

定額、収入済額ともゼロです。比較1,000円の減。2項諸収入、調定額340万7,715円、収入済額も同額です。比較9万6,715円。

歳入合計、予算現額1億302万1,000円、調定額9,799万3,999円、収入済額9,775万8,094円、不納欠損額ゼロ、収入未済額23万5,905円、比較526万2,906円の減。

次に、374ページ、375ページをお願いいたします。

歳出です。支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1款総務費、支出済額933万3,283円、不用額24万2,717円、比較24万2,717円。1項総務費、同額です。

2款管理費、支出済額2,285万9,118円、不用額501万8,882円、比較501万8,882円。1項管理費、同額です。

3款公債費、支出済額6,556万5,693円、不用額1,307円、比較1,307円。1項、公債費。同額です。

歳出合計、予算現額1億302万1,000円、支出済額9,775万8,094円、不用額526万2,906円、比較526万2,906円です。

376ページから377ページまでが、歳入の事項別明細書。378ページから383ページまでが歳出の事項別明細書です。

384ページが、財産に関する調書となっております。前年度と変更はございません。

385ページをお願いいたします。

地方債の目的別現在高と借入先別現在高です。上の表、22年度末現在高19億9,232万6,937円、平成23年度償還額2,689万2,893円、平成23年度末現在高19億6,543万4,044円。借入先別現在高につきましては、資金借入先の内訳となっております。

主要施策の成果につきましては、165ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、38ページをお開きください。

実質収支については、建設事業は22年度で終了ということで、大幅な金額が下がっております。下の款別の中にあるとおり、国庫支出金はゼロ、それから村債ゼロということで、これだけでも2億2,000万ですか、減少している状況でございます。

収入未済がここに書いてありますけれども、金額が23万6,000円です。大したことはないように思われますけれども、前年度は9万3,000円でございますから、3倍とは言いませんけれども、14万3,000円ほど増加、これは一遍たまり始めますと、なかなか対処しにくいものでございますので、なるべく小さいうちに処理するようにお願いをしておきたいと思っております。

続いて、歳出でございますけれども、建設費がゼロということで2億6,800万ですか、減少しております。

それから100万以上の不用額については、こういった事業でございますので、補正は困難であるというふうに認められます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第8号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第10 認定第9号 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第10、認定第9号 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） それでは、平成23年度榛東村学校給食事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書、389ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

1、歳入総額1億4,468万6,646円、2、歳出総額1億4,443万2,810円、3、歳入歳出差引額25万3,836円、5、実質収支額25万3,836円でございます。

続きまして、390、391ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書、初めに歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額欄につきましては、該当する数値がない場合については省略をさせていただきます。また、予算現額と収入済額との比較については比較と述べさせていただきます。

1 款事業収入、調定額8,188万6,620円、収入済額8,007万6,670円、不納欠損額4万3,650円、収入未済額176万6,300円、比較372万6,330円の減でございます。1 項事業収入、同額でございます。

2 款繰入金、調定額6,443万232円、収入済額6,443万232円、比較133万4,768円の減でございます。1 項他会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金、調定額12万6,334円、収入済額12万6,334円、比較334円の増でございます。1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入、調定額5万3,410円、収入済額5万3,410円、比較4万8,410円の増でございます。1 項村預金利子、調定額、収入済額ともにゼロでございます。比較1,000円の減でございます。2 項雑入、調定額5万3,410円、収入済額5万3,410円、比較4万9,410円の増でございます。

歳入合計、予算現額1億4,969万9,000円、調定額1億4,649万6,596円、収入済額1億4,468万6,646円、不納欠損額4万3,650円、収入未済額176万6,300円、比較501万2,354円の減でございます。

続きまして、392ページ、393ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順にご説明申し上げます。なお、翌年度繰越額につきましては、該当数字がございませんので省略をさせていただきます。また、予算現額と支出済額との比較についても、不用額とすべて同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

1 款総務費、支出済額6,445万242円、不用額193万758円。1 項総務管理費、同額でございます。

2 款事業費、支出済額7,998万2,568円、不用額326万2,432円。1 項事業費、同額でございます。

3 款公債費、支出済額ゼロ、不用額1万円でございます。1 項公債費、同額でございます。

4 款予備費、支出済額ゼロ、不用額6万3,000円でございます。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億4,969万9,000円、支出済額1億4,443万2,810円、不用額526万6,190円、予算現額と支出済額との比較526万6,190円でございます。

なお、394、395ページにつきましては、歳入の事項別明細書でございます。396ページから401ページにつきましては、歳出の事項別明細書となっております。

402ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。平成23年度中の移動はございませんでした。

なお、主要施策説明書につきましては、169ページから172ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、40ページをお開きください。

学校給食事業特別会計について報告申し上げます。

実質収支に関しては表のとおりでございます。単年度では12万8,000円の黒字というふうになっております。

収入未済の実際について申し述べたいと思います。今年度は176万6,000円というふうになっておりまして、前年度に比べますと57万4,000円ふえております。額は前年度は119万ですから、かなりの48%ですか、増加しているということで特別な理由は余り感じられませんが、ぜひふえるのを防いでもらいたいというふうに思います。特に給食費等は、在籍している間でないとなかなか徴収しにくいと思いますので、ぜひ早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

歳出については、不用額も含めて適正な予算管理ができていうふうに認められます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 毎回といいますか、毎年この結果を見て質問させていただくので、本当は嫌なんですけれども、やっぱり滞納繰越というのが大変目立ってまいりまして、不用額ももちろんふえておりますし、収納率も前年から比べると下がっておるのが現状で、今、代表監査委員の岩崎さんよりのご指摘のとおりかなと思います。

そこで、数字については細かい数字はいいですけども、幼稚園から滞納していて、そのまま小学校になっても滞納しているという家庭があるんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） 幼稚園で滞納があり、その滞納をそのまま持ち越して、小学校でまた滞納を繰り返すという、そういう方は現在はございません。

○議長（高橋 正君） 7番。

[7番 金井佐則君発言]

○7番（金井佐則君） そうしますと、中学校を卒業してからも滞納があるので、徴収に当たっているという家庭はあるんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） そういう該当の世帯はございます。ただ、一つの世帯につきましては母子家庭でございまして、現在もう転出してしまっているということで、接触が不可能になってしまっていると、そういう世帯がございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

[7番 金井佐則君発言]

○7番（金井佐則君） なかなか難しいところもあろうかなと思いますけれども、この収納率が下がっているというのは、その収納には努力をされているかと思うんですけれども、どんな方法で収納しておるのか、課長にお聞きします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） この4月、5月については、出納整理期間でございました。このときには生涯学習課職員にも応援していただき、5つの班で滞納整理を実施させていただきました。今、進めているやり方については、子ども手当の支給月、今までですと6月にございました。そのときにやはり5つの班で滞納世帯を重点的に歩くということで、少しでも納めてもらうというふうな取り組みをしております。今後についても、毎月定期的な訪問はもとより、子ども手当の支給月について、重点的に滞納整理に当たりたいと、そんなふうと考えてございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番。

[12番 善養寺 忠君発言]

○12番（善養寺 忠君） 今、関連なんですけれども、現年分がここに96万、これは給食費の約1%だと思います。これだけの96万出た内容は、どんな内容でこんなに、今までもこんなことはないと思います。こんなに大きく出たことは。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） 現年分がふえた主な要因でございますけれども、新たな滞納世帯が出現しておると。慢性的な滞納世帯だけでなく、新たに滞納が始まっている世帯がふえてきているという状況でございます。実際、滞納整理に行ってみますと、当然、お子様を育てる世代でございます。収入が非常に不安定、昨今の経済情勢の中で、非常に収入が少なく、どうしても払えない。払えてもわずしか払えない、そういう家庭が多いということで、残念ながら慢性的な家庭だけでなく、新たな滞納世帯が出ておると、そういう状況でございます。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） じゃ、これはあれですか。新たなあれはですけども、子供が1カ月だけではなくて1年間も納めない、そういう方もいるわけですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 現年に限ったということによろしいですか。

現年について、新たに滞納が生じた世帯で、丸々現年そのまま残っているという世帯は少ない状況でございます。数カ月分が新たに滞納を生じさせていると、そういう状況でございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 午前中にもちょっと出たことなんですが、子ども手当の支給に、これの使い道が、これはもちろん、この村のことじゃないんですけども、国なり県なりに、今どのような動きになっているのか、もしわかれば説明願いたいと思うんです。その徴収ですか、例えばこの学校給食費に充てられるとか、事業費に充てられるとか、そういう何か動きが、国なり県なり、何か動きがありますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 児童手当からの強制的な徴収は、これは給食費等はできません。あくまで保護者の徴収についての同意書がなければ徴収できないということでございます。それについて、やはり未納世帯で、なかなかこの同意書を取りつけるというのは、非常に難しいことだと思っております。

○議長（高橋 正君） 何か補足はないかい、管理職のほうでは。

9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） なかなか同意書を取ってのということには、確かに保護者も大変だとは思

んですが、それを、それが取れるような要望的なことは、各自治体等で、ある程度出しておるところはあるんですか。それとも、それももしわかれば参考に知らせてもらいたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 当村におきましても、この児童手当に変わりましたけれども、子ども手当の支給についても、村内の滞納者宅を訪問いたしまして、約10件ほどの同意書を取りつけております。この方については、現金支給で来ていただきまして、給食費並びに保育料の滞納分がございますので、現金払いのときに納めていただくようにお話し申し上げております。また、今後つきましても、こういった滞納世帯については、当課のほうでは、なるべくそういった同意書を徴収して、納付のほうをお願いしていきたいと考えております。

また、近隣の市町村につきましても、吉岡町さんのほうでも同様なことで同意書を取りつけて徴収している状況と、あるいは同意書をいただいて、支給分から天引きしていると、そういった状況でございます。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 直接に23年度の決算には該当しなかったかもしれませんが、以後もなるべくそういうふうな自動的に引き落とせるような方向に、もし進めていただければ、そのようなことを望みたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 確かに議員が心配されることが、本当に今、危惧をされるところです。そして私どもも、各分掌ごとに、税の集め方、それからまた体制を組んだ中での徴収というのを、各部署に指示をして、少なくとも行ったときには幾らかの効果を上げてくるようにというような指示は出させていただいております。お昼前にも申し上げましたけれども、本当に今回はこれだけ納めていただくんだというような目標を持ちながら、数字の上でもお互いに努力をするんだというものを出しながら、これからも対応していきたいと、こんなふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 先ほど同意書がなければとかという話がありましたけれども、固定資産税だとか住民税、そういうものは税務課で、この間の説明のとおり、ちょっと強引な取り方、納め方をさせていただくような話を聞きました。学校給食については、そういうような手法はとれないんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） この債権回収というのは、基本的には民法が適用されるというふう
に認識をしております。現実的に、この滞納世帯に対して一番有効なのは訪問徴収、これが有効であ
るかなど。さらに、やはり名簿を見ますと、ほかの税あるいはほかの村の納入すべきものについても
滞納をしている世帯が多いのかなというふうに拝見をしておりますので、そういった中で差し押さえ
というものが、この給食費だけで果たして行うのがいいのかどうかと、その辺については十分な検討
をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 先ほど課長のほうから訪問徴収とお伺いしましたけれども、各班で訪問して、
父兄のほうからは何という回答が来るんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 滞納世帯ですか、それについては払える世帯については払っていた
だっている世帯もございます。ただ、払えない世帯については、先ほども申し上げましたように、収
入が非常に不安定で、今月は非常に収入がないので、ちょっと納められない。そういった中で一番多
いのが子ども手当が支給されたときに、ある程度の額を入れさせていただくという形で約束を取りつ
け、また伺うというふうなケースが一番多いというふうに考えています。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） その中で、約束をちゃんと守ってくれましたか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 子ども手当の関連については、相当の方がそのときには全額ではご
ざいせんけれども、相当数が入れてくれております。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第9号 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第11 認定第10号 平成23年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第11、認定第10号 平成23年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成23年度榛東村上水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書405ページをお願いいたします。朗読により説明させていただきます。

(1) 概況。

総括的事項。

健全な水道事業経営を遂行すべく、浄水の供給及び水道施設の建設改良等を行った。建設改良事業では、安全で安定した水の供給を目的に、配水管布設工事、老朽管等の布設がえ、減圧調整等を実施いたしました。日常における浄水の供給状況は、1日最大配水量が6,935立米、平成23年7月14日、前年比456立米の増。総配水量は214万3,694立米、前年比14万120立米の減であった。その理由としましては、節水意識の高まりや節水型機器の普及等の節水型社会への移行等による使用料の減少などが想定されます。

経済はいまだ厳しい状況にあり、また今後の社会情勢を考えると、上水道の需要・収益は今後も停滞していくことが予想されます。このような状況を踏まえ、安心して安全な水の供給、経営効率化の推進、健全な事業経営に努めていくものであります。

(2) 予算及び決算に係る議会議決等の事項等ですが、表のとおりとなっております。

2、業務。

(1) 業務内容。

給水人口1万4,702人、給水件数5,226件、新規加入件数45件、給水普及率99.9%、総配水量214万3,694立米、1日最大配水量6,935立米、総有収水量170万7,883立米、1人1日平均有収水量253リットル、有収率79.7%、3月31日末の状況です。

(2) 事業収支に関する事項。

経常利益466万2,890円、特別損失18万983円、当期純利益、差し引きで448万1,907円となっております。

(3) 企業債に関する事項。

借入限度額1,000万、当年度借入額700万、差し引き300万、執行率70%となっております。

406ページをお願いいたします。

(4) から (7) は表のとおりでございます。説明を省略させていただきます。

407ページをお願いいたします。

企業債の概況。

区分、企業債、前年度末残高5億293万4,188円、本年度借入高700万、本年度償還高2,335万5,490円、本年度末残高4億8,657万8,698円となっております。

続きまして、平成23年度榛東村上水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出の収入でございます。

区分、第1款水道事業収益、予算額の合計欄2億6,372万5,000円、決算額2億5,989万9,564円、予算額に比べ決算額の増減382万5,436円の減、備考欄の決算額のうち仮受消費税相当額は1,209万6,076円でございます。

以下、決算額のみとさせていただきます。

第1項営業収益、決算額2億4,991万1,529円、予算額に比べ決算額の増減379万3,471円の減。2項営業外収益、決算額997万6,887円、予算額に比べ決算額の増減3万2,113円の減。第3項特別利益、決算額1万1,148円、予算額に比べ決算額の増減148円。

続きまして、支出でございます。

区分、第1款水道事業費用、予算額の合計欄2億5,929万円、決算額2億5,393万8,312円、不用額535万1,688円、決算額のうち仮払消費税相当額は497万8,315円でございます。

以下、決算額のみとさせていただきます。

第1項営業費用、決算額2億3,623万797円、不用額487万4,203円。第2項営業外費用、決算額1,751万2,742円、不用額10万1,258円。第3項特別損失、決算額19万4,773円、不用額12万3,227円。第4項予備費、決算額ゼロ、不用額25万3,000円。

続きまして、408ページをお願いいたします。

初めに収入です。

区分、第1款資本的収入。予算額の合計欄1億988万1,000円、決算額700万円、予算額に比べ決算

額の増減1億288万1,000円の減、備考欄の決算額のうち仮受消費税はゼロでございます。

以下、決算額のみとさせていただきます。

第1項企業債、決算額700万円、予算額に比べ決算額の増減300万円の減。第2項国庫補助金、決算額ゼロ、予算額に比べ決算額の増減9,935万6,000円の減。第3項工事負担金、決算額ゼロ、予算額に比べ決算額の増減52万5,000円の減。

続きまして、支出でございます。

区分、第1款資本的支出、予算額の合計欄2億6,454万5,000円、決算額5,213万1,946円、翌年度繰越額2,913万円、不用額328万3,054円、備考欄で、決算額のうち仮払消費税相当額135万7,978円でございます。

以下、決算額のみとさせていただきます。

第1項建設改良費、決算額2,877万6,456円、翌年度繰越額2億913万円、不用額328万2,544円。第2項企業債償還金、決算額2,335万5,490円、不用額510円。欄外でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,513万1,946円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135万7,978円及び過年度分損益勘定留保資金4,377万3,968円で補てんをいたしました。

続きまして、409ページをお願いいたします。

このページ以降の金額につきましては、消費税を除いた金額となっております。これまでのページの金額とは一致しない部分もございます。

平成23年度榛東村上水道事業損益計算書の説明をいたします。

決算額、初めに収益から。

1、営業収益、決算額、中ほどですけれども、上から3行目、中段です。2億3,810万8,409円。3、営業外収益、中ほどですけれども969万647円。5としまして特別利益、決算額1万1,148円。総収益計、決算額2億4,781万204円となっております。

次に、総費用ですけれども、2の営業費用、決算額、資産減耗費の右側ですけれども、中段、2億3,125万5,124円、4の営業外費用、決算額1,188万1,042円、6、特別損失、決算額19万2,131円となっております。合計で総費用決算額2億4,332万8,297円となっております。

総収益から総費用を差し引きしますと、当年度純利益としまして、下から3行目、一番右ですけれども、448万1,907円となっております。下から2行目、前年度繰越利益剰余金3,762万9,646円、合計しますと当年度末の未処分利益剰余金が4,211万1,553円となります。

続きまして、410ページをお願いいたします。

23年度榛東村上水道事業貸借対照表の説明をいたします。

初めに、資産の部ですけれども、1、固定資産の合計ですけれども、一番右の段の下から3段目、1、固定資産合計、決算額26億4,065万8,976円、2の流動資産ですけれども、決算額、下から2行目8億5,462万866円、資産の合計ですけれども、一番下です。決算額34億9,527万9,842円。

続きまして、負債の部、411ページです。

3、流動負債、決算額4億9,892万2,620円となっております。

続きまして、資本の部、4、資本金の合計5億9,059万2,495円、5の資本剰余金合計決算額22億6,365万3,174円、負債資本合計、一番下ですけれども、決算額34億9,527万9,842円となっております。

412ページから416ページの明細書については、説明を省略させていただきます。

417ページ、23年度榛東村上水道事業剰余金計算書でございますが、これにつきましては、当年度末残高、一番下で利益剰余金、当年度純利益を加えた右から3行目です。448万1,907円を繰越利益剰余金に足しまして、当年度末残高としましては4,211万1,553円となっております。

続きまして、418ページ、この金額はそのまま未処分利益剰余金となります。繰越利益剰余金としましては、同額の4,211万1,553円となります。

419ページから420ページにつきましては、企業債明細書となっております。また、421ページから422ページまでが固定資産明細書となっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、55ページをお開きください。

上水道事業特別会計について報告申し上げます。

地方公営企業法の規定に基づきまして、村長から納付されました決算報告書以下の書類を、当年の7月23日に審査を実施いたしました。

次に、決算の概要でございますけれども、表の下のほうですね、配水量と有収水量、これが前年に比べまして配水量で14万立米減少、有収水量で7万7,000立米減少しております。ただ、その下の表にありますけれども、有収率は22年度に4%ほどダウンして、大変低い数字になったんですけれども、当該年度は1.6%改善しております。しかし、群馬県平均というのは表のとおりでございます。同規模団体平均にも下回っておるといふ現況でございます。

予算の執行状況については、収益的収入、収益的支出についても、いずれもマイナスでございます。収入のほうは1,400万ほど、支出が400万減少ということです。

それから、資本的収入、支出が減少しておるのは、長岡浄水場の工事、これを24年度に繰り越したためでございます。

次に、経営成績の表がございます。見ていただけるとわかりますけれども、全部三角でございます。前年比マイナスということですね。純利益については、昨年が1,308万円あったんですけれども、860万ほど減少して448万円というふうに減少しております。先ほど有収水量が減ったということをし

ましたけれども、これがまず最大の原因というふうに思います。

それから、費用の要素別明細をつけておきました。減価償却と、それから受水費で7割、それから人件費で8%ぐらいというのが現況で、人件費は減ったんですけども、ほかは少しふえたり、少し減ったりという状況でございます。

財務状況については、流動資産はふえておるんですけども、流動比率がおかげで171.3というふうになったんですけども、同規模団体に比べますとかなりの差がまだあるということは見えておれると思います。

そんなことで審査の結果、所見なんですけれども、地方公営企業法にのっとって審査した結果、その計数は正確、また当該年度の経営指数あるいは年度末の財政指数も適正に記されているというふうに見てまいりました。

なお、所見として節水型社会に移行したということが言われておりますけれども、総配水量が年々減少しております。当該年度でも14万立米減少しております。給水収益が1,100万円減少というような形で860万ほど収益は減少して、先ほどいった448万円というふうに減少しております。

それから、収入未済がここ数年、毎年100万円ぐらい増加しております。浄水については、停水という伝家の宝刀がございまして、十分注意しながら、なおかつ積極的に執行するなり計画的な目標をつくっていただいて、未済額の減少に努めていただきたいというふうに思います。

ただ、有収率ですね、これは先ほども申しましたように1.6ポイント改善しています。でも、県平均その他には及ばないというふうに言いましたけれども、やはり着実に有収率を上げていただいて、漏水とか無駄な配水が当然あるんだというふうに思われますので、具体的な方策をとっていただいて、減少に努めていただくようお願いをしたいと思います。

これら諸問題があるんですけども、今までよりかさらに経費の節減、それから資産の有効活用、それを含めて経営の安定化に努めていただいて、安全、良質な、それで安価な水の安定供給に努めていただくようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今、監査委員から指摘されて、大分漏水やその他の無駄な配水が原因と思われると今、指摘されましたが、やっぱり県の平均が85%で、榛東は79.7でしたか、あと5%上げるには相当な、これは努力が必要だと思うんですけども、それについて漏水の原因というのは、地下に潜っているから、どこどこはつきりわからない限り、うんと難しい問題だと思うんですけども、例えば老朽している配水管というのは何キロ、どのぐらいあるのか説明願えますか、わかりますかね、

課長、お願いします。わからなかったら、後で調べてくれてもいいですけども、地下に潜っているからわからない……

○議長（高橋 正君） 担当委員会だもん、よく知っているんじゃないのか。

課長、休憩にするのかどっちだよ、調べて。

○上下水道課長（久保田勘作君） 休憩お願いします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。10分間休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 先ほどの質問の回答ですけれども、水道管につきましては総延長で114キロほどあります。管種につきましては、ダクタイル鋳鉄管が3.7キロ、硬質塩化ビニル管がおよそ97キロ、鋼管が2.5キロ、ポリエチレン管等につきましては10キロ、これは一番古いもので昭和46年からもう布設されているものがございます。40年以上経過しているものにつきましては老朽管ということで、今後、計画等でも上げてあるんですけども、毎年、老朽管の布設がえということで事業費を上げさせてもらっております。

おおむね老朽管として布設がえを予定している距離なんですけれども、塩化ビニル管、ポリエチレン管を含めまして46キロほどが必要かなということで、需用費のほうを毎年計上させていただいております。ちなみに不明水調査ということで、平成21年と22年度に実施いたしましたけれども、21年度につきましては不明水が5万トン、22年度につきましては推定で11万トンほどの不明水ということで、不明水の調査の結果が出ております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） もう一問、じゃ、ついでに、だから今、ちょっと耳が遠かったかなと思って、水のどのくらい漏っているというのがよく聞こえなかったんですけども、この前のときにちょっと質問させていただいたら、50万立米だっけな、年間50万立米、漏水しているというふうに記憶しているんですけども、そのまた漏水しているんですけども、金額に直すとたしか、その点については課長のほうからご説明願います。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 先ほど申しました不明水の調査の結果の推定量ですけれども、そ

これは21年度の調査の結果5万トン、22年度については11万トンということで、これは21年度につきましては長岡、山子田の調査です。22年度につきましては、新井、広馬場の調査となっております。

それと、配水量につきましてですけれども、22年度の総配水量と23年度の総配水量を比べますと、差が14万トンほど出ております。これにつきましては、金額にしますと2,190万円ほどの金額となると想定されます。

以上です。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

水道料金のことについて伺います。

この水道料金については、たしか最終的な値上げが平成14年に大幅な値上げがあったかと思えます。以後約9年、10年経過しているわけですが、当時の見解としては、余り一度に値上げすると受給者に影響が出るということで、余り大幅な値上げのないよう、二、三年に一度ぐらいは値上げをするという、そのような見解であったのですが、約9年、10年経過した今でも水道料金が値上がりをしていない。有収率も年々下がっているという中でこのように事態なんです、値上げをしていない、またしなくても済んでいるという、この主な要因というのはどんなものがありますか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 毎年、決算書でもありますとおり、経常利益、繰越利益が出ています。利益が出ている間につきましては、当然のことながら水道料金の改正というのはいなくてもいいのかなという見当でおります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後3時27分休憩

午後3時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど岩田議員のほうからありました非常に有収率も落ちているという中で、平成14年ですか、それ以降上げていないけれども、上げないことはいいことなんだけれども、大丈夫かどうかというようなお話でございます。

それについては、議員もご存じかと思うんですけども、数年前に上水道課に職員の非常に肩書きのあった方が幾人もついて、その費用というのが莫大なものだということで追及されたこともございました。それがある程度改善、今はされまして、人件費の削減が物すごくできているということで1点あります。

それともう一つは、財政推計をとっておりまして、それによって今のところ当分は大丈夫だよというものの資料を獲得しながら推計を見守り、そしてもう少しいたらどうなるというようなことも加味しながら、そのときに赤字になるというのが見え隠れしたようなときには、やはりそれなりの対応を早急に立てなきゃというふうに思います。今のところ、そういった努力をされたり、それからもう少し指摘されているように有収率を高めるような努力をしながら推移を見守っていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） この約10年、値上げをしなくて済んでいる主な要因としては、人件費の削減、また高額な給料をもらっている方の配置転換ということで主な要因ということでございますが、私の認識とすると、この平成15年から農業用水維持管理基金の取り崩しが始まったと。それ以降、値上げもない。会計間のやり方を変えたとか、いろいろなこともあるんでしょうけれども、電気料その他、ポンプ機場の維持管理に関するもろもろの費用の応分の負担が、一般会計のところでも質問しましたけれども、そういったものの応分の負担ができていない、その負担をしていないがために、一つの要因として、この値上げもしないで済んでいるのかなと思う部分があるんですが、今後も今と同じような会計の手法でやっていくのか、村長の見解を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今の体制を堅持しつつも、先ほどから指摘されております給水収益を上げるということは、一番の問題は今、埋設されているポリ管とか、いろいろな管がございますけれども、その管が40年以上たっているというときの管が、石油ショックで非常に何というか、悪いと言ったのでは語弊がございますけれども、製品として非常に芳しくないものが出回って、それを前水道業で使っていたというような経緯がございます。その布設がえをまず最優先に考えながら、水道会計を健全なものに持っていきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 今、答弁が足りなかったように思うんですけども、やはり電気料の応分の負担、また維持管理費の応分の負担、こういったものが十分されているかどうか、再度お伺いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、されているかどうかということは即答はできませんけれども、今の現状を推移しながら、状況を判断しながら対応していくということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 今いろいろして、まだ値上げというようなことも、これから、ましてや今度、老朽配管の取りかえというような、金がかかるんだと思うんですけども、23年度で停水執行したのが何件あって、滞納整理をどういうふうにしたのか、課長、お願いします。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後3時35分休憩

午後3時39分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 手元に今、資料がございませんので、12日に提供したいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第10号 平成23年度榛東村上水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第 1 2 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

○議長（高橋 正君） 日程第12、報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきましてご説明申し上げます。

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準値以上となった場合は、財政健全化計画を、また資金不足比率が健全経営化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、議会の議決を得ることとされております。

議案書110ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして報告させていただきます。

中段の1、健全化判断比率についてご説明申し上げます。

初めに、実質赤字比率でございますが、これは普通会計の実質収支が赤字の場合、その赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合になるかをはかる比率でございます。

本村は、これまでにご認定いただいた各会計の決算でもおわかりのように、実質収支はいずれも黒字またはゼロでございます。したがって、該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは本村のすべての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合になるかをはかる比率でございます。

本村は、全会計とも実質収支はいずれも黒字またはゼロでございます。したがって、該当なしとなっております。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計が負担する全会計の公債費の標準財政規模に対する割合のことで、本村の平成23年度の過去3年間の平均は5.9%となっております。なお、この本村の平均値は県下でよいほうから5番目でございます。

次に、将来負担比率ですが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額から充当可能基金残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する割合のことで、本村は該当なしとなっております。

次に、その下の段でございます。2の資金不足比率でございます。この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合で、本村はいずれの会計ともに資金不足はありません。したがって、備考のとおり該当なしとなっております。

以上、ご説明申し上げましたとおり、本村の平成23年度決算における一般会計、特別会計、企業会計の財政の健全化は十分に保たれていることがご理解いただけることと存じます。

また、審査意見書につきましては、平成23年度榛東村決算書等審査意見書の65ページに、財政の健全化に関する審査、66ページに、経営健全化に関する審査がそれぞれ添付されております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

以上をもちまして、平成23年度の決算審議は終了します。

岩崎代表監査委員におかれましては、決算審査を初め、行政全般にわたりましてご指導を賜り感謝申し上げます。ここに一般会計並びに特別会計の決算が無事認定されましたことに対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

◇

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成24年第3回榛東村議会定例会2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時45分散会

平成 2 4 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 2 日 (水)

平成24年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

平成24年9月12日（水曜日）

議事日程 第3号

平成24年9月12日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第55号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第56号 榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第57号 榛東村100歳到達祝金贈呈条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第58号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第59号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第60号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 8 議案第61号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第62号 平成24年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第63号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第64号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第65号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第66号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第67号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第68号 動産の取得について
- 日程第16 請願・陳情について
- 日程第17 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21 平成23年度榛東村一般会計決算の審査結果について
- 日程第22 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	早川雅彦君
生涯学習課長	星野勉君		

事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第3回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番小野関武利君、4番松岡稔君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 議案第55号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第55号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

外国人登録制度廃止に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案書の2ページに榛東村課設置条例の一部を改正する条例の案がございます。

なお、この条例につきましての関係条例は、例規集の121ページからとなっております。

それでは、新旧対照表で説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。アンダーライン部分が今回改正する部分でございます。

第2条第4号につきまして、右側の原案のアンダーライン部分、「イ外国人登録に関する事項」を削除し、以下のウ、エ、オについて、左のとおり順次繰り上げするもので、ウをイに、エをウに、オを

エにするものでございます。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

施行期日につきましては、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第56号 榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第56号 榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法が改正され、平成24年7月9日に施行されました。

また、外国人登録制度が廃止されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

例規集につきましては、903の27の167ページでございます。

新旧対照表につきましては、1ページでございます。

榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例、榛東村敬老祝金支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は外国人登録法の規定により、本村の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

暫時休憩します。

午前9時6分休憩

午前9時6分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開します。

議案第56号 榛東村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第57号 榛東村100歳到達祝金贈呈条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第57号 榛東村100歳到達祝金贈呈条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言]

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 榛東村100歳到達祝金贈呈条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法が改正され、平成24年7月9日に施行されました。

また、外国人登録制度が廃止されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案書の6ページに改正条例がございます。

例規集につきましては、903の27の169ページでございます。

説明につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の2ページをお願いします。

右側が現行、左が改正案でございます。右側下線部分の、「又は外国人登録法の規定により本村の外国人登録原票に、過去5年以上引き続き記載または登録されている者」を削り、左側下線部分に記載されている者に改正するものです。

議案書の6ページをお願いします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第57号 榛東村100歳到達祝金贈呈条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第58号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第58号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言]

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

学童保育所の安定した運営を確保し、児童の安心安全な保育の充実を図るため、指定管理制度の導入を可能とするものでございます。

議案書の8ページをお願いします。

改正条例でございます。例規集につきましては、893の19ページでございます。

説明につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の4ページをお願いします。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。第1条右側下線部分に、左側、以下「法」というのを加えるものです。

第2条につきましては、今年度児童福祉法が改正され、右側、「児童福祉法第6条の2第2項」を左側、「児童福祉法第6条の3第2項」に改めるものでございます。

第3条の見出し中、（実施主体及び運営）を（実施主体）改め、同条中、「実施主体及び運営者は、」を「実施主体は、」改めるものでございます。

5ページ、右側、現行条例、第5条以下を3条ずつ繰り下げ、4ページ左側、第4条の次に第5条から第7条を加えるものでございます。

朗読させていただきます。

（指定管理者による管理）

第5条、村長は、学童保育所の管理運営上必要と認めるときは、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、村長が指定するもの、（以下「指定管者」という。）に学童保育所の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条、指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

1号、学童保育所の設置に関する業務。

2号、学童保育所の維持管理に関する業務。

3号、前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務。

2項、指定管理者に指定管理業務を行わせる場合にあっては、次条から第12条まで、第14条及び第15条中「村長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条、指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

1号、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に学童保育所の運営を行うこと。

2号、学童保育所施設の維持管理を適正に行うこと。

3号、指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

議案書の6ページをお願いします。すみません、新旧対照表の6ページでございます。

右側は現行どおり、第1号中下線部分、第5条を左側、第13条1号中、下線部分、第8条に改めるものでございます。

議案書の9ページをお願いします。

附則としまして、この条例は平成24年10月1日から施行するものでございます。

本村の学童保育所につきましては、現在5カ所の保育所の運営を村町営で行っておりますが、近隣市町村の状況は、吉岡町が平成23年度から指定管理により運営を行っており、高崎市、前橋市、渋川市については、発足当時から一部を除いて保護者会や母親クラブに運営を委託しております。本村の学童保育所の児童数は、現在169名で3年前の21年度から95名増加し、それに伴い常時必要な職員の人数も20名と多くなっています。村の臨時職員の採用期間は最大で3年間となっていることから、後任の指導員の確保に苦慮しております。指導員の募集については、資格を問わず募集しており、現在20名の指導員中14名が保育士や教員などの資格を持たない方となっております。学童保育所の保育環境の充実を図るためには、資格者や経験者などの永続的な指導員の確保が重要なことだと考えております。指定管理者制度を導入することにより、資格者や経験者などの有能な指導員の永続的な確保が図れ、児童が安心して過ごすことができ、安定した保育環境の提供ができるものと考えております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

すみません、字句の訂正をお願いいたします。新旧対照表の5ページの第7条3号中、左側ですね、指定監理の「監」が違っております。これはたけかむりの「管」です。すみません、ご訂正のほうをよろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番、南千晴でございます。

まず、指定管理者による管理という部分、第4条が追加された、第5条、第6条の部分についてお聞きしたいと思うんですが、村長が指定するもの、以下指定管理者ということで、村長が指定するとあるんですが、この村長が指定するという部分、指定管理者を決めるに当たってどういった方法で決めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 指定管理者の募集につきましては、榛東広報あるいはホームページ等に掲載いたしまして、公募によりまして、募集する予定でございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時17分休憩

午前9時17分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員にお答えいたします。

当然、私にも権限がございますけれども、これは村民とよって非常に大事なことでございます。そのためにその選定委員会を設けて、そこで議論していただき、そして進めさせていただくというところでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 公募を行って指定委員会を開いて決めるという話で、榛東には学童保育は何か所があるんですけども、全部を一つの指定管理者にお願いするのか、それとも第一、第二、北部第一、第二、第三、南部第一、第二と分けて行うのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いろいろなやり方があると思います。それも、先ほど申し上げましたように委員会を設けて、その中で議論させていただき、どのエリアをどういうふうにするかということも含めて諮ってみたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） この指定管理を行うに当たって、期限といいますか、何年間とか、何年後に見直しをするとか、そういった部分、今回期限がないんですけど、そのあたりをどう考えているのか教えてください。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 本村の指定管理につきましては、ふれあい館等がございますが、同じように今のところ指定管理期間については、3年間ということで考えております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 何点かお聞きしたいと思いますけれども、先ほどの一般質問の中で民間化というふうなことも含めてというふうな形で任せるといような返事があったような気がするんですけども、やはり学童保育所の管理というふうなことでは、やはり民間というところでは、民間というものの性格は利益を追求する団体ですので、そういうところではなくてというふうなことは、まず一つ、まず民間にというふうなことではないようにぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それから、あと指定管理にするというふうなことについて、管理が移るということで榛東の今までの学童保育の充実がどのように進むというふうなことを、指定管理を考えたのかというふうなことについて、お答え願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 二つ質問されたというふうに思います。1点目は、管理指定のほうにウエートを置いてくださいというお話でございます。私も議員が話されますように指定管理あるいは民営化という両方を精査したときに、ウエートとしてはやはり指定管理のほうがいやすく、そしてまた住民にとっても対応できるのかなというふうに考えております。

それから、もう1点は、どうして指定管理を考えてきたのかということだと思っておりますけれども、それについては、先般の一般質問でもちょっとお答えさせていただいたんですけども、今後学童保育の需要が高まることが想定され、新たな学童保育所の設置も視野に置かなければならない状況であります。村直営で運営を維持していくことが困難になるということは、財政的にもそうですけれども、先生の確保というものが一番大事なことが、村でやるという先ほど申し上げましたように臨時は6カ月、あるいは有資格者は最低でも3年で終わってしまうというような期限がありますので、それらを行政でやっていますとなかなか子供たちにはいい環境がつかれないということから、それらを精査しまして、今回指定管理に移行していったらなということで、手始めに今やらせていただくことござい

ます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） どういう団体に指定管理をというふうなことについては、選定委員会を設定してというふうなことでありました。その選定委員会のメンバーというのは、どういうふうな方たちで構成されることになるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 実際のところ、まだそこまで詰めた話には進んでいないわけでございます。議員がおっしゃいますようにもう少しこの条例を可決させていただいた後に、来年度に向けた手順を計画を立てて、早急にそういったものも視野に入れながら進めていきたいとこんなふうに思っております。

それから、こちらでだれを指定にするかということは、全くございませんで、選定委員会の中にゆだねたいとこんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 結論として、どこかに指定管理という形で委託するというふうなことになりましたときには、協定書があると思いますので、それをきちっと議会といいますか、議員といいますか、諮っていただけるのでしょうか。

暫時休憩します。

午前9時24分休憩

午前9時24分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 協定書について議会に諮るかということ、これは議会議決案件でございませんで、一応今のところ考えておりません。ただ、協定書はどうなったかということは、全協というところでご報告させていただきたい、それで意見を聞きたい、こんなふうに思ってます。

○議長（高橋 正君） 3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 3番、小野関です。

指定管理者制度の導入に当たって、先ほど子育て・長寿支援課長のほうから、メリッ的な部分、説明がありました。また、近隣市町村の状況も話されたわけでありすけれども、やはり制度をええるということになると、メリット、デメリット双方あると思うんすけれども、デメリットの部分の検証はされておりますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） デメリットの関係でございますけれども、現在直営でやっているとすることで、各学童保育所からの意見が直接的に伝わってきますけれども、指定管理にした場合については、そういった意見の収集ですか、そういったことがしづらくなるというふうなことは考えております。そういった点について、どうふうにやっていくかということについては、今後きちんご意見等を聞きながらやっていきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 23年度の決算書を見ますと、学童保育の保護者負担金というのが1,200万円程度であります。それに対して、学童保育の総経費6,750万円ほどで、工事と用地買収がありますから、それを差し引いても3,550万円ほどの経費がかかっております。そんな中で法人その他の団体という部分、営利を目的としないと言いながらも、赤字を覚悟でやる話にはならないというふうに思っております。裏でもそれ相応の相当額を支出していく必要があるのかなと思うんすけれども、その辺の検討はどんな状況になっておりますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 指定管理した場合の収支の関係については、試算をしております。近隣の市町村におきましても、国並びに県の補助基準の金額を委託費に盛り込んで支出しているということでございます。

それと、先ほどの議員さんがおっしゃいました保護者負担金、これを合計いたしまして運営をされてるということで、うちのほうの試算におきましても、国あるいは県の基準額と保護者の負担金、これらを収入に委託費ということで、委託契約ということでやれば指定管理者についても、この範囲で運営ができるという試算はしてございます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 附則のところで、この条例は平成24年10月1日から施行ということにうたっております。きょうは9月12日であります。10月1日というのは、もう日も限られた日程でありますので、10月1日から即指定管理者が見つかるという状況にはないと思うんすけれども、それなり

の早急な準備をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第59号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第59号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書11ページ、説明につきましては、新旧対照表7ページをごらんください。

右側現行、左側改正案です。右側の現行ですけれども、（指定の申請）で、第6条の2第3項、第2号及び第4号中のアンダーラインの部分ですけれども、「又は外国人登録原票記載事項証明書の写し」までを削除したものでございます。全文につきましては、例規集第3巻、1209の204ページでございます。

議案書11ページをお願いします。

この条例は、公布の日から施行するということで、改正のほうをお願いいたします。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第60号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第60号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 今回の補正の主なものは、歳入におきましては、前年度からの繰越額の確定及び地方交付税の交付額確定に伴う増額などです。歳出におきましては、財源の調整から財政調整基金への積み立て、新井緑地公園建設事業につきましては、平成25年度防衛補助事業概算要求に伴い減額、上サ15号線ほか7路線の事業費変更見込みによる増額などをお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

10款地方特例交付金、補正額228万4,000円、計1,108万4,000円。1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税、補正額7,855万3,000円、計13億7,855万3,000円。1項地方交付税、同額でございます。

15款国庫支出金、補正額1,471万2,000円、計5億5,884万3,000円。1項国庫負担金、補正額103万8,000円、計3億4,019万3,000円。2項国庫補助金、補正額1,367万4,000円、計2億1,391万9,000円。

16款県支出金、補正額680万7,000円、計4億567万円。1項県負担金、補正額51万8,000円、計1億7,692万3,000円。2項県補助金、補正額629万8,000円、計2億586万3,000円。3項県委託金、補正額9,000円の減、計2,288万4,000円。

17款財産収入、補正額842万5,000円、計6,205万3,000円。2項財産売払収入、補正額842万5,000円、計848万4,000円。

19款繰入金、補正額1億2,071万円の減、計1億6,710万3,000円。2項基金繰入金、補正額1億2,071万円の減、計1億6,710万2,000円。

20款繰越金、補正額1億1,541万円、計1億9,541万円。1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入、補正額10万円、計3,107万3,000円。4項雑入、補正額10万円、計2,843万9,000円。

次のページをお願いいたします。

22款村債、補正額1,310万2,000円、計2億7,830万2,000円。1項村債、同額でございます。

歳入合計、補正前の額47億1,729万円、補正額1億1,868万3,000円、計48億3,597万3,000円でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額9,489万8,000円、計7億346万2,000円。1項総務管理費、補正額9,491万2,000円、計5億8,727万2,000円。5項統計調査費、補正額1万4,000円の減、計62万4,000円。

3款民生費、補正額1,269万1,000円の減、計16億5,293万7,000円、1項社会福祉費、補正額1,286万9,000円の減、補正額9億7,520万4,000円。2項児童福祉費、補正額17万8,000円、計6億7,690万円。

4款衛生費、補正額367万3,000円、計3億1,963万8,000円。1項保健衛生費、補正額367万3,000円、計1億8,979万7,000円。

6款農林水産業費、補正額998万円、計3億7,170万円、1項農業費、補正額998万円、計3億5,825万4,000円。

8款土木費、補正額1,932万9,000円、計4億3,805万6,000円、2項道路橋りょう費、補正額1,765

万3,000円、計2億6,890万6,000円。4項住宅費、補正額163万8,000円、計1,064万4,000円。5項都市計画費、補正額3万8,000円、計1億4,743万8,000円。

10款教育費、補正額349万4,000円、計6億9,502万4,000円。1項教育総務費、補正額1万4,000円、計1億1,017万3,000円。2項小学校費、補正額1万円、計9,808万3,000円。3項中学校費、補正額178万5,000円、計1億8,486万9,000円。4項幼稚園費、補正額54万3,000円、計8,698万2,000円。5項社会教育費、補正額82万1,000円、計7,526万3,000円。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費、補正額32万1,000円、計1億3,965万4,000円。

歳出合計、補正前の額47億1,729万円、補正額1億4,168万3,000円、計48億3,597万3,000円でございます。

17ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正となっております。

表中、左側が補正前、右側が補正後でございます。

今回の補正は、借入限度額を補正前の2億5,000万円から補正額1,310万2,000円を加え、2億6,310万2,000円とするものでございます。

18ページから20ページは、歳入歳出事項別名明細書総括表でございますので、説明を省略させていただきます。

22ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

一番上の枠、10款1項1目地方特例交付金、補正額228万4,000円は、減収補てん特例交付金の変更見込みによるものでございます。

2番目の枠、11款1項1目地方交付税、補正額7,850万3,000円は、普通交付税の確定によるものでございます。

3番目の枠、15款1項1目民生費国庫負担金、補正額103万8,000円は、説明欄にあるとおり保育所運営費国庫負担金の過年度精算金でございます。

一番下の枠、15款2項4目土木費国庫補助金、補正額1,367万4,000円は、歳出の防衛施設周辺民生安定施設整備事業におきまして、上サ15号線ほか7路線の事業の変更見込みに伴うものでございます。

この下の段、7目特定防衛施設周辺整備調整交付金については、13区コミュニティ供用施設改修事業におきまして、補助金対象の変更により減額し、減額分を村道改良事業に財源を振り替えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3番目の枠でございます。16款2項1目総務費県補助金、補正額114万2,000円の内訳でございます

が、説明欄にあるように緊急雇用創出基金事業市町村補助金で県の追加要望がございまして、歳出の10款3項中学校費1目学校管理費の学校講師の臨時賃金等に84万2,000円を充当するものでございます。

下の欄でございます。小水力発電導入に係る調査支援事業補助金30万円は、歳出の2款1項6目企画費、自然エネルギー推進事業の調査委託支援事業に充当するものでございます。

この2つ下の段でございます。3目民生費県補助金、補正額305万円は、説明欄にある妊婦健康診査支援事業補助金が継続されたことによるものでございます。

この下の段でございます。4目農林水産業費県補助金、補正額240万円の主なものは、説明欄にあるように新設による新規就農者確保事業補助金で、歳出の6款1項3目農業振興費に充当するものでございます。

24ページをお願いいたします。

上から2番目の枠でございます。17款2項1目不動産売払収入、補正額842万5,000円は、説明欄にあるように普通財産の売払収入によるもので、新井字清水貝戸の土地について、条件つき一般競争入札により落札者と契約となったことによるものでございます。

この下の枠、19款2項1目基金繰入金、補正額1億2,071万円の減は、説明欄にあるように財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。これにより財政調整基金からの繰入金がゼロになることとなります。

一番下の枠、20款1項1目繰越金、補正額1億1,541万は、前年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

下の枠でございます。22款1項2目臨時財政対策債、補正額1,310万2,000円は、臨時財政対策債の借入額の確定によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

一番上の段でございます。2款1項1目一般管理費、補正額11万5,000円は、4節共済費で市町村職員共済組合追加負担金の確定によるものでございます。

上から4段目でございます。8目財政調整基金費、補正額9,685万2,000円は、歳入においては財政調整基金からの繰入金をしなくてもよくなったので、財源調整を歳出で行うため財政調整基金に積み立てるものでございます。

一番下の段、11目コミュニティ供用施設費、補正額340万円の減は、13区コミュニティ供用施設の事業費の変更見込みによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

3款1項2目老人福祉費、補正額1,306万7,000円の減は、13節委託料の200万円を除き新井緑地公

園整備事業につきましては、防衛補助事業概算要求に基づき25年度実施見込により減額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

一番下の枠、4款1項2目予防費、補正額334万9,000円は、13節委託料で不活化ポリオワクチン接種が定期接種となったことにより、個別接種委託料を計上させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

下の段でございます。6款1項2目農業総務費、補正額14万9,000円は、4節共済費で市町村職員共済組合、追加負担金の確定によるものでございます。

この下の枠、2段目でございます。3目農業振興費、補正額243万円の主なものは、次のページ、19節負担金補助金及び交付金225万円で、国の新規就農者確保事業の新設により新規就農者3名分の給付費を計上させていただくものでございます。

その下の段、5目農地費、補正額604万6,000円の内訳は、水出の残土捨て場を圃場整備するため15節工事請負費として217万4,000円、村道御堀2号線改良予定に伴い支障物件に対する補償費として、22節補償、補てん及び賠償金300万円を計上させていただくものでございます。

一番下の枠、7目むらづくり費、補正額115万5,000円は、むらづくり産業祭用駐車場として、水出貯水池東側の土地を整備する費用を計上させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

下の段、8款2項3目道路新設改良費、補正額1,765万3,000円は、主に防衛施設周辺民生安定施設整備事業、上サ10号線ほか7路線の事業費変更見込みに伴い13節委託料107万4,000円、15節工事請負費1,655万9,000円を計上させていただくものでございます。

34ページをお願いいたします。

上の段でございます。8款4項1目住宅費、補正額163万8,000円は、15節工事請負費で内訳は、新井団地と中野団地の修繕費を計上させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

下の段でございます。10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額178万5,000円の内訳は、7節賃金72万9,000円と19節負担金補助金及び交付金、臨時職員社会保険料12万3,000円は、歳入のところでお話しした緊急雇用創出基金事業市町村補助金事業でございます。15節工事請負費94万2,000円は、新校舎カーテン設置工事及び体育館1階南側オペレーター交換工事費を計上させていただくものでございます。

37ページをお願いいたします。

10款6項1目保健体育総務費、補正額32万1,000円は、19節旅費で11月に長崎市で行われる全国スポーツ推進委員研究協議会におきまして、本村スポーツ推進委員が優良団体表彰の受賞に伴い旅費を計上させていただくものでございます。

38ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。2一般職、(1)総括の表で本補正におきまして、共済費が変更となりました。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番岸君。

[13番 岸 昭勝君発言]

○13番(岸 昭勝君) 13番、岸です。

27ページの企画費です。委託料として自然エネルギー推進事業で小水力発電導入調査委託料とあるんですけど、この内容の説明をお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長(立見清彦君) 小水力発電を導入するかどうかを検討するための調査を行うための費用でございます。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) つけ加えさせていただきます。本会議の一般質問でもちょっと触れたかなと思うんですけども、電気料が非常にかかっていると、いろいろなところで、そのために上水道あるいは農業用水という分野があるんですけども、飲料水についての電気料を何とか水力発電で、小水力発電で賄えないかどうかということで、調査研究を県で出資をしてやってくれると、2分の1の補助でやってくれるということなので、うちのほうもその研究ということで手を挙げさせていただいたところですよ。

○議長(高橋 正君) 13番。

[13番 岸 昭勝君発言]

○13番(岸 昭勝君) 残念ながら榛東村はちょっと大きな川とか、発電をする、規模は小さいんですけど、そういう場所がなかなか見当たらないというか、感じもするんですけど、細かく調査すればある可能性もあると思うんですけど、その辺のやるところの場所とかというのは、大体候補地というのはあるんですか。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長(立見清彦君) 5カ所を予定しております。まず、上野原のメガソーラーの近くなんです

すけど、あの辺の水利調査。それから、榛名モータースポーツランドのそばに上水道の減圧弁があります。そこの調査を行います。それと、4区のコミセンのそばになりますけれども、上水道第一圧力貯水池のその辺の調査ですね。それと、役場のすぐその隣に農業用水の流量計のところの調査ですね。それともう一つ上水道の新井のPCタンクの付近、付近というか、そこの調査、全部で5カ所を予定しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 大分あるのでこれだけあるのかなと、今感心したところですが、ちょっと参考なんですけど、村外の方にちょっとアドバイスというか、提案されたんですけど、群馬用水があると思うんですけど、あそこに設置という可能性はあるどうか聞きたいんですけど。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 群馬用水はうちのほうで管理してませんので、対象外にしていますけど。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 4番、松岡です。

31ページの予防接種のことなんですけれども、さっき財政課長、早く読み過ぎてしまったので、メモがとれなかったんですけども、何種類のワクチンだったかちょっとお答えしてください。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほど財政課長が説明したのは、ポリオの不活化ワクチンということで1種類です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） これは、何人分ぐらいに当たるんですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） ポリオのワクチンにつきましては、平成24年、本年の8月までですか、不活化ではなくて生ワクチンということで、飲ませる接種を実施したわけなんですけれども、法が改正されて、9月からは不活化ということで注射に変わるということでございます。24年も本年度も当初からは、生ワクチンということで予定をしてたんですが、法が変わりまして、不活化実施

ということで生ワクはなくなるんだということで、今回対象者を確認してみましたところが、生ワクチンの接種1回済んでいる方もいらっしゃるんですが、人数的には生ワクチンの1回接種した人が37人、それから生ワクチンの未接種者で117人ということで、これから先それらの方々に接種をしなければならぬ。それから接種回数になるんですけども、不活化は基本的に4回接種することになります。ただ、最初の3回は1年のうちに接種をするんですけども、最後の4回目が3回目が終了してから丸1年後ということになりまして、今の予定でいきますと、年度内には当然4回目は来ないということです。生ワクチンの接種を受けた方の残りの回数ですとか、それから生ワクチンを全然受けてないで不活化ワクチンで、これから接種を受ける方を人数掛ける回数で計算しますと約450人ぐらい、その単価を掛けた金額が今回補正をお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩といたします。開会は15分からといたします。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 16ページをお願いいたします。

歳出合計でございますけれども、補正額がはっきりしなかったというご指摘がございましたので、訂正させていただきます。1億1,868万3,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

◇

◎日程第8 議案第61号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第61号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) についてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、退職被保険者療養費の支出の増加による支出予算の補正増に伴います療養給付
費関係の歳入の増、それから平成23年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

歳出の主なものは、退職被保険者療養費の見込額の増加によるもの、繰越金の確定による国民健康
保険基金積み立ての増額、それから23年度補助事業の確定による国・県からの補助金の償還金となっ
ております。

議案書の40ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

5款療養給付費交付金、補正額47万5,000円、計8,186万1,000円。1項療養給付費交付金、補正額、
計とも同額でございます。

11款繰越金、補正額1億1,775万円、計1億1,775万2,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額で
す。

歳入合計、補正前の額17億1,480万円、補正額1億1,822万5,000円。計18億3,302万5,000円です。

続きまして、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款保険給付費、補正額50万円、計11億9,748万4,000円。1項療養諸費、補正
額50万円、計10億4,108万4,000円。

9款基金積立金、補正額1億1,766万4,000円、計1億1,766万6,000円。1項基金積立金、補正額、
計とも同額です。

11款諸支出金、補正額6万1,000円、計231万4,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額6万

1,000円、計207万4,000円。

歳出合計、補正前の額17億1,480万円、補正額1億1,822万5,000円。合計18億3,302万5,000円でございます。

42ページからの歳入歳出事項別明細書、総括の説明は、省略をさせていただきます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

5款1項1目療養給付費交付金でございます。1節現年度分が47万5,000円、11款1項2目その他繰越金、1節一般分繰越金1億1,775万円は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

それから、先ほどの5款1項1目の療養給付費交付金につきましては、支払基金から規定の計算式による歳出に対する支払基金からの交付金ということで、おおむね支出額の95%を計上させていただいております。

続きまして、48ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

主なものについて説明をさせていただきます。

2款1項4目の退職被保険者療養費、19節負担金、補助及び交付金50万円、これにつきましては、退職被保険者療養費の見込額の増加によるものでございます。

9款1項1目国民健康保険基金積立金、25節の積立金1億1,776万4,000円は、繰越金のうち財源充当とした残額を基金に積み立てるものでございます。

11款1項3目一般被保険者国庫支出金償還金、23節の償還金、利子及び割引料は、補助事業費の確定によりまして、補助金の国庫への還付金6万1,000円を計上させていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号 平成24年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第62号 平成24年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入は平成23年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。歳出は本年度で老人保健特別会計は廃止となる予定でございますので、一般会計への繰出金として計上させていただきました。

議案書の51ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

5款繰越金、補正額4,000円、計5,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額81万円、補正額4,000円、計81万4,000円です。

続きまして、52ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費、補正額4,000円、計1万7,000円。1項総務管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額81万円、補正額4,000円、合計81万4,000円です。

53ページからの歳入歳出事項別名書の総括の説明は、省略をさせていただきます。

57ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。5款1項1目の繰越金、1節の繰越金で補正額で4,000円でございます。これは、23年度の繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。1款1項1目一般管理費の28節の繰出金、補正額は4,000円、こ

れは一般会計への繰出金ということで計上させていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 平成24年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第63号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第63号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

歳入の主なものは、高額医療合算介護サービス費の支出見込額の増加による補正増に伴います法定負担額によるもの、事務費繰入金は、23年度事務費補助事業の確定による精算還付によるもの及び前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出の主なものは、高額医療合算介護サービス費の見込額の増加、介護給付費準備基金への積み立て、財政安定化基金償還金の減額及び国県支出金償還金が主なものとなっております。

議案書の61ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款国庫支出金、補正額12万5,000円、計2億650万3,000円。1項国庫負担金、補正額10万円、計1億5,710万6,000円。2項国庫補助金、補正額2万5,000円、計4,939万7,000円。

4款支払基金交付金、補正額14万5,000円、計2億5,860万9,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額6万2,000円、計1億3,956万2,000円。1項県負担金、補正額6万2,000円、計1億3,170万9,000円。

7款繰入金、補正額18万8,000円、計1億3,284万1,000円。1項一般会計繰入金、補正額18万8,000円、計1億3,284万円、8款繰越金補正額1,308万5,000円、計1,308万6,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額9億2,936万9,000円、補正額1,360万5,000円、計9億4,297万4,000円でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、補正額2万円、計1,917万1,000円、1項総務管理費、補正額2万円、計776万5,000円。

2款保険給付費、補正額50万円、計8億8,866万3,000円。4項高額医療合算介護サービス等費、補正額50万円、計230万1,000円。

4款基金積立金、補正額1,151万8,000円、計1,506万4,000円。

○議長（高橋 正君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、次に4款1項になります基金積立金、補正額、計とも合計です。

5款公債費、補正額216万3,000円の減、計160万円、1項財政安定化基金償還金、補正額、計とも同額です。

7款諸支出、補正額373万円、計377万5,000円、1項償還金及び還付金、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正前の額9億2,936万9,000円、補正額1,360万5,000円、計9億4,297万4,000円でございます。

います。

63ページからの歳入歳出事項別名書、総括の説明は省略をさせていただきます。

67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして、説明をさせていただきます。

3款1項1目介護給付費負担金から68ページの7款1項1目介護給付費一般会計繰入金までは、歳出でお願いしております高額医療費合算介護サービス費補正額50万円の負担ルールによる歳入でございます。国庫負担金は歳出額の20%、国庫補助金が5%、支払基金交付金が29%、県負担金が12.5%、一般会計繰入金が12.5%の歳入を予定しております。

次に、7款1項2目事務費一般会計繰入金12万5,000円は、事務費及び23年度事務費補助金の精算還付に充てるものでございます。

8款1項1目繰越金、1節繰越金1,308万5,000円は、前年度の繰越金確定に伴うものでございます。次に、70ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。1款1項1目一般管理費2万円は、通行料でございますが、公用車の中にETCの搭載車両が用意をされました。介護保険では施設の入所者の認定調査で県外また県内でも遠方施設への出張がございます。ETCを有効に利用するため今回お願いするものでございます。

次に、2款4項1目高額医療合算介護サービス費は、支出額の増加が見込まれるため50万円の補正をお願いするものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,151万8,000円は、前年度決算による繰越金のうち財源充当しました残額を基金に積み立てるものでございます。

5款1項1目財政安定化基金償還金は、23年度借り入れ予定額を3年間で償還すべく歳出額を予算化しましたが、借入額が減少したことによりまして、各年度の償還額を減額するものでございます。

7款1項2目国県支出金償還金、23節の償還金利子及び割引料373万円を補正しまして、平成23年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算を行うものでございます。もらい過ぎていた補助金等を返還するというところでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第64号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第64号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は平成24年度事業の職員給与費、手当等の補正でございます。

それでは、議案書73ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額3万8,000円、計1億2,556万4,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額5億9,936万2,000円、補正額3万8,000円、計5億9,940万円。

続きまして、74ページ歳出です。

1款総務費、補正額3万8,000円、計504万2,000円、1項総務費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額5億9,936万2,000円、補正額3万8,000円、計5億9,940万円。

76ページ、77ページの歳入歳出予算事項事項別明細書、総括につきましては同額のため説明を省略させていただきます。

続きまして、79ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額3万8,000円、計1億2,556万4,000円、歳入合計、同額です。

続きまして、81ページ、歳出です。

1款総務費、1項総務費、1目総務費、補正額3万8,000円、計504万2,000円。3節職員手当等3万8,000円。内訳としましては、期末手当2万円、勤勉手当1万8,000円です。歳出合計、同額、これにつきましては、6月補正でいたしました。計算誤りがありまして3万8,000円ほど不足したものでございます。申しわけありませんでした。

82ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員の皆様方におわびを申し上げます。

6月補正を出ささせていただき、精査したわけでございます。その中で精査の仕方が甘かったということで、課長に対しては15%、課長補佐については10%ということで計算をさせていただいたわけですが、その課長と課長補佐を入れかえて算出してあったということが判明しましたので、補正の補正で本当に申しわけありませんけれども、今回出させていただきました。本当にすみませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第65号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算(第2号)について

○議長(高橋 正君) 日程第12、議案第65号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましては、平成24年度備品購入費の補正でございます。備品につきましては、広馬場地区処理場の乾燥肥料用赤外線水分計1台分でございます。長岡処理場にも1台ありますが、精密機器のため移動ができないために新たに購入を予定しております。

それでは、議案書85ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額20万円、計8,797万5,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額1億1,619万1,000円、補正額20万円、計1億1,639万1,000円。

続きまして、86ページ、歳出です。

2款管理費、補正額20万円、計3,330万2,000円、1款管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億1,619万1,000円、補正額20万円、計1億1,639万1,000円。

88ページ、89ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては同額のため説明を省略させていただきます。

次に、91ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額20万円、計8,797万5,000円、歳入合計、同額です。

続きまして、93ページ、歳出です。

2款管理費、1項管理費、1目管理費、補正額20万円、計3,330万2,000円、18節備品購入費、20万円、赤外線水分計1台分でございます。

歳出合計、同額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第66号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第13、議案第66号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） それでは、平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に基づく繰越金の処理が主なものとなっております。

議案書95ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰越金、補正額25万2,000円、計25万3,000円。1項繰越金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,832万円、補正額25万2,000円、計1億4,857万2,000円。

続きまして、96ページをお願いいたします。

歳出でございます。同様に説明させていただきます。

2款事業費、補正額25万2,000円、計8,250万3,000円。1項事業費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,832万円、補正額25万2,000円、計1億4,857万2,000円。

98、99ページにつきましては、事項別明細書の総括表でございます。説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。3款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金、補正額25万2,000円でございます。23年度からの繰越金でございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

2款1項1目事業費、補正額25万2,000円、需用費で25万2,000円、これにつきましては、23年度決算による繰越金を賄い材料費に充当させていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇
◎日程第14 議案第67号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2

号) について

○議長（高橋 正君） 日程第14、議案第67号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして、正職1名病気のため臨時職員1名を採用する賃金及び保険料の補正です。4条予算の資本的収入及び支出につきましては、変更がありません。

それでは、議案書105ページをお願いいたします。

補正予算2号、実施計画書によりまして、説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうち収入でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、議決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、補正予定額9,000円の減、計2億7,072万2,000円。2項営業外収益、補正予定額9,000円の減、計1,119万円。4目雑収益、補正予定額9,000円の減、計664万7,000円。9,000円の減額につきましては、嘱託職員1名の雇用保険が不用になったことによる減額であります。

次に、106ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、補正予定額102万円、計2億5,990万1,000円。1項営業費用、補正予定額102万円、計2億4,692万2,000円。3目総係費、補正予定額102万円、計2,710万5,000円。主なものは臨時職員1名増に伴う賃金及び保険料が増額となったものでございます。内訳につきましては、賃金90万円、保険料12万円によります。

次の107ページ、108ページの説明書につきましては、収入収支とも実施計画書と同額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 失礼しました。3目総係費の誤りであります。すみませんでした。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩をしたいと思います。

午前10時55分休憩

午前11時12分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第68号 動産の取得について

○議長（高橋 正君） 日程第15、議案第68号 動産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 動産の取得について、提案理由の説明ご説明を申し上げます。

現在の第3分団の消防自動車につきましては、平成8年度防衛補助事業で購入しましたが、古くなったため今回買い換えを行うものでございます。

取得する動産、平成24年度相馬原演習場周辺消防施設設置助成事業、消防ポンプ自動車整備事業、消防ポンプ自動車CD-1型（4WD）1台でございます。

取得金額2,163万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額103万円。

取引の相手方、住所、東京都港区西新橋3丁目8番55号、商号等、株式会社モリタ東京営業部、代表者、部長、城賀本守。

以上で動産の取得についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 4番、松岡です。

この動産の取得は2,100万円と大分高額であります。私が覚えているあれでは、当時BD-1からCD-1にかえたとき、総務課長もその当時の消防主任ということでよく覚えていると思いますけれども、あの当時4分団に買った車は1,250万円と私は記憶しています。今回、大分高額で約900万円の差があります。このポンプの特徴というのは、どういう特徴があるのかちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防衛の補助対象の消防自動車につきましては、消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車、科学消防ポンプ自動車、はしごつき消防ポンプ自動車があります。そのうちの消防ポンプ自動車につきましては、今の補助対象となっているものはCD-1型とCD-2型、この2種類となっております。

それと特徴なんですけれども、CD-2型に比べて小回りがきいて使いやすいと。また、CD-2型に比べて細い道も進入可能、ポンプのパワーがありますけれども、それにつきましては、AからDがありますけれども、A級の一番最高となっております。また、普通車で運転できるということでもあります。それと2型に比べて価格が安い、2型のほうが大きいので、それと現在詰め所がありまして、その車庫にCD-2型だと入らなくなります。それで1型にしております。

それから、デメリット的には、2型に比べて荷物の積載が少ないということがデメリットということになります。また、県内でCD-2型を配置しているところはありません。それと以前からそうなんですけれども、四駆をうちのほうは榛東村では採用しております。それから購入に当たっては、3分団の要望というのを聞いております。要望につきましては、4分団が最近入れたんですけれども、それ以上か同じぐらいにしてくださいという要望であります、装備について、しかし4分団は水槽つきなんですけれども、水槽はつけないでほしいと、というのは運転できるのは普通免許で運転できるようにということで、水槽つきじゃないのを今回発注ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 相馬原演習場の周辺の整備補助事業ということであってあります。この丸防マークからどのくらいの予算が出るのか、もし差し支えなければお答え願ひします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これも上限が1,275万3,000円ということで、その3分の2が補助金で出ます。今回の消防自動車について、1,275万3,000円全部が該当になりません。該当になる補助対象と対象外というのがありまして、今回の消防自動車の価格は2,163万円なんですけれども、補助対象としては1,120万4,000円が補助対象で、補助金としては746万9,000円となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 10番、松岡です。

ちょっと関連しまして、今、何馬力と、普通免許で乗れるということから余り大きい車じゃないと思うんですけど、それと機能をちょっと説明していただけますか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 後で資料を配付します。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） きょう中に出したいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第68号 動産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第16、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、常任委員長より審査報告を求めます。

最初に、星野総務文教常任委員長より審査の報告を求めます。

星野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君登壇〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） それでは、報告を申し上げます。

閉会中の継続審査の申し出。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則71条の規定により申し出をいたします。

平成23年第4回12号陳情、霞山カントリークラブ倶楽部、ロイヤルヴィレッジゴルフ倶楽部代表取

締役、市川金次郎さん所有林借地料の減額のお願い、これは継続といたします。

続きまして、受理番号、平成24年第1回5号陳情、アジアと日本の平和と安全を守る群馬県フォーラム新井英志、件名、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見提出を求める陳情書でございます。なお、これも継続審査といたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） ただいま星野総務文教常任委員長より審査の報告がありました。

平成23年第4回陳情、受理番号第12号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第5号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続調査を許可いたします。

続いて、松岡産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

松岡産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 松岡好雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（松岡好雄君） それでは報告を申し上げます。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成24年第3回第12号、区分、陳情、提出者、第16区区長、松原大、部落解放同盟榛東支部長、村上将規、件名または要旨、榛東村第16区内道路に側溝に小蓋を取付されたい。

次に、本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成24年第3回第13号、区分、陳情、提出者、第18区区長、後閑忠夫、部落解放同盟榛東支部長、村上将規、件名または要旨、榛東村広馬場上野工業団地内に改良舗装工事及び側溝に小蓋の取付依頼について。

閉会中の継続審査申出書です。

本委員会、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成23年第3回第10号、区分、陳情、提出者、第2区区長、浅見貞男、区長代理、千木良嘉隆、件名または要旨、村道梨子木平8号線改良舗装工事についてであります。

閉会中の継続審査の申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成24年第1回第1号、区分、陳情、提出者、第16区区長、松原大、区長代理、小川清、

件名または要旨、村道下前11号線改良舗装工事についてであります。

終わります。

○議長（高橋 正君） ただいま松岡産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成24年第3回陳情受理番号第12号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第3回陳情受理番号第13号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成23年第3回陳情受理番号第10号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第1号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第16、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第17 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

日程第17、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第17から日程第20までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第21 平成23年度榛東村一般会計決算の審査結果について

○議長（高橋 正君） 日程第21、平成23年度榛東村一般会計決算の審査結果についてを議題といた

します。

平成24年9月3日付で付託を行いました平成23年度榛東村一般会計決算の審査結果について、決算特別委員長より報告を求めます。

善養寺決算特別委員長。

〔決算特別委員長 善養寺 忠君登壇〕

○決算特別委員長（善養寺 忠君） 決算特別委員会よりご報告申し上げます。

平成24年9月3日付で決算特別委員会に付託されました平成23年度一般会計決算の審査結果について、次のとおり報告いたします。

平成23年度榛東村一般会計決算の実質収支は、次のとおりでした。

区分、金額の順に説明を申し上げます。

歳入総額は58億779万7,929円で、歳出総額が55億7,899万3,330円でした。歳入歳出差引額は2億2,808万4,599円となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源のうち繰越明許繰越額は3,339万4,000円となります。実質収支額は1億9,541万599円でした。

本委員会による審査は8月27日、28日の2日間、各担当課より関係資料を用いて詳細な説明を受け質疑等を行いました。その結果、平成23年度の予算は適正に処理されていることを確認いたしました。

また、幾つかの事業についても改善点、要望事項等を取りまとめさせていただきますので、今後の事業報告並びに平成25年度の予算に反映していただくようお願いして報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） ただいま善養寺決算特別委員長より審査結果の報告がありました。

平成23年度榛東村一般会計決算の審査結果につきましては、報告のみといたします。

◎日程第22 議員派遣について

○議長（高橋 正君） 日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第113条の規定により、議会で議決することになっております。現在、北群馬郡町村議会議長会議員研修会、群馬県町村議会議長会議員研修会、総務文教、福祉生活、産業建設3常任委員会合同研修会の3件が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議」なしの声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日までに付議された案件はすべて終了いたしました。

◎議長あいさつ

○議長（高橋 正君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月3日の開会以来、本日までの10日間、4名の議員からの一般質問、平成23年度の各会計決算の認定並びに本年度の補正予算、条例の一部改正や請願・陳情などについて熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、ご議決いただき本議会が閉会できますことに対し厚く御礼申し上げます。

国政においては、第180回通常国会も9月8日に会期末を迎えました。社会保障と税の一体改革法案は可決されましたが、今年度予算に必要な赤字国債発行法案が成立しないために政府は自治体の財源不足を補う地方交付税のうち4日に予定していた4兆1,000億円の支出を見送ることに決めました。地方交付税は地方の歳入に占める割合が高く、地方自治体の事業執行や財政運営の影響が懸念されています。

また、9月に予定されていた民主党代表選や自民党総裁選挙が間もなく行われます。民主党代表選は10日に告示され21日に投開票が行われますが、野田首相を含む4人の候補者が立候補を表明し、しのぎを削っています。一方、自民党総裁選挙は14日告示、26日に投開票が行われます。谷垣総裁が突然立候補を断念、ほかに石原幹事長を初めとする3人が立候補を表明しています。今年度予算に必要な赤字国債発行法案を成立させるために秋にも臨時国会の開催が見込まれる中で、衆議院の解散・総選挙に向けた各党・各陣営の動きが活発化しています。このような動きの中で橋下大阪市長が率いる「大阪維新の会」が今月下旬にも新党「日本維新の会」を結成し、次の衆議院選挙に候補者を擁立することを正式に決定しました。新党への合流を目指す国会議員の動きも気になるところです。今後の国政の動きにも注視しながら、村の活性化と村民の福祉向上に努めてまいりますので、村民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、今議会において、副議長の不信任動議や議員に対する懲罰動議が提出されました。これらの一連の騒動が新聞紙上に掲載される事態となり、村民の皆様大変ご迷惑と心配をおかけしたことを衷心よりおわび申し上げます。今後、このような事態が起こらないよう反省し、自覚と良識を新たにし、議員活動に専念するため「榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議」を行いました。今後とも議会活動に対し、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9月も中旬になりますが、なお残暑の厳しい日が続いています。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意され、ご活躍いただき、村の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で平成24年榛東村議会第3回定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 小 野 関 武 利

榛東村議会議員 松 岡 稔